

平成29年版
環境白書

— 資料編 —



平成28年度「大分市環境ポスター展」最優秀賞作品 片山 翔薫さん（神崎小学校）

大分市

資料編目次

環境一般

環境行政のあゆみ	5
大分市環境基本条例	10
大分市環境審議会条例	14
資 1－1 第 12 期大分市環境審議会委員	15

環境基本計画

資 2－1 事業・制度の実施状況	15
------------------	----

公害防止統括者

資 3－1 公害防止統括者等の選任区分	22
資 3－2 公害防止統括者等の選任状況	23

大気環境

資 4－1 大気関係公害防止協定値	24
資 4－2 水質関係公害防止協定値	25
資 4－3 測定地点及び測定項目	26
資 4－4 大気汚染に係る環境基準及びその評価	27
資 4－5 二酸化硫黄濃度測定結果	28
資 4－6 二酸化硫黄濃度経年変化	28
資 4－7 二酸化硫黄濃度経月変化	29
資 4－8 窒素酸化物濃度測定結果	30
資 4－9 窒素酸化物濃度経年変化	31
資 4－10 二酸化窒素濃度経月変化	32
資 4－11 光化学オキシダント濃度測定結果	33
資 4－12 光化学オキシダント濃度経年変化	33
資 4－13 光化学オキシダント濃度経月変化	34
資 4－14 一酸化炭素濃度測定結果	35
資 4－15 一酸化炭素濃度経月変化	35
資 4－16 浮遊粒子状物質濃度測定結果	36
資 4－17 浮遊粒子状物質濃度経年変化	36
資 4－18 浮遊粒子状物質濃度経月変化	37
資 4－19 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度経月変化	38
資 4－20 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度測定結果	39
資 4－21 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分別濃度	39
資 4－22 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分別組成	39
資 4－23 微小粒子状物質 (PM2.5) 無機系元素成分濃度	40

資 4-2 4	降下ばいじん量経年変化……………	4 0
資 4-2 5	降下ばいじん量及び降水量経月変化……………	4 1
資 4-2 6	炭化水素濃度測定結果……………	4 2
資 4-2 7	炭化水素濃度経年変化……………	4 2
資 4-2 8	非メタン炭化水素濃度経月変化……………	4 3
資 4-2 9	測定局別風配図……………	4 4
資 4-3 0	有害大気汚染物質モニタリング調査結果……………	4 6
資 4-3 1	光化学オキシダントの緊急時等発令地域区分……………	4 8
資 4-3 2	緊急時等発令地域区分図（光化学オキシダントの緊急時等を除く）……………	4 9
資 4-3 3	緊急時等発令基準及び措置……………	5 0
資 4-3 4	緊急時等協力工場数……………	5 0
資 4-3 5	光化学オキシダントの緊急時等の発令状況……………	5 1
資 4-3 6	ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設……………	5 2
資 4-3 7	ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気排出基準……………	5 2
資 4-3 8	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（大気基準適用施設）……………	5 3
資 4-3 9	ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（大気基準適用施設）……………	5 3
資 4-4 0	車両登録台数の経年変化……………	5 4
資 4-4 1	主要交差点の流入交通量経年変化……………	5 4
資 4-4 2	一酸化炭素濃度測定結果（自排局）……………	5 5
資 4-4 3	一酸化炭素濃度経月変化（自排局）……………	5 5
資 4-4 4	窒素酸化物濃度測定結果（自排局）……………	5 5
資 4-4 5	窒素酸化物濃度経月変化（自排局）……………	5 6
資 4-4 6	浮遊粒子状物質濃度測定結果（自排局）……………	5 6
資 4-4 7	浮遊粒子状物質濃度経月変化（自排局）……………	5 6
資 4-4 8	炭化水素濃度測定結果（自排局）……………	5 7
資 4-4 9	非メタン炭化水素濃度経月変化（自排局）……………	5 7
資 4-5 0	自動車排出ガス測定局経年変化一覧（年平均値）……………	5 8
悪臭防止		
資 5-1	悪臭防止法に基づく規制地域……………	5 9
資 5-2	特定悪臭物質の濃度等……………	6 0
資 5-3	臭気強度 2.5 に対応する規制基準（3 号規制）……………	6 0
資 5-4	悪臭調査結果……………	6 1
水質対策		
資 6-1	人の健康の保護に関する環境基準……………	6 2
資 6-2	生活環境の保全に関する環境基準（河川）……………	6 3
資 6-3	生活環境の保全に関する環境基準（海域）……………	6 4
資 6-4	要監視項目及び指針値（公共用水域）……………	6 5
資 6-5	要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）……………	6 6

資 6 - 6	公共用水域環境基準設定状況（河川）	6 7
資 6 - 7	水生生物の保全に係る環境基準設定状況（河川）	6 8
資 6 - 8	河川の環境基準点における経年変化	6 9
資 6 - 9	河川の環境基準点における B O D 年平均値の経年変化	6 9
資 6 - 1 0	河川地点別水質測定結果	7 0
資 6 - 1 1	河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）	7 5
資 6 - 1 2	トリハロメタン生成能調査結果	7 6
資 6 - 1 3	公共用水域環境基準設定状況（海域）	7 7
資 6 - 1 4	公共用水域環境基準設定状況（全窒素・全リン）	7 7
資 6 - 1 5	水生生物の保全に係る環境基準設定状況（海域）	7 8
資 6 - 1 6	海域の環境基準点における経年変化	7 8
資 6 - 1 7	海域の C O D 年平均値の経年変化	7 9
資 6 - 1 8	海域水質測定結果水域別総括表（生活環境項目）	8 0
資 6 - 1 9	海域地点別水質測定結果（生活環境項目）	8 1
資 6 - 2 0	海域地点別水質測定結果（健康項目）	8 2
資 6 - 2 1	海域地点別水質測定結果（全窒素・全リン）	8 2
資 6 - 2 2	海域地点別水質測定結果（その他）	8 3
資 6 - 2 3	水浴場水質判定基準	8 4
資 6 - 2 4	海水浴場水質調査結果	8 5
資 6 - 2 5	海水浴場放射性物質等調査	8 5
資 6 - 2 6	一律排水基準（有害物質）	8 6
資 6 - 2 7	一律排水基準（その他の項目）	8 7
資 6 - 2 8	上乘せ排水基準	8 8
資 6 - 2 9	立入検査の概要	9 0
資 6 - 3 0	業種別立入件数	9 0
資 6 - 3 1	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場等の数	9 1
資 6 - 3 2	ダイオキシン類対策特別措置法に係る水質基準対象施設及び水質排出基準	9 4
資 6 - 3 3	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）	9 5
資 6 - 3 4	ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）	9 5
資 6 - 3 5	水質汚濁に係る環境基準（地下水）	9 6
資 6 - 3 6	要監視項目及び指針値（地下水）	9 6
資 6 - 3 7	地下水質測定結果（概況調査）	9 7
資 6 - 3 8	地下水質測定結果（継続監視調査）	9 7
資 6 - 3 9	地下水質要監視項目測定結果	9 8
資 6 - 4 0	土壌汚染対策法施行状況	9 8
資 6 - 4 1	公共下水道普及状況	9 9
資 6 - 4 2	浄化槽の設置補助対象地域、補助金額等	1 0 0
資 6 - 4 3	污水处理人口普及率	1 0 1

騒音・振動

資 7-1-1	騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図	102
資 7-1-2	騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（佐賀関地区）	103
資 7-1-3	騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（野津原地区）	104
資 7-2-1	騒音に係る規制基準の指定地域図	105
資 7-2-2	騒音に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区、野津原地区）	106
資 7-3-1	振動に係る規制基準の指定地域図	107
資 7-3-2	振動に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区）	108
資 7-4	騒音に係る環境基準について（一般地域）	109
資 7-5	騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）	109
資 7-6	騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）	109
資 7-7	騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準	110
資 7-8	振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準	110
資 7-9	特定建設作業に関する規制基準	111
資 7-10	自動車騒音の要請限度	111
資 7-11	道路交通振動の要請限度	112
資 7-12	大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準	112
資 7-13	大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限	112
資 7-14	大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限	113
資 7-15	環境騒音調査地点図（一般地域）	114
資 7-16	環境騒音調査結果（一般地域）	115
資 7-17	環境基準達成状況（一般地域）	115
資 7-18	自動車騒音・道路交通振動調査地点図	116
資 7-19	自動車騒音・道路交通振動調査結果	117
資 7-20	環境基準達成状況（幹線交通を担う道路に面する地域）	118
資 7-21	環境基準達成状況経年変化（幹線交通を担う道路に面する地域）	118
資 7-22	各種届出状況（特定施設）	119
資 7-23	特定建設作業の届出件数の推移	120
資 7-24	各種届出状況（特定建設作業）	120
資 7-25	特定建設作業の騒音・振動防止対策	121

地球温暖化

資 8-1	月平均気温の変化	122
資 8-2	大分市における過去 50 年間の温度変化	123
資 8-3	地球温暖化対策おおいた市民会議設置要綱	124
資 8-4	第 5 期地球温暖化対策おおいた市民会議委員	126
資 8-5	温室効果ガスの活動区分別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	127
資 8-6	温室効果ガスの種類別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	128
資 8-7	目標達成状況（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	128
資 8-8	大分市のエコエネルギー導入状況	129

環境一般

環境行政のあゆみ

(S51～H29. 3)

	環境対策関係	廃棄物関係
S51. 2	住友化学工業（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を改定	
3		佐野埋立場汚水収集施設が完成
11	パルプ工場排水口を中心とした大野川流域水銀底質調査を実施	ごみ減量対策としてモデル地区で「有価ごみ集団回収」を開始
S52. 1		市内全域で有価ごみ集団回収を開始
10	大分地域硫黄酸化物総量削減計画を策定	
11		米良清掃工場汚水処理施設が完成
S53. 3	大分地域公害防止計画（第2次）について承認	鶴崎ごみ焼却場を閉鎖 大洲園処理場のし尿処理施設を改造し浄化槽専用処理施設（200kℓ／日）が完成
4	振動規制法の規制地域を指定	大分市廃棄物処理施設管理規則を制定
S55. 7	（水質汚濁防止法に基づくCODの総量規制が施行） 悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準が施行	
10	三井造船（株）と公害防止協定を締結	大洲園処理場の高度処理施設（500kℓ／日）が完成
S56. 3		鬼崎埋立場の埋立処分地施設整備完成
12		鬼崎埋立場に粗大ごみ処理施設が完成、鬼崎不燃物処理場と名称変更
S57. 3	大分油化興産（株）及び昭和酢酸ビニル（株）と公害防止に関する地位取得協定を締結	
7		空き缶クリーン作戦「空き缶回収・リサイクル事業」を開始
S58. 3	大分地域公害防止計画（第3次）について承認	
4	東京芝浦電機（株）と公害防止協定を締結	
9	九州電力（株）と公害防止協定を締結	
11	東京芝浦電機（株）と公害防止に関する細目協定を締結	
S59. 1		大洲園処理場の管理棟が完成
3		大洲園処理場脱水機設備が完成
6		使用済み乾電池の試行回収（モデル地区）を開始
S60. 4	大分液化ガス共同備蓄（株）と公害防止協定を締結 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
9		使用済み乾電池の回収開始（市内全域）
S61. 3	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定	佐野埋立処分地浸出液処理施設が完成
9		東部清掃センターが供用開始（米良清掃工場、佐野埋立場廃止）
10	昭和電工グループ太平洋液化水素（株）と公害防止に関する地位取得協定を締結	大分市環境美化に関する条例を制定
S62. 3	大気汚染常時監視テレメータシステムを導入	
10	鶴崎パルプ（株）との公害防止に関する覚書を本州製紙（株）に承継	
S63. 3	東陶機器（株）と公害防止協定を締結 本州製紙（株）と公害防止協定を締結 播磨耐火煉瓦（株）と公害防止協定を締結 大分地域公害防止計画（第4次）について承認	

6	都市内河川水質汚濁対策連絡調整会議（国、県、大分市）を設立	
8	生活雑排水広域推進事業（環境庁委託）を実施	
10	本州製紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定 東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定 住吉川浄化対策推進協議会が発足	
H1. 3	新日鐵化学（株）と公害防止に関する細目協定を改定 昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定	
4	大分市騒音防止条例の施行規則の一部を改正	
7	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
8	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定	
H2. 4	悪臭防止法施行令の一部改正に伴い規制 4 物質の追加及び規制地域の一部を見直し	
10	汚濁河川対策計画作成等調査（環境庁委託）を実施	
H3. 8		ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会が発足
9	生活排水対策重点地域に指定	
11		ごみ減量・リサイクル推進対策協議会が発足
H4. 1	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定	
2	大分市生活排水対策推進計画を策定	
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定 大分市生活排水対策推進計画を策定	鬼崎不燃物処理場浸出水調整池が完成
4		生ごみ処理容器貸与事業を開始(モデル地区)
8	開放型事業場騒音対策検討調査（環境庁委託）を実施	
9		空き缶リサイクルカーを導入
H5. 3	大分地域公害防止計画（第 5 次）について承認	
4		大分市有価ごみ集団回収事業報償金の交付を開始
H6. 4		ごみ処理手数料及び施設使用料を改定
6	尼ヶ瀬川周辺地域生活排水対策モデル事業を開始 生ごみ処理容器貸与事業を開始(市内全域)	
8	大分市環境審議会条例を施行	
11	東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
H7. 4		一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業の許可を開始
7	九州電力（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
9	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定	
11	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定	
H8. 10	O I T A 自然観察ガイド(市内 10 コース)を作成 本州製紙（株）との公害防止に関する覚書を王子製紙（株）に承継	
H9. 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
4	(中核市に移行) 九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定	産業廃棄物対策事業、浄化槽対策事業を開始 事業系ごみの市直営による有料収集を廃止 福宗清掃工場が供用開始 家庭ごみ収集の推奨袋（透明または半透明）制度を導入

		資源物（缶・びん・ペットボトル）の分別収集を開始（第 1 次実施地区）
7	昭和電工（株）及びグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定 東陶機器（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
10		大分市合併処理浄化槽設置指導要綱を制定
H10. 1		資源物（缶・びん・ペットボトル）の分別収集を開始（市内全域） 犬・猫等の死体収集運搬業務を民間に委託
2	大分地域公害防止計画（第 6 次）について承認	
5	王子製紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
12		大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例を制定
H11. 3		大分市清掃事業審議会条例を制定 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則を制定
H12. 1	（ダイオキシン類対策特別措置法が施行）	
3	大分市環境基本計画を策定 新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
4	ハリマセラミック（株）との公害防止協定を黒崎播磨（株）に承継	
6	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定	大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を制定
11		エコ・エコプラザ（府内町）を開設
12	大分市騒音防止条例及び同施行規則の一部を改正	
H13. 3		エコショップ認定事業を開始
4		「新聞類」「その他紙類」「布類」の分別収集を開始 家電リサイクル法の施行に伴う一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物）の収集運搬を許可制に移行 電動式生ごみ処理機購入補助事業を開始
12	住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
H14. 2	大分地域公害防止計画（第 7 次）について承認	
3	大気汚染常時監視テレメータシステム更新	
4	大分市地球温暖化対策実行計画を策定	新大洲園処理場が供用開始
9		不法投棄監視カメラを市内 5 箇所に設置
10	王子製紙（株）との公害防止協定を王子板紙（株）に継承	
11	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定 王子板紙（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
H15. 2	（土壌汚染対策法施行）	
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
4		東部清掃センターを建て替え、佐野清掃センターに名称変更し供用開始 大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の 4 市による、可燃ごみの広域処理を開始
6	（株）東芝と公害防止に関する細目協定を改定	
9	昭和電工（株）及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定	

10	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
H16. 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
3	九州石油（株）と公害防止に関する細目協定を改定 新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定 大分キャノン（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結	エコ・エコプラザを閉館
4		きれいにしょうえおおいた推進事業を開始
9	大分キャノン（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
10	野津原、佐賀関両町との合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
H17. 1	（野津原、佐賀関両町と合併、新大分市発足）	野津原町との合併に伴い大分郡環境衛生組合に加入
8		リサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止
10		大分郡環境衛生組合を由布大分環境衛生組合に改称
H18. 2	大分キャノンマテリアル（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
3	新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
4	日鉱金属（株）との公害防止協定を日鉱製錬（株）に継承	「古紙・布類」の収集運搬業務を民間に委託
7		大分市ボイ捨て等の防止に関する条例施行、府内町等をボイ捨て防止等強化区域に指定
12	大分市環境基本条例を制定	
H19. 1	大分市環境基本条例を施行	
3	南日本造船（株）と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結	大分市一般廃棄物処理基本計画を策定
4		大分エコライフプラザを開館 ごみ新分別（8分別から12分別に細分化）を開始 プラスチック製容器包装（資源プラ）・缶・びん・ペットボトルの委託収集を開始 福宗環境センターリサイクルプラザが供用開始 あわせ産業廃棄物の清掃工場・埋立場への持込を禁止（脱水汚泥は除く）
12	地球温暖化対策おおいた市民会議を設立	
H20. 3	大分地域公害防止計画（第8次）について承認 新日本製鐵（株）と公害防止に関する細目協定を改定 大分市環境基本計画を改定	
4		一般廃棄物処理業許可手数料を改正 生ごみのコミュニティ回収事業を開始 関崎清浄園し尿処理施設を廃止 大洲園処理場へ旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥搬入を開始
6	大分市地球温暖化対策行動指針を策定	
9	昭和電工（株）及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定を改定 住友化学工業（株）と公害防止に関する細目協定を改定	
10	九州石油（株）との公害防止協定を新日本石油精製（株）に承継	

H21. 4		段ボールコンポスト普及啓発事業を開始
9	(微小粒子状物質 (PM2.5) に大気環境基準が設定)	ごみ収集車両にハイブリッド車(3台)を導入
H22. 4	日鉱製錬(株)との公害防止協定をパンパシフィック・カップー(株)に承継	特定地域(荷揚町校区ほか)においてごみ収集運搬業務を民間に委託
7	新日本石油精製(株)との公害防止協定をJX日鉱日石エネルギー(株)に承継 昭和エンジニアリング(株)及び昭和高分子(株)との公害防止協定を昭和電工(株)に承継	
H23. 6		有価物集団回収事業報償金の対象品目に廃食油を追加
8	新日鐵化学(株)との公害防止協定をNSスチレンモノマー(株)に承継	
H24. 3		ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止
8	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定を改定	
10	新日本製鐵(株)との公害防止協定を新日鐵住金㈱に承継	
H25. 2	大分市アライグマ防除実施計画を策定、アライグマの防除を開始	
3	大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を策定	大分市一般廃棄物処理基本計画を改定
4	TOTO(株)との公害防止協定をTOTOアクアテクノ(株)に承継	
7	九州電力(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定を改定	大分駅南口駅前広場等をポイ捨て防止等強化区域に追加指定
12		大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正 大分市廃棄物処理施設条例の一部を改正
H26. 3		大分市廃棄物処理施設整備基金条例を制定
4		有価物集団回収事業における紙類・布類の報償金額を引き上げ ごみ拾いパートナー制度を開始
6		市内8郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動の協定」を締結
11		家庭ごみ有料化制度を開始
H27. 2		(一社)大分県産業廃棄物協会と災害廃棄物処理の応援に関する細目協定を締結
5		ごみ減量・リサイクル推進懇談会を開始
H28. 4	(株)東芝との公害防止協定を(株)ジャパンセミコンダクター及びソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)に承継	
10		カセットボンベ等穴あけ不要化事業を開始
12		3きり運動の「宴会食べきり!おおいた30・10運動」を開始
H29. 3	大分市環境基本計画を改定 大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を改定	大分市一般廃棄物処理基本計画を改定 大分市災害廃棄物処理計画を 策定

大分市環境基本条例

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）に

のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。

(5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

(6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

(7) 地球環境保全が推進されること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「大分市環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例（平成6年大分市条例第7号）第1条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(事業に係る環境配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第14条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第19条 市は、第17条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第1項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の協働)

第20条 市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であつて、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

大分市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大分市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員27人以内を持て組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(大分市公害対策審議会条例の廃止)

2 大分市公害対策審議会条例（昭和40年大分市条例第12号）は、廃止する。

資 1 - 1 第 12 期大分市環境審議会委員

(任期 H28. 8. 1～H30. 7. 31)

区 分	氏 名	勤務先又は推薦団体等	備 考
学識経験を有する者	安田 幸夫	日本文理大学	(会長)
	大上 和敏	大分大学	
	高見 徹	大分工業高等専門学校	
	澤口 博人	大分市連合医師会	
	阿部 みどり	大分市薬剤師会	
市議会議員	今山 裕之	経済環境常任委員長	(副会長)
	大石 祥一	経済環境常任副委員長	
関係行政機関の職員	大西 徹	大分地方気象台	
	阿部 純也	大分中央警察署	
その他市長が適当と認める者	上田 耕作	大分商工会議所	
	小森 俊也	大分県経営者協会	
	西塔 賢	大分県工業倶楽部	
	三宮 徹一郎	大分市工業連合会	
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会	
	荒金 一義	自治委員連絡協議会	
	角谷 幹男		
	後藤 幸蔵		
	松尾 敏生	NPO法人大分環境カウンセラー協会	
	桑野 恭子	NPO法人地域環境ネットワーク	

環境基本計画

資 2 - 1 事業・制度の実施状況

各主体の取組のうち、行政の取組項目である事業・制度の全 161 項目における実施状況について、実施または推進を A、実施に向け検討を B、実施・検討せずを C、終了・廃止を D の 4 分類で示しています。

年度	A	B	C	D
平成 28 年度	145 項目 (90.1%)	0 項目 (0%)	2 項目 (1.2%)	14 項目 (8.7%)

各主体の実施状況の詳細は以下のとおりとなっています。

1. 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります

(1)環境目標「豊かな自然や生き物を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①多様で貴重な自然の保全	国土利用計画	A
	大分市都市計画マスタープラン	A
	大分市緑の基本計画	A
	大分市開発行為指導要綱	A
	市有林整備	A
	大分中部流域林業活性化センターへの支援	A
	自然環境調査	A
	森林整備地域活動支援事業	A
	大分市緑の基金	A
	郷土の緑保全地区の指定	A
	大分市名木の指定	A
	大分市景観計画	A
②環境と調和した農業の推進	大分市農業振興基本計画	A
	大分市農業水産業振興地域整備計画	A
	農業用廃プラスチック適正処理	A
	資源循環型農業推進事業	A
	畜産環境保全対策	A
	技術普及拡大	A
	大分市エコ・アグリ推進支援事業	A
	農地・水・環境保全向上対策	A

○定量目標「農産物認証制度取得農業者数 平成 28 年までに 200 人」

・平成 29 年 3 月 31 日現在、農産物認証制度取得農業者数 187 人

(2)環境目標「人と自然との豊かなふれあいを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①自然に親しむ場所・施設の確保と充実	森林公園整備	A
	ふれあい農業の推進	A
	キャンプ場整備	A
	展望台の管理	A
②レクリエーション・学習の場の確保と活用	林業体験イベント	A
	自然ウォッチング	A
	自然観察会	A
	まるごと田舎暮らし協働体験事業	A
	「農」のある暮らし支援事業	D
	都市・農村交流活動支援事業	A
	自然観察ガイド	A
	環境ポスター展	A

○定量目標「自然体験学習会を年間 20 回以上開催します」

・平成 28 年度は 36 回開催

2. 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

(1) 環境目標「緑に恵まれた環境づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①緑の空間の確保	都市計画マスタープラン（再掲）	A
	大分市緑の保全及び創造に関する条例	A
	大分市緑の基本計画（再掲）	A
	緩衝緑地整備と維持管理	A
	活き粋大分街かど空間奨励事業	A
②緑の質の向上	都市緑化基準の設定	C
	都心部公園のリフレッシュ	A
	街路樹管理	A
③緑の啓発の推進	緑地協定	A
	ボランティア団体育成	A

(2) 環境目標「水辺に親しむ環境づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①水辺の保全	水辺の生態系状況調査	A
	農業用溜池の改修	A
	河川環境回復事業	D
②水辺に親しむ場所の創造	西大分ウォーターフロント開発	D
	親水公園の整備	D
	階段護岸の整備	D

(3) 環境目標「個性あるまちなみ景観をつくります」

基本施策	事業・制度	実施状況
①都市景観形成の推進	建築協定	A
	電線類地中化	A
	大分駅周辺総合整備	A
	中心市街地活性化基本計画	A
	大分市景観計画（再掲）	A
	大分市景観条例	A
	ふるさとづくり活動推進	A
②まちの美化対策の推進	大分市環境美化に関する条例	A
	不法投棄防止対策	A
	クリーン推進員	A
	クリーンステーション運動	A
	市民いっせいごみ拾い	A
	きれいにしょうえおおいた推進事業	A
	大分市自転車等の放置の防止等に関する条例	A
	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	A

(4)環境目標「歴史・文化を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①文化財の保護・保存・活用	歴史資料館・海部古墳資料館の活用	A
	文化財愛護活動の支援	A
	大友氏遺跡事業	A
	横尾遺跡保存整備事業	A
②文化財の調査の推進	文化財調査活動	A
	伝統文化調査事業	D

3. 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます

(1)環境目標「良好な大気環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境監視の推進、工場・事業場 発生源対策の推進	公害防止計画（注）	D
	公害防止（環境保全）協定	A
	テレメータシステムによる常時監視	A
	監視体制	A
	工場・事業場に対する指導	A
	有害大気汚染物質の調査・指導	A
	アスベストに対する調査・指導	A
	緩衝緑地整備と管理	A
	環境保全資金の融資	A
②自動車交通対策の推進	TDM（交通需要マネジメント）調査	A
	道路整備	A
	大分市都市交通円滑化推進計画	A
	低公害車の導入	A
	MM（モビリティ・マネジメント）	A
	登録制レンタサイクル	A
③悪臭対策の推進	工場・事業場に対する規制・指導	A
	測定体制	A

○定量目標「大気汚染物質（二酸化窒素等）環境基準の達成」

- ・光化学オキシダントは全測定局で非達成
- ・SO₂、NO₂、CO、SPM は、全測定局で環境基準（長期的評価）を達成

○定量目標「有害大気汚染物質（ベンゼン等）環境基準の達成」

- ・一般環境 1 地点、固定発生源周辺 3 地点、沿道 2 地点の計 6 地点で年 12 回調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成

（注）公害防止計画 第 8 次計画（平成 19～22 年度）が終了した。

(2)環境目標「良好な水環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①工場・事業場排水対策の推進	公害防止計画（注）	D
	公害防止（環境保全）協定	A
	環境測定	A
	小規模事業場排水対策	A
	工場・事業場に対する監視・指導	A
②生活排水対策の推進	公共下水道整備	A
	大分市水洗便所改造助成融資	A
	農業集落排水施設整備	A
	浄化槽設置整備	A
	水質汚濁負荷量調査	A
	しゅんせつ、直接浄化施設などの設置・管理	A
③農業排水対策の推進	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用	A
	農家に対する排水対策指導	A
④地下水・土壌汚染対策の推進	地下水の概況調査、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺調査	A
	工場・事業場に対する指導	A
	土壌の一般環境把握調査	A

○定量目標「河川水質 環境基準の達成」

市内河川 10 水域 35 地点で調査を実施

- ・生活環境項目について：環境基準点において有機汚濁の水質指標である BOD75%水質値は、全て環境基準を達成
- ・健康項目について：各項目とも全て環境基準を達成

○定量目標「海域水質 環境基準の達成」

別府湾等 9 水域 14 地点で調査を実施

- ・生活環境項目について：有機汚濁の水質指標である COD75%水質値は、全て環境基準を達成
- ・健康項目について：各項目とも全ての地点において環境基準を達成

○定量目標「地下水質 環境基準の達成」

19 地点で地下水調査を実施

- ・概況調査を 10 地点で実施し、全ての地点で環境基準を達成
- ・継続監視調査 9 地点で実施し、5 地点で環境基準を超過

○定量目標「河川及び河川底質、地下水、土壌のダイオキシン類 環境基準の達成」

- ・河川 10 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・河川底質 5 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・地下水 12 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成
- ・土壌 5 地点で調査を実施し、全て環境基準を達成

(3)環境目標「騒音・振動を防止します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進	公害防止計画（注）	D
	公害防止（環境保全）協定	A
	立ち入り調査・指導	A
	建設機械作業の指導	A
	環境測定	A
	工場・事業場に対する指導	A
②近隣騒音対策の推進	啓発活動	A

○定量目標「一般地域における生活環境騒音 環境基準の達成」

- ・環境基準の指定された 6 地点中 6 地点で環境基準を達成（達成率 100%）

- 定量目標「自動車交通騒音における生活環境騒音 環境基準及び要請限度の達成」
 ・主要幹線道路 28 地点で自動車交通騒音を測定し、21 地点で環境基準を達成、28 地点で要請限度以下
- 定量目標「道路交通振動における生活環境振動 要請限度の達成」
 ・主要幹線道路 28 地点で道路交通振動を測定し、全ての地点で要請限度以下

4. 資源、エネルギーを大切に、環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます

(1)環境目標「ごみの減量化・リサイクルを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①ごみの排出抑制・減量化の推進	一般廃棄物処理基本計画	A
	生ごみ処理容器無償貸与	A
	ごみ減量推進事業所の指定	A
	エコ・ショップ認定	A
	多量排出事業者に対する指導	A
	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	A
	大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	A
	生ごみ処理機器購入補助	A
	ごみ減量預金事業	D
②リサイクルの推進	有価物集団回収運動	A
	剪定枝等リサイクル	A
	空き缶クリーン作戦	D
	資源物分別回収	A
	ごみ分別説明会	A
	大分エコライフプラザ	A
	焼却灰・飛灰の資源化処理	A
	リサイクルネット Oita（不用品情報交換システム）	D
③ごみの適正処理	水質検査、排ガス検査、ばいじん等検査	A
	不法投棄パトロール	A
	処理施設の円滑な設置と適正な配置	A
	大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱	A
	公害防止（環境保全）協定事業者の産業廃棄物処理施設に関する指導要綱	A
	産業廃棄物適正処理指導計画	A

○定量目標「ごみ排出量（一般廃棄物）（H18 現状値 223,170 t） 平成 28 年までに 146,789 t」

- ・平成 28 年度の排出量 157,342 t

○定量目標「リサイクル率（一般廃棄物）（H18 現状値 18.4%） 平成 28 年までに 39.2%」

- ・平成 28 年度のリサイクル率 21.6%

○定量目標「最終処分率（H18 現状値 20.7%） 平成 28 年までに 3.1%」

- ・平成 28 年度の最終処分率 7.2%

(2)環境目標「水・エネルギーの有効利用を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①水の効率的な利用促進	雨水利用	A
	再生水利用事業	A
	雨水貯留施設設置補助	A
②省エネルギーの促進	省資源・省エネルギー運動	A
	市民エコ・ライフ運動	D
③新エネルギー導入の促進	ごみ焼却余熱利用発電	A
	大分市公共建築物設計基準	A

(3)環境目標「地球環境に配慮した取組を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①地球温暖化対策の推進	エコ・オフィス運動	A
	大分市地球温暖化対策実行計画	A
	エコエネルギー導入促進事業	A
	温室効果ガス削減推進事業	A
	電気自動車導入事業	A
②オゾン層保護の推進	オゾン層保護の推進	A
③酸性雨対策の推進	酸性雨対策の推進	A

5. 環境の保全と創造に協働して取り組みます

(1)環境目標「教育・学習を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境情報の整備と活用	環境白書	A
	大分エコライフプラザ	A
②学校・地域における環境教育・学習の推進	環境とリサイクル講座	A
	環境教育推進計画	A
	啓発行事	A
	環境教育副読本	A
	エコスクール・プラス事業	C
	環境月間行事	A
	学習会、講演会	A
③地産地消と食育の推進	市民エコ・ライフ運動	D

○定量目標「環境学習会・講演会を年間 10 回以上開催します」

・平成 28 年度は、36 回実施

(2)環境目標「協働の体制づくりを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①人材の発掘、育成とネットワーク化	地球温暖化対策おおい市民会議	A
	市民活動・消費生活センター（ライフパル）	A
②市民、事業者の環境保全行動の促進	リサイクル関連事業	A
	こどもエコクラブ	A
	きれいにしょうえおおい推進事業	A

○定量目標「こどもエコクラブ登録数（H18 現状値 5 クラブ） 平成 28 年までに 30 クラブ」

・平成 28 年度は 12 クラブ

○定量目標「ボランティア清掃団体登録件数（H18 現状値 107 団体） 平成 28 年までに 180 団体」

・平成 29 年 3 月 31 日現在、登録団体 206 団体

資 3 - 1 公害防止統括者等の選任区分

種 類	選任に必要な条件	資格
公害防止統括者 及び代理者	常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場	不要
公害防止主任管理 者及び代理者	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置し、排出ガス量が 4 万 Nm ³ /時以上であり、かつ排出水量が 1 万 m ³ /日以上以上の工場	大気 1, (3) 種 水質 1, (3) 種
公害防止管理者 及び代理者	下表のとおり	下表のとおり

対象となる工場（製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業）の施設及び規模等			選任する管 理者の種類	有資格者 の種類
大 気 関 係	大気汚染防止法で定める有害物質を発生するばい煙発生施設を設置している工場	排出ガス量 4 万 Nm ³ /時以上	大気 1 種	大気 1 種
		排出ガス量 4 万 Nm ³ /時未満	大気 2 種	大気 1, 2 種
	上記以外のばい煙発生施設（焼却炉を除く）を設置している工場	排出ガス量 4 万 Nm ³ /時以上	大気 3 種	大気 1, 3 種
		排出ガス量 4 万 Nm ³ /時未満 1 万 Nm ³ /時以上	大気 4 種	大気 1～4 種
水 質 関 係	水質汚濁防止法で定める有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質 1 種	水質 1 種
	水質汚濁防止法で定める有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場又は特定地下浸透水を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質 2 種	水質 1, 2 種
	上記以外の汚水等排出施設（特定施設の大部分が含まれる）を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質 3 種	水質 1, 3 種
		排出水量 1 万 m ³ /日未満 1 千 m ³ /日以上	水質 4 種	水質 1～4 種
騒 音 関 係	騒音規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）を設置している工場		騒 音	騒音 騒音・振動
特定粉じん関係	大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設を設置している工場		特定粉じん	特定粉じん 大気 1～4 種
一般粉じん関係	大気汚染防止法で定める一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん	一般粉じん 特定粉じん 大気 1～4 種
振 動 関 係	振動規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）または液圧プレス（矯正プレスを除き呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る）を設置している工場		振 動	振動 騒音・振動
ダイオキシン類 関係	ダイオキシン類対策特別措置法で定めるダイオキシン類を発生させる施設を設置している工場		ダイオキシ ン類	ダイオキシ ン類

資 3 - 2 公害防止統括者等の選任状況

		選 任 特 定 工 場 （ 工 場 ）	公 害 防 止 統 括 者 （ 人 ）	公 害 防 止 主 任 管 理 者 （ 人 ）	公 害 防 止 管 理 者（人）						
					大 気 関 係	水 質 関 係	騒 音 関 係	振 動 関 係	粉 じ ん 関 係	ダ イ オ キ シ ン 類 関 係	合 計
平成24年度		55	46	8	33	23	4	11	10	1	82
平成25年度		55	46	8	33	25	4	9	10	1	82
平成26年度		55	48	7	33	23	4	9	11	1	81
平成27年度		55	46	7	33	25	4	9	10	1	82
平成28年度		54	46	7	33	23	5	9	12	1	83
平成 28 年 度 内 訳	食料品・たばこ	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
	パルプ・紙・紙加工品	2	2	1	2	2	0	0	0	0	4
	化学工業	8	8	2	7	7	0	0	1	0	15
	石油・石炭製品	2	2	1	2	1	0	0	0	0	3
	プラスチック製品	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	窯業・土石製品	9	5	0	5	0	0	0	5	0	10
	鉄鋼業	8	8	1	4	1	2	1	5	1	14
	非鉄金属	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	金属製品	12	9	1	3	5	3	8	1	0	20
	業務用機械器具	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	電子部品・デバイス・電子回路	5	5	1	2	5	0	0	0	0	7
	情報通信機械器具	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
	電気供給業	3	3	0	3	0	0	0	0	0	3

資 4 - 1 大気関係公害防止協定値

事業場名	項目 締結（改正） 年 月	硫黄酸化物 排出量 (Nm ³ /h)	窒素酸化物 排出量 (Nm ³ /h)	窒 素 酸 化 物 排 出 濃 度 (ppm)	ばいじん 排 出 量 (kg/h)	ば い じ ん 排 出 濃 度 (mg/Nm ³)
昭 和 電 工 (株) 及 び そ の グ ル ー プ 各 社	H20.9	183.4	199.0	1号ボイラー 140 2号ボイラー 160 ガスタービン 70	35.8	1号ボイラー 35 2号ボイラー 56 焼却炉 10～250
N S ス チ レ ン モ ノ マ ー (株) 大 分 製 造 所	H1.3	13.3	19.2	加熱炉 80	6.8	加熱炉 10～46
九 州 電 力 (株) 新 大 分 発 電 所	H25.7	-	300	ガスタービン 8.3～12.5	-	-
J X エ ネ ル ギ ー (株) 大 分 製 油 所	H16.3	200	126.1	ボイラー 90～95 発電用ボイラー 45 加熱炉 60～150	66.2	ボイラー 5～130 発電用ボイラー 10 加熱炉 5～70
新 日 鐵 住 金 (株) 大 分 製 鐵 所	H24.8	900	920	第1焼結炉 200 第2焼結炉 250 共火ボイラー 170～180 1～4 コークス炉 330 5 コークス炉 170	112	第1焼結炉 35 第2焼結炉 50 共火ボイラー 23～30 1～4 コークス炉 10 5 コークス炉 10
(株) ジャパンセミコンダクター大分事業所 及 び ソ ニ ー セ ミ コ ン ダ ク タ マ ニ ュ フ ァ ク チ ャ リ ン グ (株) 大 分 テ ク ノ ロ ジ ー セ ン タ ー	H15.6	2.2	6.6	-	0.6	-
王 子 マ テ リ ア (株) 大 分 工 場	H14.11	78.1	83.9	石炭ボイラー 240 重油ボイラー 180 ディーゼル機関 600 R P F ボイラー 165	19.5	石炭ボイラー 70 重油ボイラー 100 ディーゼル機関 100 R P F ボイラー 30
T O T O ア ク ア テ ク ノ (株) 大 分 工 場	H9.7	1.3	6.7	-	16.4	-
住 友 化 学 (株) 大 分 工 場	H20.9	70	43.6	ボイラー 100～180 ガスタービン 55～60 焼却炉 250～500	12.1	ボイラー 30～100 ガスタービン 20 焼却炉 80～150
大 分 キ ヤ ノ ン (株) 大 分 事 業 所	H16.9	-	-	ボイラー 85	-	ボイラー 10
大 分 キ ヤ ノ ン マ テ リ ア ル (株) 大 分 事 業 所	H18.2	-	-	ボイラー 85 ガス機関発電ボイラー 200	-	ボイラー 10 ガス機関発電ボイラー 10
パ ン パ シ フ ィ ッ ク ・ カ ッ パ ー (株) 佐 賀 関 製 錬 所	H8.6	577.4	137.3	鉛乾燥炉 180 銅乾燥炉 160	93.7	溶解炉 80～200

（注1） 協定値は、年次区分等によって段階的に定められていることから、最終的な数値を掲げた。

（注2） 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設を掲げた。

資 4－2　水質関係公害防止協定値

() 日間平均値

事 業 所 名		昭和電工㈱及び そのグループ 各社	NSスレンモナー㈱ 大分製造所	九州電力㈱ 新大分発電所		JXエネルギー㈱ 大分製油所	新日鐵住金㈱大分製鐵所				㈱ ジャパンセミコンダクター 大分事業所	ソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング㈱ 大分テクノロジーセンター	王子マテリア㈱ 大分工場	TOTOテクノロジー㈱ 大分工場	住友化学㈱ 大分工場	大分液化ガス共同 備蓄㈱	バンパシフィック・キャバー㈱ 佐賀製錬所
締 結 （ 改 正 ） 年 月		H26. 4	H元. 3	H25. 7		H16. 3	H24. 8				H28. 4		H14. 11	H9. 7	H20. 9	S60. 4	H8. 6
排 水 口				1・2号系列	3号系列		4号	5号	6号	9号	No. 1 排水口						
排 水 基 準	水素イオン濃度	6. 0～8. 6	6. 0～8. 6	5. 8～8. 6	5. 8～8. 6	6. 0～8. 6	7. 0～8. 6	7. 0～8. 6	7. 5～8. 6	7. 0～8. 6	5. 8～8. 6		5. 8～8. 6	5. 8～8. 6	5. 8～8. 6	5. 8～8. 6	5. 8～8. 6
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	6 (3)	15 (10)	10 (7)	10 (6)	15 (10)	10	5	5	10	6 (3. 5)		75	15 (10)	45 (40)	10	15 (6)
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)										6 (3. 5)		70	15 (10)	20 (15)		
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	3号 8 その他8 (4)	15 (11)	10 (7)	10 (7)	15 (10)	20	8	5	20	9 (4. 5)		35	15 (10)	25 (20)	20	30 (10)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	0. 5	1	1	1	1	1						1 (鉱油類)		0. 5	1	1
	フェノール類含有量 (mg/ℓ)	0. 03	0. 5 (0. 2)			0. 1	0. 05						0. 4		0. 2		
	シアン化合物 (mg/ℓ)	検出されないこと				0. 05	0. 05				0. 05						
	溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)						1										
	窒素含有量 (mg/ℓ)	3号 2 その他2 (1)	20 (12)	30 (20)	30 (20)	12 (10)	12	8	8	8	14 (8)		7	10	10 (8)		3 (1. 5)
	りん含有量 (mg/ℓ)	0. 4 (0. 2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	2 (1)	0. 8	0. 5	0. 5	0. 8	1. 6 (1)		0. 5	3	5 (3)		0. 6 (0. 3)
	6価クロム化合物 (mg/ℓ)										0. 05			検出されないこと			亜鉛含有量5 (3)
	鉛含有量 (mg/ℓ)										0. 01			0. 1			0. 1
	砒素含有量 (mg/ℓ)										0. 01						0. 1
	ふっ素含有量 (mg/ℓ)						4	1. 5	1. 5	1. 5	7. 5 (4. 5)			10 (7)	7 (6)		
	カドミウム含有量 (mg/ℓ)																0. 01
	トリクロロエチレン (mg/ℓ)													0. 03			セレン含有量0. 1
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	0. 02													0. 04		
	ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)														3		
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	1											1		2		
	ベンゼン (mg/ℓ)														0. 05		
	トルエン (mg/ℓ)														1. 2		
	フェニトロチオン (mg/ℓ)														0. 006		
銅含有量 (mg/ℓ)														1		1 (0. 6)	
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)														0. 02			
1, 2-ジクロロエタン (mg/ℓ)														0. 012			
備 考		冷却水水温差7度		冷却水水温差7度		冷却水水温差7度	5号、6号及び9号機発電用冷却水水温差7度										
負 荷 量	化学的酸素要求量 (kg/日)	3, 040	43. 2	11. 2	10. 8	156	2, 300				133		3, 400	16. 6	3, 400		1, 520
	生物化学的酸素要求量 (kg/日)										133		3, 050	16. 6	1, 275		
	浮遊物質量 (kg/日)	3, 591	47. 5	11. 2	12. 6	156	7, 180				172		1, 540	16. 6	1, 700		2, 533
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (kg/日)	168	4. 3	1. 6	1. 8	15. 6	400				45 (鉱油類)					126	
	フェノール類含有量 (kg/日)		0. 9			1. 6	25				15						
	シアン化合物 (kg/日)						30										
	溶解性鉄含有量 (kg/日)						1, 300										
	窒素含有量 (kg/日)	1, 290	51. 8	32	36	156	7, 500				305		300		680		380
	りん含有量 (kg/日)	138	8. 6	3. 2	3. 6	15. 6	640				33		18		255		76
ふっ素含有量 (kg/日)						1, 000				172			11. 6	510			

資 4－3 測定地点及び測定項目

測定項目等 測定地点	用 途 地 域	二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	光 化 学 オ キ シ ン ト	炭 化 水 素	一 酸 化 炭 素	浮 粒 子 遊 状 質	微小粒子 状 物 質	風 向 風 速	温 度 湿 度	雨 量 p H	日 射 量	降 下 ば い じん	テ レ メ ー タ 局
1 王子中学校測定局	1中高住	○	○	○			○	○	○					○
2 南大分中学校測定局	1住	○	○	○			○		○					○
3 西部清掃事業所測定局	未	○	○	○			○	○	○					○
4 東大分小学校測定局	2中高住	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
5 三佐小学校測定局	2中高住	○	○	○	○	○	○		○				○	○
6 大東中学校測定局	1中高住	○	○	○			○		○					○
7 敷戸小学校測定局	1住	○	○	○	○		○		○	○				○
8 大在小学校測定局	2中高住	○	○	○	○		○	○	○				○	○
9 坂ノ市中学校測定局	2中高住	○	○	○			○		○					○
10 丹生小学校測定局	1住	○	○	○			○		○					○
11 戸次中学校測定局	1住	○	○	○			○	○	○					○
12 佐賀関小学校測定局	未	○	○	○			○	○	○				○	○
13 自排中央測定局	商		○		○	○	○	○	○					○
14 自排宮崎測定局	商		○		○	○	○		○					○
15 大分市教育センター	2中高住												○	
16 舞鶴小学校	1住												○	
17 大分港振興室	準工												○	
18 鶴崎支所	商												○	
19 東部清掃事業所	準工												○	
20 大分国際情報高等学校	2住												○	
21 明野北小学校	1中高住												○	
22 森岡小学校	1中高住												○	
合 計	-	12	14	12	5	3	14	7	14	2	1	1	12	14

資 4－4 大気の汚染に係る環境基準及びその評価

物質	二酸化イオウ	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法、又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		1時間値が0.06ppm以下であること。					
長期的評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.1mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。		1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値のうち年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
	ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。			年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。						
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 4 短期的評価とは、測定を行った日または時間について、大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価を行うことをいう。長期的評価とは、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことをいう。										

資 4－5 二酸化硫黄濃度測定結果

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の達成状況(長期的評価)
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	有×無○	日	
王 子 中 学 校	352	8584	0.006	0	0.0	0	0.0	0.046	0.015	0.011	○	0	達成
南 大 分 中 学 校	365	8720	0.004	0	0.0	0	0.0	0.042	0.011	0.010	○	0	達成
西 部 清 掃 事 業 所	362	8706	0.003	0	0.0	0	0.0	0.043	0.011	0.007	○	0	達成
東 大 分 小 学 校	356	8611	0.004	0	0.0	0	0.0	0.078	0.012	0.008	○	0	達成
三 佐 小 学 校	363	8739	0.003	0	0.0	0	0.0	0.042	0.010	0.008	○	0	達成
大 東 中 学 校	365	8748	0.003	0	0.0	0	0.0	0.046	0.011	0.006	○	0	達成
敷 戸 小 学 校	353	8530	0.004	0	0.0	0	0.0	0.051	0.011	0.008	○	0	達成
大 在 小 学 校	365	8750	0.003	0	0.0	0	0.0	0.042	0.010	0.006	○	0	達成
坂 ノ 市 中 学 校	362	8711	0.003	0	0.0	0	0.0	0.054	0.009	0.007	○	0	達成
丹 生 小 学 校	351	8428	0.003	0	0.0	0	0.0	0.063	0.010	0.007	○	0	達成
戸 次 中 学 校	351	8445	0.002	0	0.0	0	0.0	0.070	0.014	0.006	○	0	達成
佐 賀 関 小 学 校	365	8753	0.005	0	0.0	0	0.0	0.083	0.015	0.011	○	0	達成

資 4－6 二酸化硫黄濃度経年変化(年平均値)

(単位: ppm)

年度 測定局	H24	H25	H26	H27	H28
王 子 中 学 校	0.005	0.005	0.005	0.004	0.006
南 大 分 中 学 校	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
西 部 清 掃 事 業 所	0.006	0.006	0.004	0.003	0.003
東 大 分 小 学 校	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
三 佐 小 学 校	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
大 東 中 学 校	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
敷 戸 小 学 校	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
大 在 小 学 校	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
坂 ノ 市 中 学 校	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
丹 生 小 学 校	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003
戸 次 中 学 校	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002
佐賀関小学校(注)	0.006	0.005	0.006	0.004	0.005
平 均	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004

(注) H25.12までは旧佐賀関公民館跡地で測定

資 4－7 二酸化硫黄濃度経月変化

測 定 局 名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)	
王 子 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.005	0.004	0.003	0.005	0.005	0.009	0.009	0.008	0.006	0.006	0.004	0.003	0.006
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.027	0.028	0.034	0.027	0.029	0.036	0.030	0.046	0.022	0.036	0.019	0.018	0.046
	日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.008	0.007	0.009	0.008	0.012	0.012	0.015	0.009	0.012	0.007	0.006	0.015
南 大 分 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.005	0.006	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.032	0.032	0.029	0.036	0.038	0.031	0.021	0.042	0.017	0.038	0.018	0.031	0.042
	日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.011	0.008	0.010	0.009	0.008	0.007	0.010	0.005	0.010	0.007	0.010	0.011
西 部 清 掃 事 業 所	月平均値	(ppm)	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.027	0.022	0.021	0.033	0.042	0.026	0.025	0.043	0.012	0.021	0.021	0.031	0.043
	日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.007	0.005	0.011	0.007	0.006	0.005	0.008	0.005	0.007	0.005	0.008	0.011
東 大 分 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.038	0.025	0.013	0.034	0.078	0.016	0.024	0.029	0.037	0.021	0.013	0.019	0.078
	日平均値の最高値	(ppm)	0.009	0.008	0.006	0.008	0.012	0.006	0.006	0.011	0.008	0.007	0.005	0.006	0.012
三 佐 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.003	0.004	0.004	0.004	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.035	0.017	0.020	0.020	0.042	0.028	0.013	0.025	0.033	0.025	0.014	0.014	0.042
	日平均値の最高値	(ppm)	0.009	0.007	0.006	0.007	0.010	0.007	0.004	0.008	0.008	0.010	0.006	0.006	0.010
大 東 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.046	0.017	0.014	0.020	0.036	0.019	0.020	0.016	0.032	0.021	0.013	0.014	0.046
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.007	0.004	0.005	0.009	0.006	0.003	0.006	0.004	0.007	0.005	0.004	0.011
敷 戸 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.046	0.024	0.020	0.051	0.032	0.018	0.014	0.026	0.014	0.026	0.022	0.021	0.051
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.009	0.007	0.008	0.008	0.006	0.005	0.008	0.004	0.008	0.008	0.008	0.011
大 在 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.034	0.018	0.013	0.039	0.033	0.019	0.016	0.029	0.042	0.027	0.018	0.013	0.042
	日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.007	0.005	0.005	0.007	0.006	0.004	0.010	0.006	0.009	0.006	0.005	0.010
坂 ノ 市 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.047	0.011	0.018	0.023	0.045	0.035	0.054	0.029	0.046	0.029	0.016	0.013	0.054
	日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.005	0.004	0.007	0.009	0.007	0.006	0.008	0.005	0.009	0.005	0.005	0.009
丹 生 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.003	0.003	0.002	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.053	0.016	0.021	0.032	0.030	0.016	0.063	0.023	0.051	0.025	0.018	0.016	0.063
	日平均値の最高値	(ppm)	0.010	0.006	0.005	0.010	0.009	0.006	0.007	0.009	0.006	0.008	0.006	0.004	0.010
戸 次 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.002	0.003	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.070	0.023	0.008	0.030	0.018	0.035	0.067	0.020	0.013	0.018	0.019	0.015	0.070
	日平均値の最高値	(ppm)	0.014	0.007	0.003	0.008	0.006	0.004	0.007	0.006	0.003	0.006	0.006	0.004	0.014
佐 賀 関 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.005	0.005	0.006	0.006	0.008	0.007	0.005	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.018	0.035	0.025	0.029	0.032	0.035	0.049	0.083	0.044	0.056	0.063	0.058	0.083
	日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.010	0.009	0.011	0.012	0.011	0.009	0.015	0.009	0.010	0.009	0.009	0.015

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4－8 窒素酸化物濃度測定結果

項目 測定局	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO ₂ ）															窒素酸化物（NO＋NO ₂ ）					
	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	一 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 98 ％ 値	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	一 時 間 値 の 最 高 値	一時間値が 0.2ppmを 超えた時間数 とその割合		一時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその 割合		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日 平 均 値 の 年 間 98 ％ 値	98％値 評価に よる日平均 値が0.06 ppmを超 えた日数	環境基 準の達 成状況 (長期 的 評価)	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	一 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 98 ％ 値	年 平 均 値 $\frac{\text{NO}_x}{\text{NO}+\text{NO}_2}$
	日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	時間	％	時間	％	日	％	日	％	ppm	日	一	日	時間	ppm	ppm	ppm	％
王 子 中 学 校	365	8723	0.002	0.049	0.006	365	8723	0.007	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	達成	365	8723	0.009	0.072	0.022	76.9
南 大 分 中 学 校	365	8748	0.002	0.046	0.006	365	8748	0.007	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	達成	365	8748	0.010	0.068	0.022	76.1
西 部 清 掃 事 業 所	364	8747	0.002	0.044	0.004	364	8747	0.005	0.027	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	達成	364	8747	0.007	0.053	0.015	72.4
東 大 分 小 学 校	365	8723	0.003	0.080	0.011	365	8723	0.010	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	達成	365	8723	0.013	0.115	0.029	75.9
三 佐 小 学 校	362	8696	0.003	0.056	0.006	362	8696	0.008	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	達成	362	8696	0.011	0.087	0.023	75.4
大 東 中 学 校	365	8752	0.002	0.020	0.004	365	8752	0.005	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	達成	365	8752	0.007	0.041	0.015	73.1
敷 戸 小 学 校	364	8737	0.002	0.028	0.004	364	8737	0.005	0.030	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	達成	364	8737	0.006	0.048	0.014	74.8
大 在 小 学 校	360	8681	0.003	0.047	0.008	360	8681	0.006	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	達成	360	8681	0.009	0.067	0.020	69.3
坂 ノ 市 中 学 校	362	8708	0.002	0.031	0.006	362	8708	0.006	0.031	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	達成	362	8708	0.008	0.052	0.016	70.4
丹 生 小 学 校	351	8429	0.002	0.030	0.004	351	8429	0.005	0.028	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	達成	351	8429	0.007	0.039	0.016	75.9
戸 次 中 学 校	350	8428	0.002	0.042	0.006	350	8428	0.006	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	達成	350	8428	0.008	0.062	0.017	70.2
佐 賀 関 小 学 校	364	8720	0.003	0.045	0.009	364	8720	0.006	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0	達成	364	8720	0.009	0.075	0.020	70.0

資 4 - 9 窒素酸化物濃度経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

測定局	項目	年度				
		H24	H25	H26	H27	H28
王 子 中 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
	窒素酸化物 (NO _x)	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009
南 大 分 中 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.006	0.006	0.005	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.010	0.009	0.009	0.009	0.007
	窒素酸化物 (NO _x)	0.014	0.015	0.014	0.013	0.010
西 部 清 掃 事 業 所	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
東 大 分 小 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
	窒素酸化物 (NO _x)	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013
三 佐 小 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
	窒素酸化物 (NO _x)	0.014	0.014	0.012	0.012	0.011
大 東 中 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
敷 戸 小 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.005	0.006	0.006	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.007	0.008	0.008	0.006
大 在 小 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.012	0.012	0.012	0.011	0.009
坂 ノ 市 中 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.007	0.005	0.003	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.010	0.014	0.012	0.009	0.008
丹 生 小 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
戸 次 中 学 校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.004	0.007	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.011	0.011	0.011	0.014	0.008
佐賀関小学校（注）	一酸化窒素 (NO)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.008	0.009	0.006	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.012	0.013	0.009	0.010	0.009
平 均	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009

（注）H25.12までは旧佐賀関公民館跡地で測定

資 4－1 0 二酸化窒素濃度経月変化

測 定 局 名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)
王 子 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.008	0.008	0.009	0.008	0.006	0.007	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007
	1時間値の最高値	(ppm)	0.041	0.034	0.037	0.034	0.024	0.033	0.026	0.033	0.040	0.037	0.046	0.035
	日平均値の最高値	(ppm)	0.016	0.020	0.016	0.015	0.011	0.014	0.012	0.014	0.017	0.018	0.016	0.016
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 大 分 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.010	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.008	0.008	0.009	0.010	0.007
	1時間値の最高値	(ppm)	0.035	0.029	0.023	0.029	0.021	0.030	0.023	0.031	0.038	0.037	0.040	0.042
	日平均値の最高値	(ppm)	0.020	0.016	0.012	0.011	0.010	0.011	0.013	0.017	0.018	0.017	0.019	0.020
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 部 清 掃 事 業 所	月平均値	(ppm)	0.007	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
	1時間値の最高値	(ppm)	0.025	0.021	0.017	0.018	0.013	0.018	0.017	0.027	0.024	0.027	0.024	0.026
	日平均値の最高値	(ppm)	0.016	0.012	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.009	0.011	0.012	0.011	0.011
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 大 分 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.012	0.010	0.010	0.009	0.008	0.009	0.009	0.010	0.010	0.009	0.011	0.010
	1時間値の最高値	(ppm)	0.045	0.035	0.033	0.034	0.029	0.032	0.033	0.049	0.039	0.042	0.035	0.049
	日平均値の最高値	(ppm)	0.022	0.024	0.022	0.016	0.013	0.018	0.015	0.019	0.019	0.022	0.017	0.018
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 佐 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.011	0.008	0.007	0.005	0.005	0.006	0.007	0.008	0.010	0.010	0.010	0.008
	1時間値の最高値	(ppm)	0.047	0.036	0.041	0.025	0.028	0.024	0.031	0.030	0.034	0.039	0.045	0.033
	日平均値の最高値	(ppm)	0.019	0.019	0.017	0.011	0.008	0.013	0.013	0.014	0.020	0.018	0.015	0.020
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 東 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.007	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	1時間値の最高値	(ppm)	0.034	0.028	0.023	0.022	0.014	0.021	0.017	0.020	0.024	0.036	0.029	0.025
	日平均値の最高値	(ppm)	0.015	0.016	0.008	0.008	0.006	0.010	0.009	0.010	0.010	0.017	0.014	0.011
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敷 戸 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.006	0.005	0.004	0.003	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	1時間値の最高値	(ppm)	0.030	0.024	0.019	0.022	0.019	0.016	0.015	0.018	0.022	0.028	0.027	0.029
	日平均値の最高値	(ppm)	0.014	0.013	0.006	0.007	0.008	0.007	0.008	0.007	0.009	0.014	0.011	0.010
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 在 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.008	0.007	0.006	0.006	0.008	0.002	0.004	0.006	0.008	0.008	0.008	0.006
	1時間値の最高値	(ppm)	0.042	0.029	0.025	0.025	0.041	0.015	0.022	0.024	0.030	0.037	0.031	0.024
	日平均値の最高値	(ppm)	0.015	0.017	0.012	0.010	0.015	0.005	0.010	0.010	0.014	0.017	0.014	0.013
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂 ノ 市 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	1時間値の最高値	(ppm)	0.031	0.029	0.023	0.024	0.022	0.019	0.024	0.026	0.022	0.024	0.025	0.019
	日平均値の最高値	(ppm)	0.016	0.015	0.011	0.008	0.007	0.009	0.013	0.011	0.011	0.014	0.013	0.011
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹 生 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.007	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007	0.006
	1時間値の最高値	(ppm)	0.027	0.028	0.020	0.025	0.021	0.018	0.019	0.020	0.019	0.024	0.023	0.019
	日平均値の最高値	(ppm)	0.015	0.014	0.009	0.007	0.006	0.008	0.011	0.010	0.010	0.014	0.014	0.010
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸 次 中 学 校	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006
	1時間値の最高値	(ppm)	0.026	0.035	0.020	0.017	0.023	0.021	0.020	0.018	0.022	0.036	0.028	0.022
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.019	0.009	0.007	0.007	0.009	0.010	0.009	0.012	0.017	0.013	0.010
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀 関 小 学 校	月平均値	(ppm)	0.007	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.007	0.005	0.006	0.006
	1時間値の最高値	(ppm)	0.034	0.028	0.032	0.023	0.033	0.034	0.025	0.032	0.031	0.041	0.032	0.035
	日平均値の最高値	(ppm)	0.015	0.016	0.015	0.014	0.012	0.017	0.010	0.009	0.016	0.011	0.011	0.013
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4 - 1 1 光化学オキシダント濃度測定結果

項目 測定局	昼 間 測 定 日 数	昼 間 測 定 時 間 数	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超 えた 日 数 と 時 間 数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を 超 えた 日 数 と 時 間 数		昼 間 の 1 時 間 値 の 最 高 値	昼間の日最 高 1 時間値 の 年 平 均 値	昼 間 の 1 時 間 値 の 年 平 均 値
	日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
王 子 中 学 校	365	5468	74	346	0	0	0.112	0.049	0.035
南 大 分 中 学 校	365	5456	71	353	0	0	0.112	0.048	0.034
西 部 清 掃 事 業 所	365	5465	90	473	0	0	0.107	0.050	0.033
東 大 分 小 学 校	365	5466	78	407	0	0	0.108	0.048	0.034
三 佐 小 学 校	365	5442	93	461	0	0	0.116	0.050	0.036
大 東 中 学 校	365	5459	89	505	0	0	0.107	0.049	0.035
敷 戸 小 学 校	365	5433	74	365	0	0	0.101	0.047	0.032
大 在 小 学 校	365	5465	90	454	0	0	0.115	0.050	0.037
坂 ノ 市 中 学 校	365	5454	77	381	0	0	0.110	0.048	0.033
丹 生 小 学 校	353	5263	82	402	0	0	0.109	0.048	0.033
戸 次 中 学 校	354	5267	95	499	0	0	0.110	0.051	0.035
佐 賀 関 小 学 校	365	5435	36	137	0	0	0.091	0.042	0.032

(注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯

資 4 - 1 2 光化学オキシダント濃度経年変化（昼間の年平均値、単位：ppm）

年度 測定局	H24	H25	H26	H27	H28
王 子 中 学 校	0.021	0.030	0.028	0.032	0.035
南 大 分 中 学 校	0.025	0.033	0.035	0.033	0.034
西 部 清 掃 事 業 所	0.023	0.027	0.032	0.032	0.033
東 大 分 小 学 校	0.026	0.028	0.024	0.029	0.034
三 佐 小 学 校	0.031	0.033	0.034	0.036	0.036
大 東 中 学 校	0.027	0.033	0.034	0.034	0.035
敷 戸 小 学 校	0.024	0.030	0.029	0.029	0.032
大 在 小 学 校	0.028	0.029	0.033	0.036	0.037
坂 ノ 市 中 学 校	0.028	0.035	0.031	0.029	0.033
丹 生 小 学 校	0.029	0.030	0.034	0.032	0.033
戸 次 中 学 校	0.029	0.034	0.030	0.031	0.035
佐 賀 関 小 学 校 (注)	0.028	0.028	0.026	0.030	0.032
平 均	0.027	0.031	0.031	0.032	0.034

(注) H25.12までは旧佐賀関公民館跡地で測定

資 4－1 3 光化学オキシダント濃度経月変化

測 定 局 名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)
王 子 中 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.041	0.048	0.034	0.028	0.040	0.029	0.028	0.030	0.027	0.033	0.035	0.043	0.035
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 9	16	7	10	17	8	1	0	0	0	0	6	74
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 36	113	34	43	71	30	2	0	0	0	0	17	346
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.070	0.112	0.090	0.084	0.100	0.084	0.061	0.057	0.058	0.054	0.058	0.072	0.112
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.056	0.065	0.049	0.049	0.062	0.044	0.041	0.041	0.037	0.042	0.045	0.054	0.049
南 大 分 中 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.039	0.048	0.033	0.030	0.040	0.029	0.026	0.028	0.025	0.031	0.034	0.041	0.034
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 6	19	5	13	16	7	0	0	0	0	0	5	71
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 15	134	30	53	77	27	0	0	0	0	0	17	353
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.066	0.112	0.093	0.087	0.089	0.089	0.056	0.060	0.057	0.056	0.052	0.067	0.112
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.054	0.065	0.048	0.052	0.062	0.044	0.040	0.040	0.036	0.041	0.044	0.053	0.048
西 部 清 掃 事 業 所	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.041	0.048	0.033	0.029	0.040	0.028	0.025	0.026	0.024	0.031	0.035	0.042	0.033
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 15	19	9	12	16	9	0	1	0	0	0	9	90
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 64	151	37	65	83	42	0	1	0	0	0	30	473
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.072	0.107	0.097	0.094	0.104	0.096	0.059	0.061	0.058	0.053	0.059	0.070	0.107
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.058	0.066	0.049	0.050	0.063	0.046	0.041	0.041	0.037	0.042	0.046	0.056	0.050
東 大 分 小 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.040	0.049	0.032	0.030	0.040	0.029	0.027	0.027	0.024	0.030	0.034	0.041	0.034
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 9	21	6	11	16	8	0	0	0	0	0	7	78
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 37	147	31	52	81	41	0	0	0	0	0	18	407
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.072	0.108	0.083	0.087	0.094	0.084	0.055	0.058	0.058	0.056	0.055	0.074	0.108
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.056	0.066	0.048	0.051	0.062	0.045	0.040	0.040	0.035	0.040	0.044	0.053	0.048
三 佐 小 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.041	0.048	0.034	0.029	0.041	0.031	0.031	0.031	0.027	0.032	0.036	0.045	0.036
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 12	21	9	8	19	9	0	3	0	0	1	11	93
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 49	142	41	43	93	49	0	5	0	0	1	38	461
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.080	0.116	0.086	0.095	0.088	0.096	0.059	0.063	0.054	0.058	0.062	0.082	0.116
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.058	0.065	0.050	0.046	0.060	0.047	0.043	0.044	0.038	0.043	0.047	0.058	0.050
大 東 中 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.043	0.051	0.036	0.031	0.042	0.031	0.027	0.027	0.024	0.030	0.033	0.041	0.035
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 15	22	8	9	18	9	0	1	0	0	1	6	89
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 70	174	47	47	97	47	0	1	0	0	2	20	505
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.077	0.107	0.088	0.093	0.087	0.081	0.057	0.061	0.054	0.051	0.062	0.075	0.107
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.059	0.067	0.050	0.050	0.062	0.046	0.041	0.040	0.035	0.039	0.044	0.055	0.049
敷 戸 小 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.041	0.046	0.029	0.027	0.038	0.026	0.023	0.026	0.024	0.030	0.034	0.041	0.032
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 14	20	5	7	15	7	0	0	0	0	0	6	74
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 64	136	17	31	68	26	0	0	0	0	0	23	365
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.088	0.101	0.086	0.086	0.098	0.081	0.054	0.056	0.060	0.054	0.059	0.074	0.101
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.058	0.061	0.044	0.047	0.060	0.042	0.037	0.039	0.035	0.040	0.044	0.055	0.047
大 在 小 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.043	0.049	0.036	0.029	0.041	0.032	0.032	0.033	0.029	0.035	0.038	0.046	0.037
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 11	21	10	7	18	9	1	2	0	0	1	10	90
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 58	133	40	40	90	37	1	4	0	0	1	50	454
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.073	0.115	0.081	0.091	0.088	0.079	0.063	0.064	0.059	0.055	0.063	0.084	0.115
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.058	0.064	0.050	0.045	0.060	0.046	0.044	0.045	0.039	0.044	0.048	0.058	0.050
坂 ノ 市 中 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.041	0.047	0.034	0.027	0.038	0.029	0.026	0.027	0.024	0.030	0.034	0.042	0.033
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 9	19	9	7	16	7	0	1	0	0	0	9	77
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 53	127	30	32	67	33	0	1	0	0	0	38	381
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.072	0.110	0.078	0.088	0.089	0.079	0.056	0.061	0.058	0.054	0.058	0.080	0.110
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.056	0.063	0.048	0.043	0.057	0.044	0.040	0.042	0.036	0.042	0.046	0.057	0.048
丹 生 小 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.039	0.048	0.033	0.028	0.040	0.029	0.027	0.027	0.024	0.030	0.034	0.041	0.033
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 10	23	7	8	19	8	0	1	0	0	0	6	82
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 34	140	38	38	91	42	0	2	0	0	0	17	402
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.075	0.109	0.078	0.092	0.087	0.079	0.058	0.061	0.057	0.054	0.056	0.078	0.109
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.054	0.065	0.048	0.046	0.060	0.045	0.041	0.042	0.036	0.041	0.046	0.055	0.048
戸 次 中 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.041	0.049	0.035	0.030	0.041	0.030	0.028	0.028	0.026	0.032	0.035	0.048	0.035
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 15	22	7	10	18	8	0	3	0	0	1	11	95
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 64	153	35	52	84	40	0	4	0	0	1	66	499
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.073	0.110	0.087	0.100	0.100	0.075	0.060	0.062	0.059	0.057	0.061	0.082	0.110
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.056	0.066	0.049	0.050	0.063	0.045	0.044	0.043	0.039	0.044	0.048	0.062	0.051
佐 賀 関 小 学 校	昼間の1時間値の月平均値	(ppm) 0.039	0.044	0.028	0.018	0.027	0.023	0.028	0.031	0.029	0.033	0.036	0.044	0.032
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日) 6	12	2	4	2	1	0	0	0	0	0	9	36
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間) 21	59	5	11	6	7	0	0	0	0	0	28	137
	昼間の1時間値の最高値	(ppm) 0.070	0.091	0.067	0.071	0.065	0.068	0.056	0.059	0.057	0.050	0.055	0.074	0.091
	昼間の日最高値1時間値の月平均値	(ppm) 0.051	0.057	0.040	0.029	0.041	0.032	0.037	0.040	0.037	0.040	0.044	0.055	0.042

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4－1 4 一酸化炭素濃度測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた延日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)	
三佐小学校	364	8709	0.3	0	0	0	0	0	0	1.4	0.5	○	0	達成

資 4－1 5 一酸化炭素濃度経月変化

測定局名	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)
三 佐 小 学 校	月平均値		(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
	8時間値が20ppmを越えた回数		(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数		(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値		(ppm)	1.3	0.8	0.7	0.9	0.8	1.3	0.6	0.9	1.4	1.0	1.0	1.4
	日平均値の最高値		(ppm)	0.6	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.5	0.7

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4 - 1 6 浮遊粒子状物質濃度測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有× 無○	日	-
王子中学校	353	8593	0.016	0	0	0	0	0.115	0.043	○	0	達成
南大分中学校	365	8720	0.017	0	0	0	0	0.126	0.045	○	0	達成
西部清掃事業所	364	8729	0.018	0	0	0	0	0.107	0.044	○	0	達成
東大分小学校	355	8598	0.014	0	0	0	0	0.143	0.037	○	0	達成
三佐小学校	365	8731	0.020	0	0	0	0	0.095	0.044	○	0	達成
大東中学校	365	8741	0.020	0	0	0	0	0.159	0.046	○	0	達成
敷戸小学校	361	8684	0.016	0	0	0	0	0.122	0.040	○	0	達成
大在小学校	360	8672	0.019	0	0	0	0	0.189	0.042	○	0	達成
坂ノ市中学校	364	8723	0.020	0	0	0	0	0.128	0.048	○	0	達成
丹生小学校	351	8426	0.021	0	0	0	0	0.115	0.044	○	0	達成
戸次中学校	352	8428	0.020	0	0	0	0	0.116	0.046	○	0	達成
佐賀関小学校	365	8740	0.021	0	0	0	0	0.116	0.051	○	0	達成

資 4 - 1 7 浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値）

（単位：mg/m³）

測定局 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
王子中学校	0.019	0.019	0.019	0.016	0.016
南大分中学校	0.018	0.021	0.019	0.018	0.017
西部清掃事業所	0.019	0.019	0.018	0.018	0.018
東大分小学校	0.017	0.016	0.014	0.013	0.014
三佐小学校	0.021	0.021	0.022	0.020	0.020
大東中学校	0.016	0.013	0.011	0.016	0.020
敷戸小学校	0.018	0.019	0.019	0.018	0.016
大在小学校	0.017	0.018	0.023	0.020	0.019
坂ノ市中学校	0.018	0.024	0.023	0.018	0.020
丹生小学校	0.019	0.017	0.017	0.018	0.021
戸次中学校	0.020	0.020	0.019	0.020	0.020
佐賀関小学校（注）	0.017	0.026	0.024	0.022	0.021
平均	0.018	0.019	0.019	0.018	0.019

（注）H25.12までは旧佐賀関公民館跡地で測定

資 4－1 8 浮遊粒子状物質濃度経月変化

測 定 局 名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)	
王 子 中 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.015	0.020	0.016	0.022	0.026	0.018	0.012	0.013	0.008	0.010	0.012	0.021	0.016
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.069	0.080	0.065	0.089	0.111	0.069	0.079	0.069	0.081	0.075	0.115	0.075	0.115
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.030	0.045	0.030	0.049	0.065	0.035	0.045	0.025	0.020	0.022	0.029	0.041	0.065
南 大 分 中 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.018	0.022	0.017	0.022	0.026	0.020	0.016	0.016	0.011	0.013	0.011	0.015	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.086	0.085	0.078	0.091	0.126	0.080	0.089	0.066	0.070	0.069	0.078	0.073	0.126
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.047	0.045	0.030	0.043	0.061	0.043	0.051	0.035	0.031	0.031	0.033	0.035	0.061
西 部 清 掃 事 業 所	月平均値	(mg/m ³)	0.018	0.023	0.018	0.024	0.027	0.020	0.017	0.017	0.012	0.013	0.012	0.017	0.018
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.052	0.075	0.067	0.073	0.107	0.076	0.093	0.075	0.060	0.046	0.066	0.069	0.107
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.036	0.044	0.028	0.047	0.063	0.039	0.051	0.030	0.030	0.028	0.028	0.035	0.063
東 大 分 小 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.014	0.015	0.011	0.017	0.019	0.014	0.012	0.011	0.008	0.010	0.013	0.020	0.014
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.077	0.085	0.072	0.076	0.143	0.092	0.074	0.067	0.077	0.066	0.061	0.055	0.143
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.032	0.036	0.018	0.034	0.053	0.033	0.043	0.024	0.019	0.021	0.030	0.039	0.053
三 佐 小 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.022	0.026	0.020	0.022	0.027	0.021	0.017	0.018	0.014	0.016	0.015	0.019	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.075	0.069	0.054	0.083	0.095	0.060	0.074	0.060	0.067	0.056	0.077	0.093	0.095
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.046	0.049	0.031	0.040	0.056	0.038	0.040	0.032	0.027	0.032	0.031	0.047	0.056
大 東 中 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.021	0.026	0.018	0.022	0.028	0.022	0.018	0.017	0.014	0.015	0.014	0.018	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.060	0.069	0.044	0.159	0.111	0.057	0.069	0.053	0.056	0.052	0.054	0.045	0.159
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.046	0.052	0.033	0.046	0.070	0.041	0.043	0.032	0.030	0.032	0.030	0.035	0.070
敷 戸 小 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.017	0.022	0.017	0.020	0.024	0.018	0.014	0.013	0.009	0.011	0.010	0.015	0.016
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.064	0.077	0.061	0.091	0.122	0.067	0.083	0.073	0.061	0.055	0.078	0.073	0.122
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.038	0.047	0.032	0.040	0.067	0.039	0.049	0.026	0.022	0.023	0.027	0.033	0.067
大 在 小 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.021	0.025	0.018	0.019	0.027	0.022	0.017	0.018	0.014	0.015	0.013	0.018	0.019
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.189	0.074	0.066	0.075	0.086	0.063	0.071	0.054	0.059	0.056	0.071	0.052	0.189
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.042	0.051	0.030	0.045	0.056	0.039	0.040	0.035	0.029	0.033	0.031	0.037	0.056
坂 ノ 市 中 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.020	0.025	0.018	0.023	0.030	0.023	0.018	0.020	0.014	0.015	0.014	0.019	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.061	0.111	0.069	0.089	0.128	0.058	0.071	0.058	0.062	0.053	0.064	0.064	0.128
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.038	0.049	0.032	0.046	0.072	0.042	0.042	0.036	0.030	0.031	0.028	0.038	0.072
丹 生 小 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.020	0.026	0.019	0.021	0.027	0.023	0.019	0.021	0.017	0.018	0.016	0.023	0.021
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.052	0.067	0.055	0.061	0.115	0.059	0.057	0.059	0.074	0.065	0.065	0.055	0.115
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.039	0.050	0.033	0.040	0.059	0.044	0.035	0.040	0.032	0.036	0.033	0.038	0.059
戸 次 中 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.020	0.025	0.019	0.023	0.029	0.024	0.018	0.018	0.013	0.014	0.013	0.018	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.063	0.082	0.087	0.101	0.116	0.091	0.076	0.053	0.063	0.067	0.066	0.055	0.116
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.046	0.053	0.034	0.045	0.069	0.039	0.048	0.032	0.029	0.036	0.027	0.031	0.069
佐 賀 関 小 学 校	月平均値	(mg/m ³)	0.022	0.027	0.022	0.024	0.034	0.026	0.020	0.020	0.014	0.014	0.013	0.019	0.021
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.072	0.073	0.060	0.083	0.116	0.070	0.061	0.058	0.065	0.044	0.084	0.053	0.116
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.042	0.051	0.036	0.054	0.075	0.044	0.040	0.036	0.029	0.023	0.029	0.037	0.075

(注)集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4－1 9 微小粒子状物質（PM2.5）濃度経月変化

測 定 局 名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注1)
王 子 中 学 校	有効測定日数	(日)	30	31	30	30	31	29	31	30	31	28	31	363
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	15.8	19.8	13.5	13.9	17.1	12.6	11.5	14.8	11.1	12.5	11.1	14.2
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	39.0	40.0	26.0	29.3	38.3	31.2	27.0	28.2	25.3	28.8	28.1	40.0
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5
西 部 清 掃 事 業 所	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	31	365
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	14.6	20.0	13.3	16.2	19.3	13.8	12.7	16.0	12.3	13.9	11.3	15.0
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	30.6	38.4	26.8	31.0	40.1	31.4	32.4	30.7	28.1	26.8	26.8	40.1
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	5
東 大 分 小 学 校	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	23	31	30	31	30	28	357
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	13.5	17.9	11.5	14.6	16.9	11.9	11.2	13.8	10.0	11.5	9.0	13.1
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	29.3	37.0	22.6	29.6	36.6	30.2	25.4	27.4	24.7	25.8	25.0	37.0
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
大 在 小 学 校	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	31	365
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	15.9	19.9	12.8	13.5	17.2	12.9	11.9	16.2	12.1	13.5	12.0	14.6
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	30.8	43.7	25.8	28.8	37.0	30.5	22.5	34.5	26.5	26.3	28.5	43.7
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
戸 次 中 学 校	有効測定日数	(日)	30	30	30	31	28	30	31	30	31	28	18	348
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	13.1	17.6	11.3	12.5	17.5	12.7	10.9	13.8	10.6	11.9	11.3	13.1
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	29.2	38.3	24.3	27.1	40.0	27.6	23.2	27.0	25.1	29.8	23.8	40.0
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
佐 賀 関 小 学 校	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	31	365
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	14.2	17.8	11.9	11.8	17.4	13.0	11.3	14.9	12.0	12.2	11.0	13.7
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28.0	39.8	23.8	30.1	36.1	31.4	21.7	33.2	28.1	21.0	28.7	39.8
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4
自 排 中 央	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	31	365
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	14.6	18.6	14.3	16.8	18.8	15.0	12.9	14.7	10.8	11.4	10.2	14.5
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	32.5	37.8	26.8	33.2	41.8	31.6	30.5	26.9	25.5	25.3	25.2	41.8
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4

(注1)集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4－20 微小粒子状物質（PM2.5）濃度測定結果

項目 測定局	有効測定日数	年平均値	年間98%値 日平均値の	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数と その割合		環境基準 の達成状 況（長期 的評価）
	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日数	%	-
王子中学校	363	14.2	31.2	5	1.4	達成
西部清掃事業所	365	15.0	32.4	5	1.4	達成
東大分小学校	357	13.1	29.6	3	0.8	達成
大在小学校	365	14.6	30.8	3	0.8	達成
戸次中学校	348	13.1	29.2	3	0.9	達成
佐賀関小学校	365	13.7	31.4	4	1.1	達成
自排中央	365	14.5	32.7	4	1.1	達成

資 4－21 微小粒子状物質（PM2.5）成分別濃度

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

	質量濃度	成分別濃度					
		有機炭素	元素状炭素	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン
東大分小学校局 春季期間平均	16	3.3	0.88	0.087	0.11	0.064	0.02
東大分小学校局 夏季期間平均	16	2.7	0.86	0.10	0.15	0.066	0.01
東大分小学校局 秋季期間平均	11	2.4	0.83	0.13	0.063	0.075	0.02
東大分小学校局 冬季期間平均	19	2.9	1.1	0.12	0.17	0.17	0.02

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

	成分別濃度					
	アンモニウムイオン	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	無機元素	その他
東大分小学校局 春季期間平均	1.8	4.6	0.35	0.02	1.4	4.0
東大分小学校局 夏季期間平均	2.2	6.0	0.062	0.01	1.0	2.9
東大分小学校局 秋季期間平均	1.0	3.1	0.26	0.03	0.8	2.8
東大分小学校局 冬季期間平均	2.6	5.1	2.2	0.23	1.2	2.9

（注）春季期間は、平成 28 年 5 月 6 日から 5 月 20 日の 15 日間。

夏季期間は、平成 28 年 7 月 21 日から 8 月 4 日の 15 日間。

秋季期間は、平成 28 年 10 月 20 日から 11 月 3 日の 15 日間。

冬季期間は、平成 29 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の 15 日間。

資 4－22 微小粒子状物質（PM2.5）成分別組成

単位：%

	有機炭素	元素状炭素	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン
東大分小学校局 春季期間平均	20	5.3	0.53	0.69	0.39	0.10
東大分小学校局 夏季期間平均	17	5.4	0.65	0.94	0.41	0.09
東大分小学校局 秋季期間平均	21	7.3	1.09	0.55	0.66	0.14
東大分小学校局 冬季期間平均	16	6.1	0.66	0.92	0.90	0.10

単位：%

	アンモニウムイオン	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	無機元素	その他
東大分小学校局 春季期間平均	11	28	2.1	0.10	8.5	25
東大分小学校局 夏季期間平均	14	37	0.39	0.04	6.0	18
東大分小学校局 秋季期間平均	12	27	2.3	0.29	7.2	24
東大分小学校局 冬季期間平均	14	27	12	1.2	6.4	15

（注）春季期間は、平成 28 年 5 月 6 日から 5 月 20 日の 15 日間。

夏季期間は、平成 28 年 7 月 21 日から 8 月 4 日の 15 日間。

秋季期間は、平成 28 年 10 月 20 日から 11 月 3 日の 15 日間。

冬季期間は、平成 29 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の 15 日間。

資 4－2 3 微小粒子状物質（PM2.5）無機系元素成分濃度

単位：ng/m³

	ナトリウム	アルミニウム	カリウム	カルシウム	スカンジウム	バナジウム	クロム	鉄	ニッケル	亜鉛	ヒ素
東大分小学校局 春季期間平均	110	190	120	130	0.04	8.8	1.1	320	3.1	31	1.3
東大分小学校局 夏季期間平均	130	92	90	160	0.02	7.9	1.3	260	3.0	26	1.2
東大分小学校局 秋季期間平均	140	59	100	90	0.002	4.4	1.1	230	1.6	38	1.5
東大分小学校局 冬季期間平均	150	130	200	180	0.02	4.2	1.2	240	1.7	38	2.0

単位：ng/m³

	アンチモン	鉛	ケイ素	チタン	マンガン	コバルト	銅	セレン	ルビシウム	モリブデン	セシウム
東大分小学校局 春季期間平均	0.67	7.5	440	14	13	0.094	3.1	1.1	0.57	0.57	0.085
東大分小学校局 夏季期間平均	0.91	5.5	150	7.6	9.1	0.083	3.3	1.2	0.40	0.73	0.056
東大分小学校局 秋季期間平均	0.65	7.7	130	6.0	8.4	0.075	2.3	1.8	0.42	0.64	0.067
東大分小学校局 冬季期間平均	0.87	11	210	9.5	9.3	0.091	3.5	2.0	0.65	0.47	0.084

単位：ng/m³

	バリウム	ランタン	セリウム	サマリウム	ハフニウム	タンクステン	タンタル	トリウム	カドミウム
東大分小学校局 春季期間平均	2.7	0.30	0.24	0.018	0.016	0.37	0.009	0.034	0.26
東大分小学校局 夏季期間平均	2.5	0.64	0.12	0.009	0.020	0.40	0.009	0.021	0.30
東大分小学校局 秋季期間平均	1.5	0.09	0.77	0.012	0.010	0.33	0.008	0.010	0.29
東大分小学校局 冬季期間平均	5.5	0.15	0.16	0.015	0.009	0.28	0.006	0.026	0.37

（注）春季期間は、平成 28 年 5 月 6 日から 5 月 20 日の 15 日間。

夏季期間は、平成 28 年 7 月 21 日から 8 月 4 日の 15 日間。

秋季期間は、平成 28 年 10 月 20 日から 11 月 3 日の 15 日間。

冬季期間は、平成 29 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の 15 日間。

資 4－2 4 降下ばいじん量経年変化（年平均値）

（単位：t/km²/月）

年度 測定地点	H24	H25	H26	H27	H28
住 吉 小 学 校	3.2	3.6	3.7	2.9	3.1
森 岡 小 学 校	2.1	2.5	2.6	1.5	2.6
舞 鶴 小 学 校	4.1	5.5	5.3	4.3	4.4
大 分 港 振 興 室	4.5	4.5	5.1	4.0	4.4
三 佐 小 学 校	2.7	2.6	2.7	2.3	2.9
東 部 清 掃 事 業 所	2.2	2.3	2.3	1.7	2.2
鶴 崎 支 所	1.9	2.0	2.0	1.6	2.0
大 在 西 小 学 校（注 1）	2.8	2.6	2.1	1.5	2.1
大 分 国 際 情 報 高 校（注 2）	6.0	6.6	6.2	4.9	5.3
東 大 分 小 学 校	4.4	5.0	4.7	4.0	4.2
明 野 北 小 学 校	2.8	3.1	3.0	2.4	2.4
佐 賀 関 小 学 校（注 3）	3.2	3.1	2.4	2.0	2.3
平 均	3.3	3.6	3.5	2.8	3.2

（注 1） 平成 26 年 3 月分までは、大在小学校で測定

（注 2） 平成 26 年 8 月分までは、大分市消防装具訓練所副棟で測定

（注 3） 平成 25 年 12 月分までは、旧佐賀関公民館で測定

平成 27 年 7 月分から平成 28 年 4 月分までは、佐賀関保育所で測定

資 4－25 降下ばいじん量及び降水量経月変化

(単位：t/km/月)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
住吉小学校	総量	3.5	3.0	4.2	2.7	(注3) 欠測	4.7	(注4) 欠測	3.2	1.8	2.2	2.0	3.2	3.1
	溶解性成分	1.2	0.9	1.3	1.5	(注3) 欠測	2.6	(注4) 欠測	0.9	0.7	0.8	0.5	1.3	1.2
	不溶解性成分	2.3	2.1	2.9	1.2	(注3) 欠測	2.1	(注4) 欠測	2.3	1.1	1.4	1.5	1.9	1.9
森岡小学校	総量	2.7	2.0	2.1	1.0	(注3) 欠測	2.5	(注4) 欠測	5.6	2.6	2.0	2.8	2.4	2.6
	溶解性成分	1.1	0.7	1.3	0.7	(注3) 欠測	1.6	(注4) 欠測	0.7	0.4	0.4	0.3	0.7	0.8
	不溶解性成分	1.6	1.3	0.8	0.3	(注3) 欠測	0.9	(注4) 欠測	4.9	2.2	1.6	2.5	1.7	1.8
舞鶴小学校	総量	5.3	5.0	7.8	3.3	(注3) 欠測	7.8	(注4) 欠測	3.5	2.5	2.7	2.2	3.5	4.4
	溶解性成分	1.6	1.7	3.4	0.9	(注3) 欠測	3.6	(注4) 欠測	1.1	0.8	0.9	0.5	1.1	1.6
	不溶解性成分	3.7	3.3	4.4	2.4	(注3) 欠測	4.2	(注4) 欠測	2.4	1.7	1.8	1.7	2.4	2.8
大分港振興室	総量	4.0	3.8	4.8	2.7	(注3) 欠測	6.6	(注4) 欠測	4.6	4.4	5.4	3.7	3.7	4.4
	溶解性成分	1.4	1.5	2.7	1.1	(注3) 欠測	4.2	(注4) 欠測	1.8	1.4	1.8	0.8	1.2	1.8
	不溶解性成分	2.6	2.3	2.1	1.6	(注3) 欠測	2.4	(注4) 欠測	2.8	3.0	3.6	2.9	2.5	2.6
三佐小学校	総量	2.6	2.3	3.3	1.0	(注3) 欠測	3.4	(注4) 欠測	4.5	2.7	3.7	2.6	2.6	2.9
	溶解性成分	1.0	1.0	2.3	0.4	(注3) 欠測	2.5	(注4) 欠測	1.7	0.6	0.9	0.5	1.0	1.2
	不溶解性成分	1.6	1.3	1.0	0.6	(注3) 欠測	0.9	(注4) 欠測	2.8	2.1	2.8	2.1	1.6	1.7
東部清掃事業所	総量	1.9	1.9	2.8	1.2	1.0	5.4	(注4) 欠測	2.8	1.9	1.8	1.8	2.0	2.2
	溶解性成分	0.8	0.8	2.2	0.9	0.3	4.4	(注4) 欠測	1.6	0.7	0.7	0.6	0.7	1.2
	不溶解性成分	1.1	1.1	0.6	0.3	0.7	1.0	(注4) 欠測	1.2	1.2	1.1	1.2	1.3	1.0
鶴崎支所	総量	2.0	1.5	1.4	1.0	(注3) 欠測	4.8	(注4) 欠測	2.6	1.8	1.8	1.5	1.9	2.0
	溶解性成分	0.9	0.6	0.8	0.7	(注3) 欠測	4.2	(注4) 欠測	1.1	0.7	0.9	0.4	0.9	1.1
	不溶解性成分	1.1	0.9	0.6	0.3	(注3) 欠測	0.6	(注4) 欠測	1.5	1.1	0.9	1.1	1.0	0.9
大在西小学校	総量	1.9	1.7	0.8	1.3	(注3) 欠測	4.7	(注4) 欠測	3.4	1.5	1.9	1.7	1.7	2.1
	溶解性成分	0.9	0.8	0.3	1.0	(注3) 欠測	4.2	(注4) 欠測	1.1	0.5	0.8	0.5	0.7	1.1
	不溶解性成分	1.0	0.9	0.5	0.3	(注3) 欠測	0.5	(注4) 欠測	2.3	1.0	1.1	1.2	1.0	1.0
大分国際情報高校	総量	5.8	5.1	4.7	3.6	(注3) 欠測	8.1	(注4) 欠測	6.6	4.7	4.8	4.4	4.9	5.3
	溶解性成分	1.6	1.3	2.1	1.7	(注3) 欠測	4.0	(注4) 欠測	1.6	1.1	1.2	0.8	1.3	1.7
	不溶解性成分	4.2	3.8	2.6	1.9	(注3) 欠測	4.1	(注4) 欠測	5.0	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
東大分小学校	総量	4.8	4.9	4.8	3.7	(注3) 欠測	7.1	(注4) 欠測	4.7	2.9	3.0	2.6	3.2	4.2
	溶解性成分	1.6	1.5	2.1	1.5	(注3) 欠測	3.2	(注4) 欠測	2.1	1.0	1.1	0.7	1.2	1.6
	不溶解性成分	3.2	3.4	2.7	2.2	(注3) 欠測	3.9	(注4) 欠測	2.6	1.9	1.9	1.9	2.0	2.6
明野北小学校	総量	2.9	2.6	2.0	1.7	(注3) 欠測	3.2	(注4) 欠測	3.1	1.8	1.7	2.0	3.1	2.4
	溶解性成分	1.1	1.2	1.1	1.1	(注3) 欠測	2.1	(注4) 欠測	1.3	0.6	0.8	0.5	1.2	1.1
	不溶解性成分	1.8	1.4	0.9	0.6	(注3) 欠測	1.1	(注4) 欠測	1.8	1.2	0.9	1.5	1.9	1.3
佐賀関小学校(注1)	総量	3.6	2.6	1.9	1.1	0.7	5.2	(注4) 欠測	2.8	1.6	1.8	1.8	1.9	2.3
	溶解性成分	2.3	1.8	1.5	0.9	0.3	4.6	(注4) 欠測	2.2	0.9	0.9	0.7	0.8	1.5
	不溶解性成分	1.3	0.8	0.4	0.2	0.4	0.6	(注4) 欠測	0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	0.7
月平均	総量	3.4	3.0	3.4	2.0	(注3) 欠測	5.3	(注4) 欠測	4.0	2.5	2.7	2.4	2.8	3.2
	溶解性成分	1.3	1.2	1.8	1.0	(注3) 欠測	3.4	(注4) 欠測	1.4	0.8	0.9	0.6	1.0	1.3
	不溶解性成分	2.1	1.9	1.6	1.0	(注3) 欠測	1.9	(注4) 欠測	2.5	1.7	1.8	1.9	1.8	1.8
降雨(0.5mm以上)日数(日)(注2)		14	11	14	14	3	15	15	7	9	3	6	7	9.8
降雨量(mm)(注2)		150.0	149.0	414.5	387.5	2.0	515.0	259.5	88.5	55.0	55.5	24.5	46.0	178.9

(注1) 平成28年4月分まで、佐賀関保育所で測定。(注2) 気象庁ホームページ気象データより引用。(注3) 貯水量が少ないため欠測。(注4) 10月8日の阿蘇山噴火の影響により欠測。

資 4 - 2 6 炭化水素濃度測定結果

項目 測定局	メタン (CH ₄)						非メタン炭化水素 (NMHC)										全炭化水素 (T-HC)					
	測定時間	年平均値	6 ～ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ～ 9 時 測 定 日 数	6～9時 3時間 平均値		測定時間	年平均値	6 ～ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ～ 9 時 測 定 日 数	6～9時 3時間 平均値		6～9時 3時間 平均値 が0.20 ppmCを 超えた 日数と その割 合	6～9時 3時間 平均値 が0.31 ppmCを 超えた 日数と その割 合	測定時間	年平均値	6 ～ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ～ 9 時 測 定 日 数	6～9時 3時間 平均値			
					最高値	最低値					最高値	最低値							最高値	最低値		
					(時間)	(ppmC)					(ppmC)	(日)							(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)
三佐小学校	8637	1.96	1.98	361	2.20	1.81	8637	0.12	0.13	361	0.74	0.05	24	6.6	9	2.5	8637	2.08	2.10	361	2.62	1.89
敷戸小学校	8557	1.89	1.91	356	2.52	1.75	8557	0.10	0.10	356	0.23	0.01	4	1.1	0	0.0	8557	1.98	2.00	356	2.66	1.80
大在小学校	8622	2.00	2.02	328	2.21	1.72	8622	0.11	0.12	328	0.53	0.01	28	8.5	5	1.5	8622	2.11	2.14	328	2.46	1.74

(注) 炭化水素は、反応性の低い物質であるメタンと、反応性に富む非メタン炭化水素に大別され、非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つとなる。また、炭化水素は主に石油系燃料の漏洩や自動車等の塗料、燃料の未燃分として排出される。

資 4 - 2 7 炭化水素濃度経年変化 (年平均値)

(単位: ppmC)

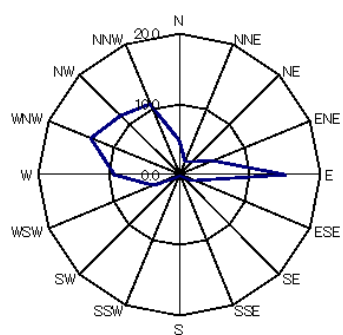
測定局	項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
三 佐 小 学 校	メ タ ン (CH ₄)		1.94	1.83	1.93	1.99	1.96
	非 メ タ ン (NMHC)		0.22	0.23	0.14	0.14	0.12
	全 炭 化 水 素 (T-HC)		2.16	2.06	2.07	2.13	2.08
敷 戸 小 学 校	メ タ ン (CH ₄)		1.94	1.94	1.97	2.05	1.89
	非 メ タ ン (NMHC)		0.12	0.08	0.05	0.03	0.10
	全 炭 化 水 素 (T-HC)		2.06	2.01	2.02	2.08	1.98
大 在 小 学 校	メ タ ン (CH ₄)		2.15	2.07	1.94	1.97	2.00
	非 メ タ ン (NMHC)		0.12	0.15	0.12	0.12	0.11
	全 炭 化 水 素 (T-HC)		2.28	2.22	2.06	2.08	2.11

資 4 - 2 8 非メタン炭化水素濃度経月変化

測 定 局 名	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)
三 佐 小 学 校	月平均値	(ppmC)	0.14	0.14	0.15	0.17	0.14	0.13	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.12
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.11	0.13	0.17	0.18	0.13	0.12	0.13	0.11	0.10	0.11	0.11	0.10	0.13
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.18	0.35	0.48	0.74	0.20	0.23	0.52	0.35	0.23	0.22	0.18	0.16	0.74
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.06	0.07	0.07	0.09	0.06	0.05	0.07	0.07	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	0	2	7	5	0	3	3	2	1	1	0	0	24
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	2	2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	9
敷 戸 小 学 校	月平均値	(ppmC)	0.11	0.10	0.12	0.13	0.13	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.10
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.11	0.09	0.12	0.12	0.12	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09	0.10
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.23	0.17	0.19	0.23	0.19	0.23	0.18	0.13	0.15	0.16	0.14	0.11	0.23
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.06	0.01	0.08	0.05	0.05	0.03	0.02	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.01
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 在 小 学 校	月平均値	(ppmC)	0.12	0.11	0.12	0.09	0.10	0.10	0.10	0.11	0.13	0.11	0.10	0.10	0.11
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.14	0.11	0.12	0.10	0.12	0.11	0.10	0.12	0.14	0.12	0.13	0.12	0.12
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.53	0.38	0.21	0.28	0.22	0.25	0.33	0.23	0.30	0.26	0.28	0.30	0.53
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.03	0.04	0.03	0.02	0.04	0.01	0.02	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.01
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	3	2	2	3	1	2	2	2	3	2	4	2	28
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5

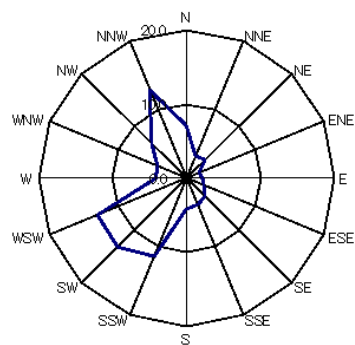
(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、最低値は年最低値、その他は年平均値を示します。

王子中学校測定局



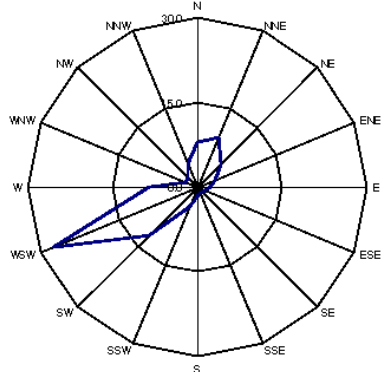
カーム 18.7%

南大分中学校測定局



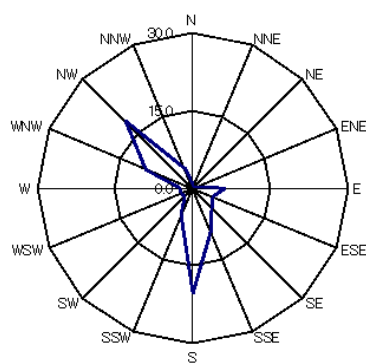
カーム 2.0%

西部清掃事業所測定局



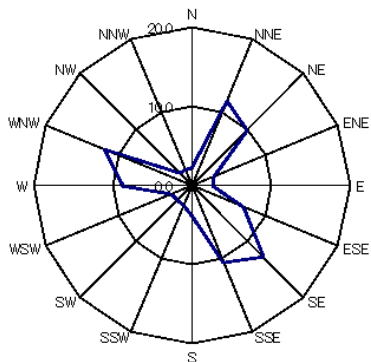
カーム 4.2%

東大分小学校測定局



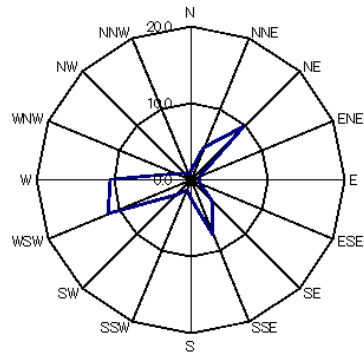
カーム 7.5%

三佐小学校測定局



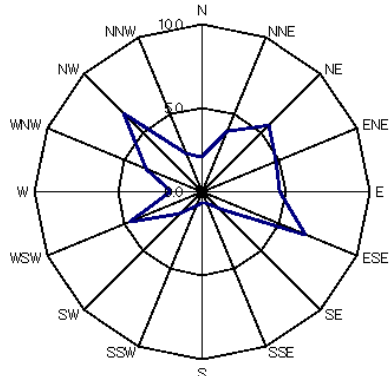
カーム 3.5%

大東中学校測定局



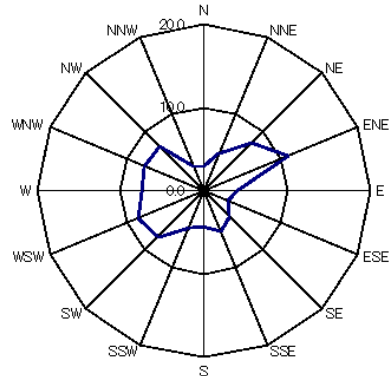
カーム 37.1%

敷戸小学校測定局



カーム 47.4%

大在小学校測定局

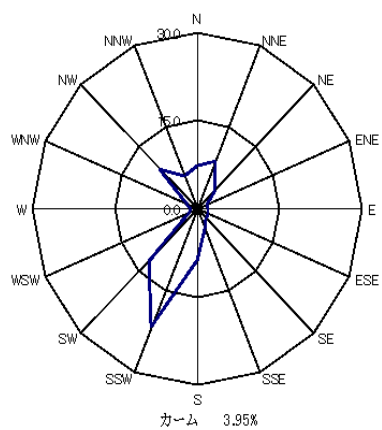


カーム 5.1%

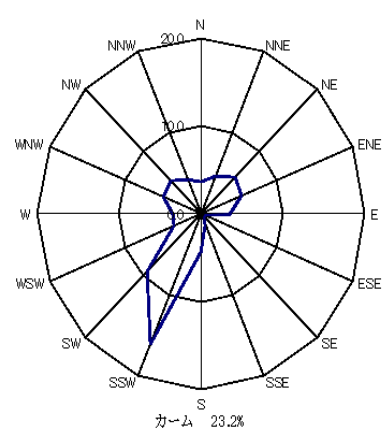
(注 1) 数字は出現頻度パーセントを示しています。

(注 2) カームとは、風速が 0.4m/sec 以下の状態をいいます。

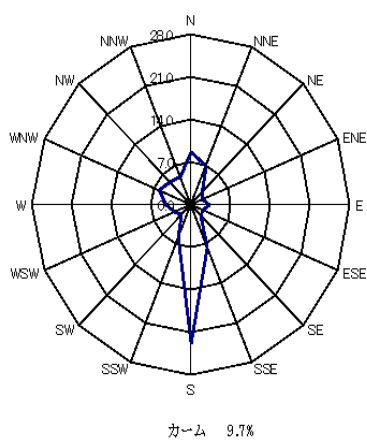
坂ノ市中学校測定局



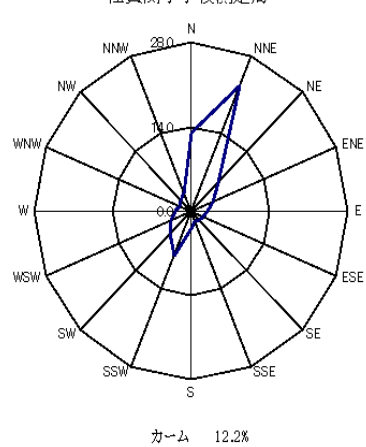
丹生小学校測定局



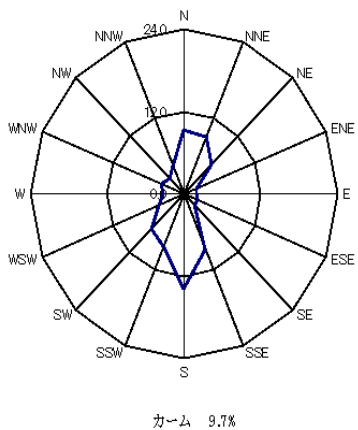
戸次中学校測定局



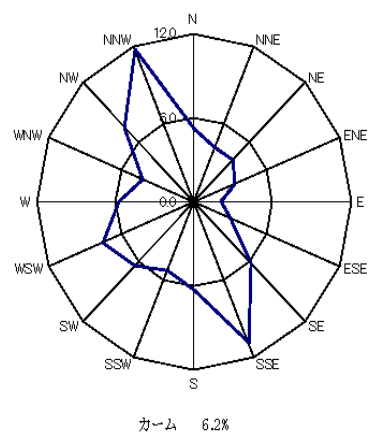
佐賀関小学校測定局



自排中央局



自排宮崎局



(注 1) 数字は出現頻度パーセントを示しています。

(注 2) カームとは、風速が 0.4m/sec 以下の状態をいいます。

資 4－30 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

王子中学校測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	塩化ヒ ⁺ ニルモノマー	μ g/m ³	0.079	0.006	<0.002	<0.002	0.013	<0.001	<0.0008	<0.002	0.0079	0.012	0.010	0.013	0.012
2	1,3-フ ⁺ タシ ⁺ エン	μ g/m ³	0.079	0.99	0.14	0.21	0.025	0.080	0.035	0.051	4.5	0.048	0.10	0.014	0.52
3	アクリロニトリル	μ g/m ³	0.048	0.011	0.011	0.007	0.035	0.021	0.0056	<0.0013	0.026	0.024	0.015	<0.003	0.017
4	ジ ⁺ クロロメタン	μ g/m ³	1.2	1.3	1.4	0.42	0.43	0.58	0.55	0.46	0.44	0.45	0.94	0.58	0.73
5	クロロホルム	μ g/m ³	0.31	0.27	0.22	0.099	0.15	0.15	0.14	0.13	0.12	0.13	0.16	0.17	0.17
6	1,2-ジ ⁺ クロロエタン	μ g/m ³	0.44	0.32	0.27	0.060	0.073	0.094	0.084	0.070	0.072	0.067	0.18	0.14	0.16
7	ベンゼン	μ g/m ³	5.1	1.0	0.78	0.66	0.40	0.74	0.66	1.4	2.1	0.71	2.0	0.68	1.4
8	トリクロロエチレン	μ g/m ³	0.032	0.019	0.069	0.052	0.074	0.038	0.074	<0.002	<0.003	<0.002	0.015	<0.004	0.032
9	テトラクロロエチレン	μ g/m ³	0.073	0.045	0.031	0.006	0.028	0.023	0.025	0.008	0.020	0.022	0.032	0.016	0.027
10	酸化エチレン	μ g/m ³	0.10	0.10	0.081	0.054	0.042	0.053	0.050	0.099	0.064	0.027	0.038	0.033	0.062
11	ホルムアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	2.7	3.0	2.4	4.3	3.3	3.2	2.2	1.3	2.0	0.50	0.99	0.67	2.2
12	アセトアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	4.3	2.8	1.8	4.9	1.7	2.5	1.8	2.2	2.2	1.1	1.7	1.2	2.4
13	ベンゾ ⁺ [a]ピ ⁺ レン	ng/m ³	0.61	0.36	0.10	0.072	0.046	0.29	0.081	0.40	0.25	0.066	0.75	0.048	0.26
14	水銀	ng/m ³	2.9	2.3	1.7	2.1	1.0	2.4	1.8	1.9	1.7	1.5	2.1	1.6	1.9
15	ひ素	ng/m ³	2.1	0.69	0.48	1.1	0.090	0.25	0.56	1.2	1.1	0.20	0.35	0.64	0.73
16	ニッケル	ng/m ³	2.6	1.9	1.4	2.1	0.93	1.5	1.2	2.2	1.5	0.68	0.96	1.0	1.5
17	ベ ⁺ リリウム	ng/m ³	0.021	0.0069	0.0033	<0.0009	0.0023	0.0018	0.0028	0.0099	0.0031	<0.0009	0.0031	0.023	0.0066
18	マンガ ⁺ ン	ng/m ³	23	4.7	2.7	2.8	3.4	4.0	3.2	17	7.5	1.8	6.7	16	7.7
19	クロム	ng/m ³	1.5	2.3	0.89	0.81	1.5	1.5	1.4	3.2	1.0	0.68	1.2	1.7	1.5
20	塩化メチル	μ g/m ³	1.7	1.6	1.8	1.3	1.5	1.6	1.3	1.3	1.2	1.4	1.6	1.5	1.5
21	トルエン	μ g/m ³	6.9	5.8	7.0	3.7	3.0	4.4	3.2	5.8	6.8	4.1	4.5	1.9	4.8

三佐小学校測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	1,3-フ ⁺ タシ ⁺ エン	μ g/m ³	0.17	0.047	0.16	3.8	0.51	0.10	0.040	0.13	6.5	0.099	0.074	0.025	0.97
2	アクリロニトリル	μ g/m ³	0.053	0.011	0.007	0.008	0.041	0.035	0.0081	0.0094	0.018	0.015	0.010	<0.002	0.018
3	ジ ⁺ クロロメタン	μ g/m ³	1.4	1.9	15	0.63	0.46	1.2	0.62	0.68	0.72	0.46	1.1	0.65	2.1
4	クロロホルム	μ g/m ³	0.28	0.27	0.30	0.18	0.34	0.16	0.13	0.13	0.13	0.11	0.16	0.19	0.20
5	ベンゼン	μ g/m ³	2.8	1.2	1.9	6.9	1.2	1.2	2.1	2.3	1.8	1.1	2.2	1.3	2.2
6	テトラクロロエチレン	μ g/m ³	0.092	0.047	0.046	<0.002	0.038	0.031	0.022	0.013	0.017	0.038	0.047	0.027	0.035
7	ホルムアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	2.4	3.2	1.9	6.3	5.0	1.9	1.8	0.66	1.8	1.0	0.87	1.2	2.3
8	アセトアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	3.7	5.5	4.3	10	4.8	3.1	2.0	2.5	2.1	3.0	2.5	2.6	3.8
9	マンガ ⁺ ン	ng/m ³	22	12	4.9	17	15	2.4	5.2	19	12	11	16	32	14
10	クロム	ng/m ³	1.8	6.0	0.77	1.1	3.1	0.56	1.5	2.0	0.86	0.92	2.9	2.3	2.0
11	塩化メチル	μ g/m ³	1.6	1.6	1.8	1.3	1.5	1.4	1.2	1.3	1.1	1.2	1.6	1.4	1.4
12	トルエン	μ g/m ³	15	7.2	21	34	2.8	16	9.3	6.4	8.4	6.3	8.6	4.0	12
13	タ ⁺ イオキシシ ⁺ ン類	pg-TEQ/m ³	0.0081	0.028											0.018

自排中央測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	1,3-ブ ⁺ タシ ⁺ エン	μ g/m ³	0.15	0.92	0.18	0.28	0.061	0.12	0.11	0.10	7.6	0.11	0.18	0.067	0.82
2	ベンゼ ⁺ ン	μ g/m ³	6.8	1.5	1.3	1.7	0.78	1.5	1.3	1.8	2.7	1.1	2.6	1.0	2.0
3	ホルムアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	3.1	4.0	1.5	9.5	5.1	4.1	3.3	2.4	3.0	1.1	1.8	1.1	3.3
4	アセトアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	4.7	6.3	4.0	13	3.5	4.9	4.6	3.2	2.3	1.7	2.0	1.4	4.3
5	ベンゾ ⁺ [a]ピ ⁺ レン	ng/m ³	0.76	0.34	0.13	0.27	0.082	0.48	0.17	0.50	0.28	0.058	0.61	0.056	0.31
6	トルエン	μ g/m ³	11	7.1	8.4	4.9	4.7	6.0	4.8	5.6	9.7	4.8	8.3	4.5	6.6

自排宮崎測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	1,3-ブ ⁺ タシ ⁺ エン	μ g/m ³	0.23	0.19	0.21	0.22	0.10	0.36	0.27	0.14	7.1	0.16	0.20	0.065	0.77
2	ベンゼ ⁺ ン	μ g/m ³	3.9	1.6	1.4	2.1	1.2	2.3	1.4	2.1	2.9	1.4	2.9	0.97	2.0
3	ホルムアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	3.3	3.8	1.3	6.3	4.1	3.6	2.6	1.9	2.7	1.2	2.1	2.2	2.9
4	アセトアルデ ⁺ ヒト ⁺	μ g/m ³	5.6	5.2	4.7	7.2	5.5	3.4	5.3	3.8	3.8	2.5	2.8	3.9	4.5
5	ベンゾ ⁺ [a]ピ ⁺ レン	ng/m ³	0.56	0.39	0.088	0.55	0.24	0.53	0.24	0.49	1.1	0.24	0.69	0.048	0.43
6	トルエン	μ g/m ³	12	6.6	5.7	6.6	4.6	7.8	6.7	7.7	9.6	5.0	9.8	3.2	7.1

東大分小学校測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	ジ ⁺ クロロメ ⁺ タン	μ g/m ³	1.50	1.9	3.8	1.8	0.55	0.8	0.83	0.9	3.4	0.9	1.8	0.68	1.6
2	ベンゼ ⁺ ン	μ g/m ³	4.4	2.0	1.2	6.6	1.5	1.0	1.7	1.8	2.4	1.0	1.9	0.88	2.2
3	テトラクロロエチレン	μ g/m ³	0.069	0.041	0.032	0.012	0.024	0.086	0.027	0.008	0.020	0.021	0.034	0.024	0.033
4	ベンゾ ⁺ [a]ピ ⁺ レン	ng/m ³	0.80	1.1	0.10	2.1	0.48	0.60	0.59	0.70	0.41	0.24	0.49	0.072	0.64
5	ひ素	ng/m ³	3.6	0.90	0.38	4.0	0.61	0.35	0.99	1.4	1.1	0.20	0.23	0.76	1.2
6	ニッケル	ng/m ³	4.4	1.8	0.75	8.3	4.0	1.9	1.6	1.4	2.5	1.6	0.56	0.91	2.5
7	マンガ ⁺ ン	ng/m ³	86	25	6.0	110	94	23	25	25	26	14	6.4	32	39
8	クロム	ng/m ³	2.3	3.0	0.52	6.7	5.4	2.0	2.0	1.6	2.0	4.2	0.62	1.6	2.7
9	塩化メチル	μ g/m ³	1.8	1.7	1.7	1.4	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2	1.2	1.5	1.4	1.4
10	トルエン	μ g/m ³	17	15	9.1	16	6.5	6.4	8.1	9.9	14	5.5	8.6	5.7	10
11	カ ⁺ イオキシ ⁺ ン類	pg-TEQ/m ³	0.0071	0.0081											0.0076

佐賀関小学校測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	ベンゾ ⁺ [a]ピ ⁺ レン	ng/m ³	0.45	0.62	0.037	0.019	0.022	0.075	0.097	0.67	0.32	0.25	0.030	0.14	0.23
2	ひ素	ng/m ³	4.4	4.2	5.8	0.13	1.4	2.1	6.2	1.6	1.1	0.61	1.3	0.91	2.5
3	ニッケル	ng/m ³	3.6	3.1	1.9	1.0	3.6	3.7	3.2	1.5	1.3	1.0	1.1	0.73	2.1
4	ベ ⁺ リリウム	ng/m ³	0.021	0.0042	0.0045	<0.0009	0.0057	0.0056	0.0064	0.0026	0.0018	<0.0009	<0.0009	0.0092	0.0053
5	マンガ ⁺ ン	ng/m ³	16	2.1	2.0	0.33	4.4	2.5	3.0	5.3	4.1	2.1	1.2	8.2	4.3
6	クロム	ng/m ³	0.82	2.0	1.6	0.18	4.5	1.8	1.9	1.1	0.41	0.74	0.65	1.1	1.4

大在小学校測定局

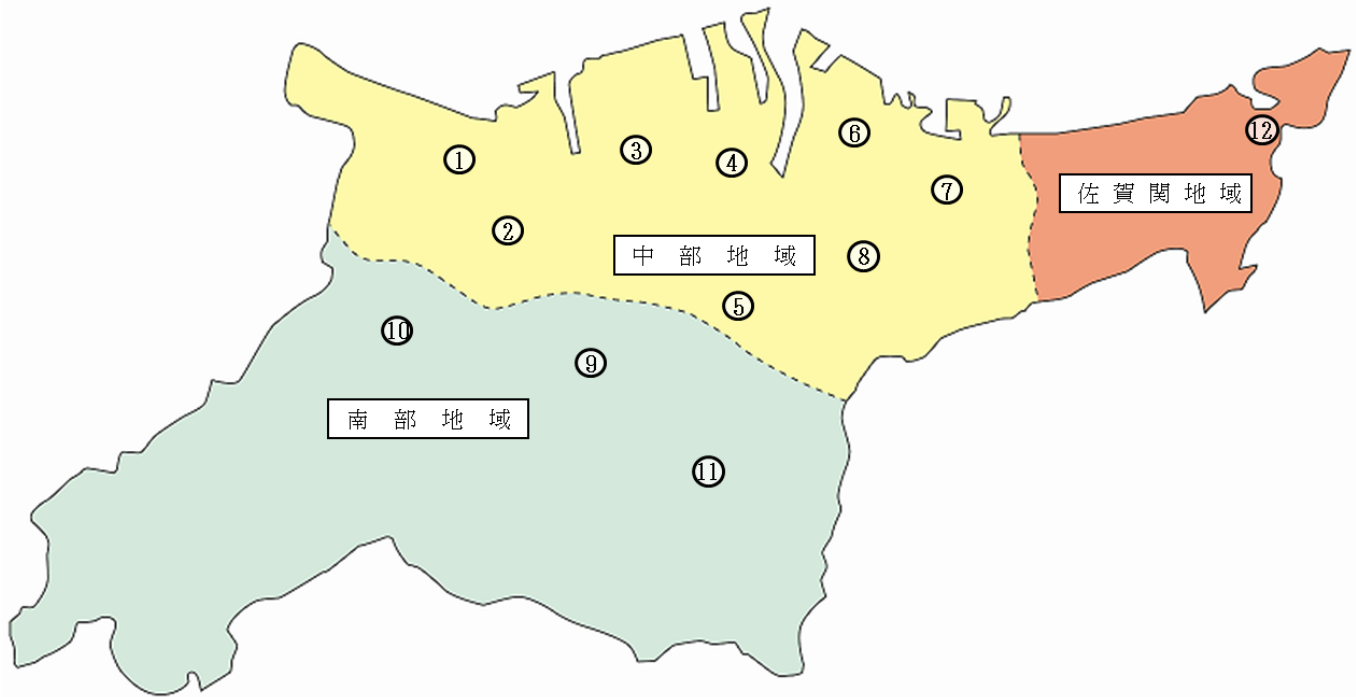
	項 目	単位	1回目	2回目	年平均値
1	カ ⁺ イオキシ ⁺ ン類	pg-TEQ/m ³	0.0044	0.037	0.021

西部清掃事業所測定局

	項 目	単位	1回目	2回目	年平均値
1	カ ⁺ イオキシ ⁺ ン類	pg-TEQ/m ³	0.0058	0.030	0.018

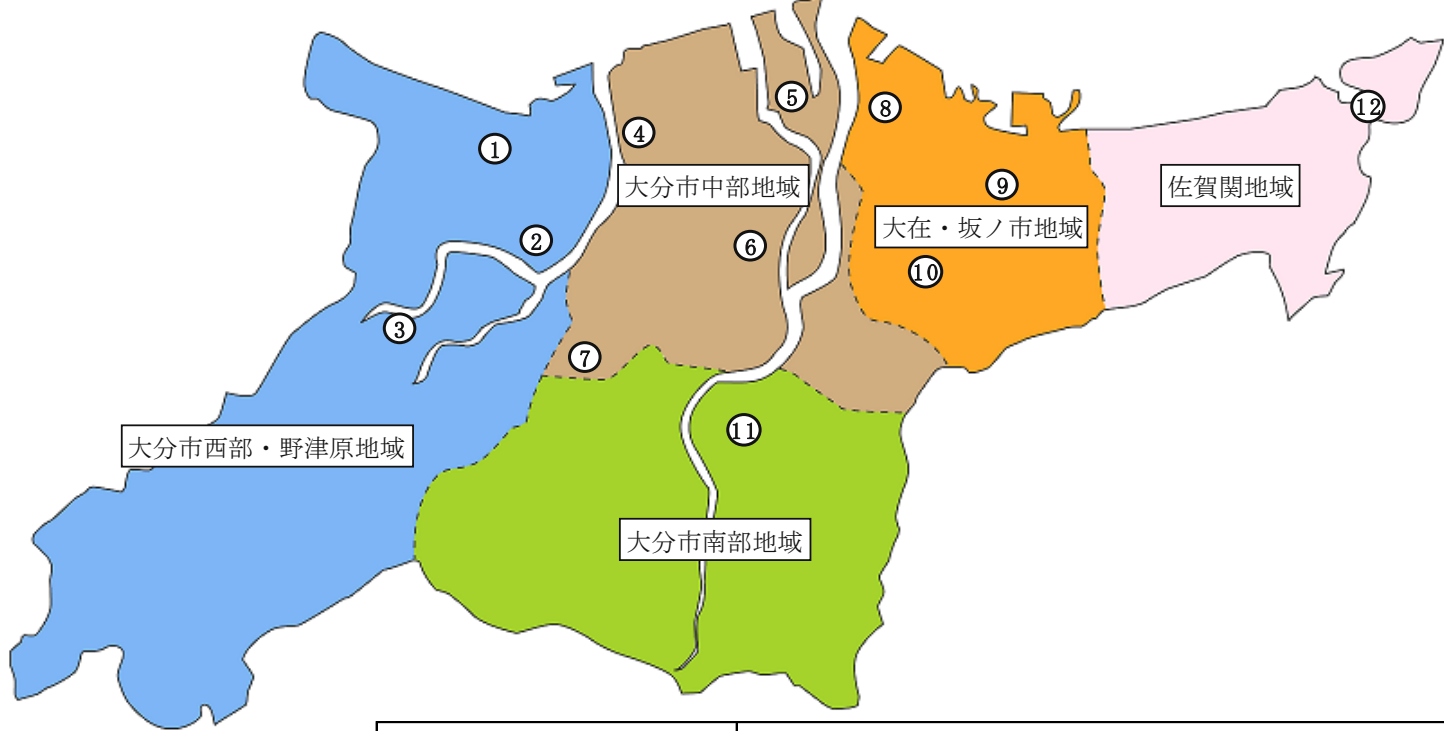
(注1) 「<」表示の検出下限値未満の結果は、検出下限値の二分の一の値をデータ数値としています。

資 4－3 1 光化学オキシダントの緊急時等発令地域区分



地 域 名	該当地域	番 号	テレメーター測定局
大分市中部地域	大分市のうち、南部地域及び佐賀関地域を除いた地域	①	王子中学校測定局
		②	南大分中学校測定局
		③	東大分小学校測定局
		④	三佐小学校測定局
		⑤	大東中学校測定局
		⑥	大在小学校測定局
		⑦	坂ノ市中学校測定局
		⑧	丹生小学校測定局
大分市南部地域	植田・大南・野津原	⑨	敷戸小学校測定局
		⑩	西部清掃事業所測定局
		⑪	戸次中学校測定局
大分市佐賀関地域	佐賀関	⑫	佐賀関小学校測定局

資 4－3 2 緊急時等発令地域区分図（光化学オキシダントの緊急時等を除く）



地域名	発令地域に該当する中学校区	地図上の 番号	テレメーター 測定局
大分市西部・野津原地域	碩田・上野ヶ丘・王子・大分西・南大分・城南・植田・ 植田西・植田南・賀来・野津原	①	王子中学校
		②	南大分中学校
		③	西部清掃事業所
大分市中部地域	滝尾・城東・原川・明野・鶴崎・大東・東陽・植田東	④	東大分小学校
		⑤	三佐小学校
		⑥	大東中学校
		⑦	敷戸小学校
大在・坂ノ市地域	大在・坂ノ市	⑧	大在小学校
		⑨	坂ノ市中学校
		⑩	丹生小学校
大分市南部地域	戸次・吉野・竹中・判田	⑪	戸次中学校
佐賀関地域	佐賀関・神崎	⑫	佐賀関小学校

資 4－3 3 緊急時等発令基準及び措置

発令区分 汚染物質		予報	注意報	警報		重大警報
				第 1 警報	第 2 警報	
二酸化硫黄		0. 2ppm以上 24時間平均値 0. 13ppm以上	0. 2ppm以上 2時間継続 0. 3ppm以上 24時間平均値 0. 15ppm以上	0. 2ppm以上 3時間継続 0. 3ppm以上 2時間継続 0. 5ppm以上 48時間平均値 0. 15ppm以上	0. 5ppm以上 2時間継続	0. 5ppm以上 3時間継続 0. 7ppm以上 2時間継続
浮遊粒子状物質		2. 0mg/m ³ 以上となり状態の悪化が認められるとき	2. 0mg/m ³ 以上 2時間継続	3. 0mg/m ³ 以上となりその状態が継続すると認められるとき		3. 0mg/m ³ 以上 3時間継続
二酸化窒素		0. 4ppm以上となり状態悪化が認められるとき	0. 5ppm以上	0. 7ppm以上		1. 0ppm以上
光化学オキシダント		前日注意報が発令され翌日も注意報が発令が予想されるときあるいは13時までに0. 10ppmを超え状況の悪化が予想されるとき	0. 12ppm以上となり気象条件等から見てその状態が継続すると認められるとき	0. 24ppm以上となり気象条件等からみてその状態が継続すると認められるとき		0. 4 ppm以上となり気象条件等からみてその状態が継続すると認められるとき
ばい煙 排出者等に対する措置	協力工場	削減準備体制の要請	通常ばい煙排出量の20%削減要請	通常ばい煙排出量の30%削減勧告 (二酸化硫黄の第2警報の場合は50%削減勧告)		通常ばい煙排出量の40%削減勧告 (二酸化硫黄の場合は80%削減勧告)
	自動車		不要不急の自動車の運行及び汚染地域への乗入れを控えることの協力要請 (二酸化硫黄を除く)	同 左 (二酸化硫黄を除く)		不要不急の自動車の運行を控えるよう協力要請するとともに大分県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請 (二酸化硫黄を除く)
	その他	事態を一般に周知させる	事態を一般に周知させるとともに、協力工場以外の工場事業場にばい煙排出量の減少について協力要請	同 左		同 左

(注) この基準は1測定点において、この状態が継続すると認められる場合に限る。

資 4－3 4 緊急時等協力工場数

汚染物質	協力工場	
	規模 (Nm ³ /h)	工場数
二酸化硫黄	硫黄酸化物 10以上	9
浮遊粒子状物質	排ガス量 20, 000以上	18
二酸化窒素		
光化学オキシダント		

資 4 - 3 5 光化学オキシダントの緊急時等の発令状況

年度	月 時 日 間	発令 区分	発 令 地 域	濃 度 状 況		
				時刻	測 定 局	最大濃度 (ppm)
S49	5. 17 13:00～16:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	14:00	鶴崎小学校	0. 172
	6. 9 12:30～17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	12:00 13:00	公害衛生センター 大在小学校	0. 140 0. 153
	6. 13 15:00～17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	15:00	国立高専	0. 151
	6. 15 15:00～17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	15:00	日岡小学校	0. 138
	8. 9 15:30～18:00	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	16:00 16:00	大分県庁 大在小学校	0. 147 0. 136
	8. 11 13:00～14:30	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	13:00 13:00	大分県庁 大在小学校	0. 150 0. 131
S50	6. 13 16:00～18:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	16:00	三佐小学校	0. 135
S54	8. 30 14:35～17:35	予報	大在・坂ノ市地域	15:00	坂ノ市支所	0. 132
S55	5. 29 15:30～19:10	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	17:00 16:00	三佐小学校 大在小学校	0. 139 0. 142
S61	6. 10 14:10～18:20	予報	大在・坂ノ市地域	17:00	坂ノ市支所	0. 127
	6. 11 15:10～20:10	予報	大在・坂ノ市地域	18:00 19:00	坂ノ市支所 大在小学校	0. 134 0. 114
H2	8. 4 15:45～18:50	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	15:00 16:00	三佐小学校 丹生小学校	0. 115 0. 121
	8. 7 15:30～18:20	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	14:00 15:00	東大分小学校 丹生小学校	0. 116 0. 116
H5	7. 8 13:00～17:15	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大南地域	13:00 13:00 13:00	南大分小学校 (旧)衛生環境研究センター 戸次中学校	0. 117 0. 127 0. 213
H6	6. 3 11:50～17:20	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大南地域	12:00 12:00	西部清掃事業所 (旧)衛生環境研究センター	0. 122 0. 102
	7. 22 16:15～19:20	予報	市内全域	17:00 17:00	丹生小学校 大在小学校	0. 152 0. 130
H7	8. 7 13:30～16:15	予報	大分川以西・植田地域	13:00 13:00	王子中学校 西部清掃事業所	0. 123 0. 174
	8. 8 13:40～16:15	予報	大分川以西・植田地域	13:00 14:00	西部清掃事業所 南大分小学校	0. 136 0. 115
	8. 18 14:30～16:30	予報	大分川以西・植田地域	13:00 14:00	南大分小学校 西部清掃事業所	0. 161 0. 127
H8	8. 19 13:00～16:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	13:00 13:00	大東中学校 大在小学校	0. 137 0. 112
	8. 20 13:30～16:00	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域	13:00 13:00	王子中学校 (旧)衛生環境研究センター	0. 150 0. 115
	9. 6 13:00～17:00	予報	市内全域	13:00 14:00	(旧)衛生環境研究センター 西部清掃事業所	0. 142 0. 141
H10	9. 10 15:00～17:00	予報	大分川以西・植田地域 大在・坂ノ市地域 大南地域	14:00 16:00 17:00	西部清掃事業所 大在小学校 戸次中学校	0. 118 0. 127 0. 115
H19	5. 9 13:35～16:35	予報	大在・坂ノ市地域	14:00	丹生小学校	0. 116
H21	5. 20 11:40～12:15	予報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	11:00	坂ノ市中学校 三佐小学校	0. 116 0. 101
	5. 20 12:15～15:35	注意報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	12:00 12:00 12:00	東大分小学校 坂ノ市中学校 三佐小学校	0. 132 0. 132 0. 120
	5. 20 13:15～15:35	注意報	大分市南部地域 (植田・大南・野津原)	13:00	敷戸小学校	0. 151
	6. 26 13:40～15:20	注意報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	14:00	王子中学校	0. 128

資 4－3 6 ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設

令別表 第 1 の 号番号	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1, 0 0 0 kVA 以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0. 5 トン以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が 1 時間当たり 0. 5 t 以上 溶解炉は容量が 1 トン以上
5	廃棄物焼却炉（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積又は焼却能力の合計）	火床面積の合計が 0. 5 m ² 以上 又は焼却能力の合計が 1 時間当たり 5 0 kg 以上

資 4－3 7 ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気排出基準

令別表 第 1 の 号番号	施 設 の 種 類			排出基準（ng-TEQ/m ³ N）		換算残存 酸素濃度 （%）
				新 設	既 設	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉			0. 1	1	15
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）			0. 5	5	実測濃度
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉			1	10	実測濃度
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉			1	5	実測濃度
5	廃棄物焼却炉	焼却能力	4, 000kg/h 以上	0. 1	1	12
			2, 000kg/h 以上 4, 000kg/h 未満	1	5	
			2, 000kg/h 未満	5	10	

資 4 - 3 8 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（大気基準適用施設）

号	特 定 施 設 の 種 類			特定施設数	特定事業場
1	焼 結 鉍 の 製 造 用 焼 結 炉			2	1
4	ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 の 製 造 用 溶 解 炉			0	0
5	廃棄物焼却炉	焼 却 能 力	4, 000kg/h以上	9	4
			2, 000kg/h以上	2	2
			4, 000kg/h未満		
			2, 000kg/h未満	17	11
合 計				30	-

備考 特定事業場には重複があります。

資 4 - 3 9 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（大気基準適用施設）

①排出ガスの測定結果

（単位：ng-TEQ／N m³）

特 定 施 設 の 種 類			報告施設数	測定結果
焼 結 炉 の 製 造 用 焼 結 炉			2	0.0026～0.059
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	9	0.000073～0.14
		2,000kg/h以上	1	0.0000019
		4,000kg/h未満		
		2,000kg/h未満	11	0～9.3
合 計			23	-

②ばいじんの測定結果

（単位：ng-TEQ／g）

特 定 施 設 の 種 類			報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉	焼却能力	4, 000kg/h以上	2	0. 15～0. 19
		2, 000kg/h以上	0	－
		4, 000kg/h未満		
		2, 000kg/h未満	5	0. 0086～2. 3
合 計			7	－

③焼却灰その他燃え殻の測定結果

（単位：ng-TEQ／g）

特 定 施 設 の 種 類			報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	5	0～0.011
		2,000kg/h以上	1	0
		4,000kg/h未満		
		2,000kg/h未満	9	0～0.06
合 計			15	—

資４－４０ 車両登録台数の経年変化（各年度末現在）

（単位：台）

年度 車種	H24	H25	H26	H27	H28	備 考
貨 物 自 動 車	25,307	25,341	25,365	25,377	25,653	大分運輸支局 調べ
乗 合 自 動 車	789	783	776	775	764	
乗 用 車	163,877	163,965	163,286	163,708	165,524	
特 種 殊 車	6,247	6,269	6,405	6,472	6,532	
小 型 二 輪 車	5,237	5,385	5,376	5,390	5,392	
軽 自 動 車	136,422	141,169	144,932	147,471	148,676	大分県軽自動車 協会調べ
原動機付自転車	34,629	33,941	32,254	31,563	30,174	大分市税制課 調べ
合 計	372,508	376,853	378,394	380,756	382,715	

資４－４１ 主要交差点の流入交通量経年変化(注)

（単位：台／24H）

路 線 名	交差点名	方 向	H24	H25	H26	H27	H28
国 道 1 0 号	① 大 分 駅 前	北→南	10,961	10,792	9,822	9,204	8,928
		東→西	15,103	14,929	14,575	14,373	14,201
		西→東	16,837	16,524	16,532	15,399	15,022
		計	42,901	42,245	40,929	38,976	38,151
	② 宮 崎	北→南	6,011	3,295	14,092	24,575	24,615
		東→西	15,130	15,044	14,961	14,717	14,974
		南→北	17,734	17,940	17,716	17,542	17,621
		西→東	17,530	16,114	12,935	12,489	12,635
		計	56,405	52,393	59,704	69,323	69,845
	③ 大 道 入 口	北→南	11,967	11,837	11,440	11,257	15,002
		東→西	16,618	16,440	15,973	15,339	14,922
		南→北	19,106	32,267	25,431	23,190	24,920
		西→東	14,414	14,447	12,397	11,278	11,155
		計	62,105	74,991	65,241	61,064	65,999
県道大在大分港線	④ 中 島 十 条	北→南	7,005	6,972	7,056	6,872	6,830
		東→西	22,545	22,349	22,335	22,312	22,329
		南→北	5,707	5,653	5,756	5,706	5,722
		西→東	20,222	20,165	20,049	19,989	20,042
		計	55,479	55,139	55,196	54,879	54,923
国 道 2 1 0 号	⑤ 椎 迫 入 口	北→南	19,061	19,147	18,688	18,361	18,241
		東→西	11,694	12,110	12,951	14,043	14,277
		南→北	30,971	35,375	34,422	24,843	24,854
		西→東	11,989	12,225	12,051	12,218	12,003
		計	73,715	78,857	78,112	69,465	69,375
	⑥ 羽 屋	北→南	16,569	16,336	16,062	16,098	15,020
		東→西	6,880	6,911	6,800	6,860	8,399
		南→北	12,461	12,517	13,184	12,393	10,196
		西→東	9,136	8,997	8,850	8,659	9,556
		計	45,046	44,761	44,896	44,010	43,171
市道牧下郡大通り線	⑦ 北下郡ガード西	北→南	14,549	14,319	14,209	13,433	12,847
		東→西	19,248	19,086	18,837	18,980	19,153
		南→北	10,014	13,766	13,621	13,572	12,911
		西→東	25,433	25,077	25,138	25,193	24,904
		計	69,244	72,248	71,805	71,178	69,815
国 道 1 9 7 号	⑧ 鶴 崎 駅 入 口	北→南	-	-	-	-	-
		東→西	18,312	18,204	18,040	18,124	18,154
		南→北	8,423	8,340	8,314	8,315	8,249
		西→東	12,347	12,300	12,234	12,188	12,142
		計	39,082	38,844	38,588	38,627	38,545
県道大分臼杵線	⑨ 明 野 東	北→南	6,255	8,198	9,779	9,650	9,637
		東→西	11,570	12,694	12,081	12,069	12,056
		南→北	7,914	7,600	7,428	7,372	7,396
		西→東	13,626	13,568	13,112	12,828	12,805
		計	39,365	42,060	42,400	41,919	41,894

（注）交通量データについては、大分県警データを基に、大分市で集計したものです。

資 4－4 2 一酸化炭素濃度測定結果（自排局）

測 定 局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1 時間値 の最高値	日平均の 2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準 の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	
自排中央	364	8723	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.5	○	0	達 成
自排宮崎	359	8650	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	○	0	達 成

資 4－4 3 一酸化炭素濃度経月変化（自排局）

測 定 局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値(注)
自排中央	月平均値		(ppm)	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3
	8時間値が20ppmを越えた回数		(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数		(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値		(ppm)	1.0	1.3	1.1	1.0	1.2	0.9	1.1	1.2	1.7	1.0	1.2	1.7
	日平均値の最高値		(ppm)	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.7	0.7	0.5	0.7
自排宮崎	月平均値		(ppm)	0.3	0.3	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4
	8時間値が20ppmを越えた回数		(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数		(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値		(ppm)	1.9	1.3	1.4	1.8	1.8	1.3	1.1	1.4	1.5	1.2	1.3	1.9
	日平均値の最高値		(ppm)	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	1.1	0.6	0.5	1.1

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 4－4 4 窒素酸化物濃度測定結果（自排局）

測 定 局	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO2）														窒素酸化物（NO+NO2）						環 境 基 準 の 達 成 状 況 （長期的評価）
	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 の 最 高 値	合を1時		時以上1時		日0日		数0.00日		日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	数 が 9 0 8 % の 値 評 価 に よ る 日 平 均 日 値	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	年 平 均 値 N02 N0x	
										間 を 超 え た 時 間 数 と そ の 割 合	間 値 が 0 p p m 以 下 の 割 合	平 均 値 が 0 p p m を 超 え た 割 合	平 均 値 が 0 p p m 以 上 の 日 数 と そ の 割 合													
										間	間	間	間													
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)		
自排中央	364	8730	0.007	0.068	0.015	364	8730	0.011	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	364	8730	0.019	0.087	0.033	61.9	達成
自排宮崎	365	8750	0.013	0.089	0.025	365	8750	0.014	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	365	8750	0.027	0.112	0.045	50.7	達成

資 4－4 5 窒素酸化物濃度経月変化（自排局）

測 定 局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値(注)
自排中央	月平均値	(ppm)	0.021	0.018	0.020	0.018	0.015	0.018	0.019	0.019	0.020	0.018	0.019	0.019	0.019
	1時間値の最高値	(ppm)	0.072	0.080	0.073	0.067	0.047	0.058	0.075	0.080	0.087	0.063	0.074	0.069	0.087
	日平均値の最高値	(ppm)	0.034	0.039	0.035	0.032	0.021	0.033	0.028	0.031	0.041	0.031	0.032	0.031	0.041
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	68.1	66.9	62.9	55.7	62.5	55.7	55.4	62.1	60.5	64.3	62.7	65.3	61.9
自排宮崎	月平均値	(ppm)	0.027	0.023	0.025	0.023	0.024	0.023	0.027	0.028	0.026	0.028	0.033	0.036	0.027
	1時間値の最高値	(ppm)	0.074	0.079	0.078	0.071	0.054	0.075	0.087	0.095	0.106	0.112	0.096	0.088	0.112
	日平均値の最高値	(ppm)	0.044	0.045	0.037	0.031	0.032	0.035	0.037	0.041	0.050	0.047	0.054	0.053	0.054
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	62.8	62.6	54.0	46.8	51.4	52.7	47.8	49.2	49.7	50.4	44.2	43.1	50.7

(注) 集計値のうち、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 4－4 6 浮遊粒子状物質濃度測定結果（自排局）

測 定 局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその 割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその 割合		1時間値の 最高値	日平均の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
自排中央	363	8719	0.020	0	0.0	0	0.0	0.109	0.047	○	達 成
自排宮崎	365	8734	0.021	0	0.0	0	0.0	0.130	0.046	○	達 成

資 4－4 7 浮遊粒子状物質濃度経月変化（自排局）

測 定 局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値(注)
自排中央	月平均値	(mg/m ³)	0.021	0.025	0.019	0.025	0.028	0.024	0.019	0.019	0.014	0.015	0.014	0.020	0.020
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.077	0.076	0.063	0.074	0.109	0.082	0.072	0.053	0.067	0.074	0.074	0.073	0.109
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.046	0.048	0.034	0.045	0.060	0.047	0.051	0.033	0.030	0.035	0.028	0.043	0.060
自排宮崎	月平均値	(mg/m ³)	0.023	0.026	0.021	0.025	0.030	0.024	0.019	0.019	0.015	0.015	0.014	0.019	0.021
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.072	0.071	0.063	0.072	0.130	0.074	0.078	0.047	0.058	0.062	0.081	0.062	0.130
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.046	0.050	0.030	0.044	0.066	0.041	0.051	0.032	0.031	0.034	0.030	0.039	0.066

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 4－4 8 炭化水素濃度測定結果（自排局）

測 定 局	メタン（CH ₄ ）						非メタン炭化水素（NMHC）										全炭化水素（THC）					
	測 定 時 間	年 平 均 値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値		測 定 時 間	年 平 均 値	6～9時 におけ る年平 均値	6～9時 測定 日数	6～9時 3時間平均値		6～9時3時間 平均値が 0.20ppmCを 超えた日数 とその割合		6～9時3時間 平均値が 0.31ppmCを 超えた日数 とその割合		測 定 時 間	年 平 均 値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値	
					最高値	最低値					最高値	最低値									最高値	最低値
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
自排中央	8547	1.92	1.94	355	2.09	1.45	8547	0.13	0.12	355	0.29	0.04	19	5.4	0	0.0	8547	2.05	2.07	355	2.29	1.60
自排宮崎	8641	1.94	1.96	361	2.09	1.75	8641	0.07	0.07	361	0.20	0.01	0	0.0	0	0.0	8641	2.00	2.03	361	2.22	1.86

資 4－4 9 非メタン炭化水素濃度経月変化（自排局）

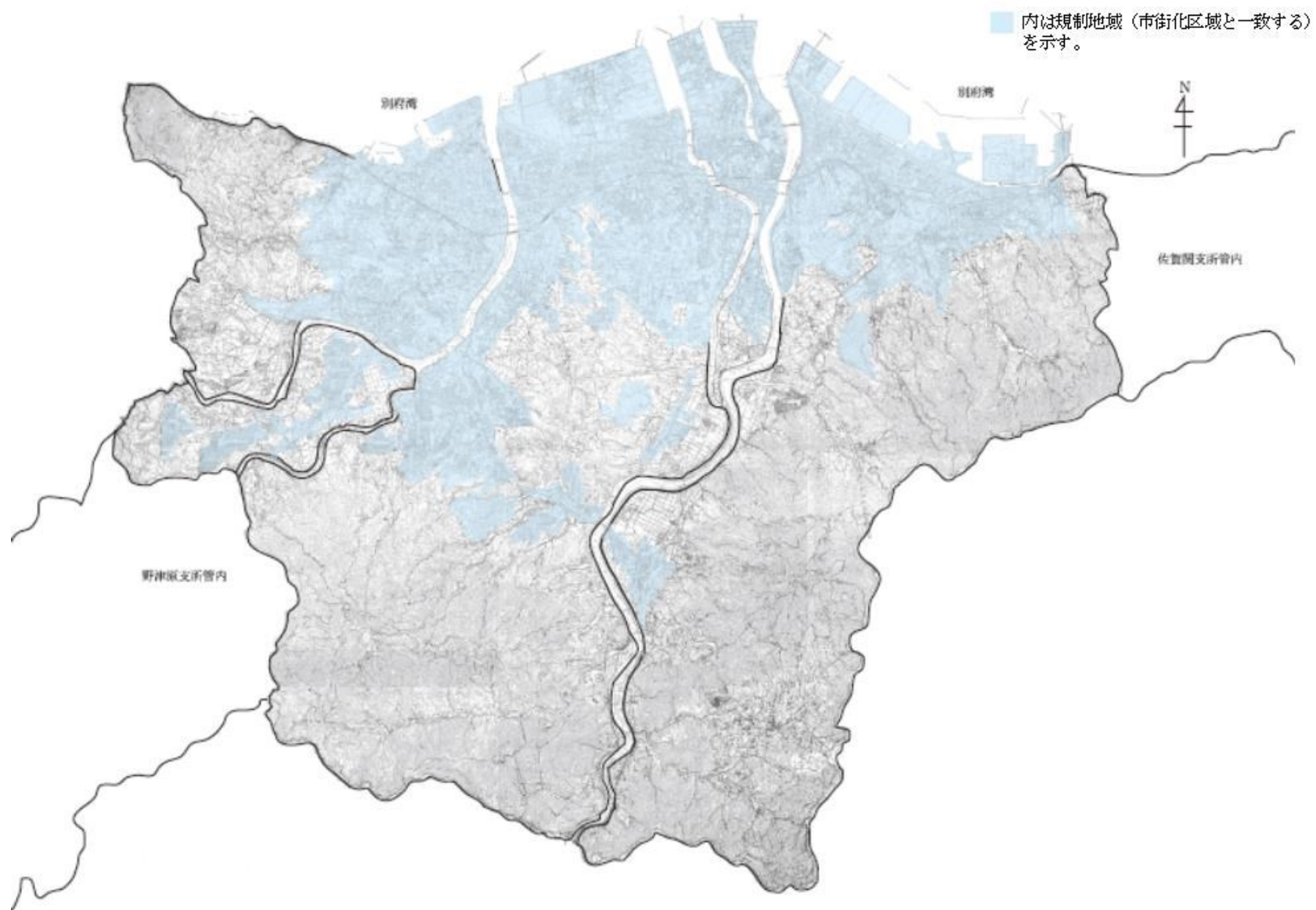
測 定 局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値(注)
自排中央	月平均値	(ppmC)	0.15	0.15	0.13	0.19	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	0.10	0.10	0.11	0.13
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.14	0.14	0.12	0.19	0.11	0.13	0.12	0.11	0.12	0.11	0.11	0.12	0.12
	6～9時測定日数	(日)	30	31	30	26	29	30	31	30	31	29	27	31	355
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.28	0.18	0.23	0.28	0.17	0.25	0.17	0.20	0.23	0.29	0.23	0.21	0.29
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.06	0.09	0.04	0.07	0.04	0.07	0.07	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.04
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	3	0	2	6	0	1	0	0	3	1	1	2	19
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自排宮崎	月平均値	(ppmC)	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.07
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.07	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.09	0.07	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07
	6～9時測定日数	(日)	30	31	30	31	31	29	31	28	30	31	28	31	361
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.17	0.10	0.19	0.17	0.18	0.15	0.20	0.19	0.19	0.15	0.16	0.15	0.20
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.01	0.01	0.01	0.04	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.03	0.01
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平値を示します。

資 4 - 5 0 自動車排出ガス測定局 経年変化一覧（年平均値）

		H24	H25	H26	H27	H28
一酸化炭素	自排中央	0.7	0.5	0.4	0.4	0.3
	自排宮崎	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4
	平 均	0.7	0.5	0.4	0.5	0.4
二酸化窒素	自排中央	0.022	0.022	0.018	0.013	0.011
	自排宮崎	0.019	0.017	0.015	0.016	0.014
	平 均	0.021	0.020	0.017	0.015	0.013
浮遊粒子状物質	自排中央	0.026	0.028	0.027	0.020	0.020
	自排宮崎	0.023	0.024	0.024	0.023	0.021
	平 均	0.025	0.026	0.026	0.022	0.021
非メタン炭化水素	自排中央	0.17	0.16	0.14	0.13	0.13
	自排宮崎	0.18	0.10	0.06	0.07	0.07
	平 均	0.18	0.13	0.10	0.10	0.10

資 5－1 悪臭防止法に基づく規制地域



資 5 - 2 特定悪臭物質の濃度等

物 質 名	臭気強度2.5に対応する濃度 (ppm)	規制の方法			に お い	主 な 発 生 源
		1号	2号	3号		
アンモニア	1	○	○		し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場など
メチルメルカプタン	0.002	○		○	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
硫化水素	0.02	○	○	○	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場など
硫化メチル	0.01	○		○	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
二硫化メチル	0.009	○		○	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
トリメチルアミン	0.005	○	○		腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場など
アセトアルデヒド	0.05	○			刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場など
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソブチルアルデヒド	0.02	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	○	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソバレールアルデヒド	0.003	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソブタノール	0.9	○	○		刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場など
酢酸エチル	3	○	○		刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
メチルイソブチルケトン	1	○	○		刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
トルエン	10	○	○		ガソリンのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
スチレン	0.4	○			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場など
キシレン	1	○	○		ガソリンのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
プロピオン酸	0.03	○			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染織工場など
ノルマル酪酸	0.001	○			汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など
ノルマル吉草酸	0.0009	○			むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など
イソ吉草酸	0.001	○			むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など

資 5 - 3 臭気強度 2.5 に対応する規制基準 (3 号規制)

区 分	排出水量 (m ³ /s)	規制基準 (mg/ℓ)
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03
	0.001を超え、0.1以下	0.007
	0.1を超える場合	0.002
硫化水素	0.001以下	0.1
	0.001を超え、0.1以下	0.02
	0.1を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001以下	0.3
	0.001を超え、0.1以下	0.07
	0.1を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001以下	0.6
	0.001を超え、0.1以下	0.1
	0.1を超える場合	0.03

資 5 - 4 悪臭調査結果

①敷地境界線の地表における悪臭測定結果（1号規制）

特 定 悪 臭 物 質	対象工場、事業場数	測 定 数	基 準 超 過 数
ア ン モ ニ ア	8	13	0
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	9	14	0
硫 化 水 素	9	13	0
硫 化 メ チ ル	9	14	0
二 硫 化 メ チ ル	9	14	0
ト リ メ チ ル ア ミ ン	4	7	0
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	3	6	0
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0	0	0
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0	0	0
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	2	4	0
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0	0	0
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0	0	0
イ ソ ブ タ ノ ー ル	1	2	0
酢 酸 エ チ ル	4	6	0
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	2	3	0
ト ル エ ン	6	9	0
ス チ レ ン	4	7	0
キ シ レ ン	5	8	0
プ ロ ピ オ ン 酸	0	0	0
ノ ル マ ル 酪 酸	0	0	0
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0	0	0
イ ソ 吉 草 酸	0	0	0
合 計		120	0

②煙突等の気体排出口における悪臭測定結果（2号規制）

特 定 悪 臭 物 質	対象工場、事業場数	測 定 数	基 準 超 過 数
ア ン モ ニ ア	1	1	0
硫 化 水 素	1	1	0
ト リ メ チ ル ア ミ ン	1	1	0
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	1	1	0
合 計		4	0

③排水の悪臭測定結果（3号規制）

特 定 悪 臭 物 質	対象工場、事業場数	測 定 数	基 準 超 過 数
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	2	2	0
硫 化 水 素	2	2	0
硫 化 メ チ ル	2	2	0
二 硫 化 メ チ ル	2	2	0
合 計		8	0

水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準を定めたものであり、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という。）と生活環境に関する環境基準（以下「生活環境項目」という。）の二つがある。

健康項目については公共用水域及び地下水に各々一律に定められているが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されることになっている。

健康項目には、カドミウム、全シアン等について環境基準が定められている。また、継続して公共用水域等の水質測定を行うものとして要監視項目が設定されている。

生活環境項目には、BOD、COD、DO等の環境基準が定められている。さらに富栄養化を防止するために、湖沼及び海域について全窒素及び全リンに係る環境基準が定められている。

なお、公共用水域における水生生物及びその生育、又は生育環境を保全する観点から生活環境項目に全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が定められ、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールの6物質が要監視項目として設定されている。

資 6－1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、水質汚濁に係る環境基準についての別表1の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資 6 - 2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級： コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級： 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

資 6－3 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級・水浴・自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級・工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－

備考 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

(注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級： ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げる もの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種・水浴及び III 以下の欄に掲げ るもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種： 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水 域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資 6 - 4 要監視項目及び指針値（公共用水域）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン（CNP）	－
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下	ニッケル	－
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

資 6 - 5 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海水域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

資 6－6 公共用水域環境基準設定状況（河川）

河川	概 要	水域の名称	範 囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点
大分川	由布岳に源を発し、本市の中心部を貫流する一級河川であり、七瀬川、賀来川等の中小河川を支川とし、裏川を分派して別府湾に流入している。市民の重要な水道水源であり、市民生活に最も直結した河川である。	大分川上流	小野鶴橋より上流 (流入する支川を含む。)	A	イ	天神橋 (由布市)
		大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで (流入する支川を含む。)	A	ロ	府内大橋
		大分川下流	府内大橋より下流 (流入する支川を含む。)	B	ハ	弁天大橋 広瀬橋
大野川	祖母山系に源を発し、大分臨海工業地帯の中央を貫流する県下最大の一級河川である。市域内に流入後、乙津川を分派して別府湾に流入している。臨海工業地帯への工業用水の供給源として、さらに上水道や農業用水の水源として利用されている。	大野川上流	筒井大橋より上流 (流入する支川を含む。)	A	イ	犬飼 (豊後大野市)
		大野川下流	筒井大橋より下流 (流入する支川を含む。)	A	ロ	白滝橋 鶴崎橋
乙津川	大野川の派川で、鶴崎地区を貫流し別府湾に流入している。自流量が少なく、以前は生活排水や事業場排水による水質悪化が見られたが、排水規制の強化や、大野川からの導水により、水質が改善されている。	乙津川	原川を除く全域	A	イ	海原橋
原川	本市中央北部を貫流する一級河川で、高尾山北側を水源とし、乙津泊地に流入する典型的な都市内河川である。	原川	全域	C	ロ	日岡橋
住吉川	大分市街地を貫流し別府湾へ流入する二級河川で、特段の水利用はされていない。水源域の宅地開発等により自流量が減少し、生活排水による汚濁が見られたが、下水道整備の促進により、水質が改善している。	住吉川	全域 (流入する支川を含む。)	C	イ	新川橋
祓川	本市の西大分地区を貫流し別府湾に流入する二級河川で、農業用水等に利用されている。	祓川	全域	B	ハ	御幸橋
丹生川	本市の東部を貫流し別府湾に流入している二級河川で、農業用水等に利用されている。	丹生川上流	松本橋より上流 (支川を除く。)	A	イ	丹生橋
		丹生川下流	松本橋より下流 (支川を除く。)	B	ロ	王ノ瀬橋

備考 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

資 6 - 7 水生生物の保全に係る環境基準設定状況（河川）

河川	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	環境基準点
大分川	大分川	全域	生物B	イ	天神橋（由布市） 府内大橋 弁天大橋
	裏川	全域	生物B	イ	裏川橋
	寒田川	全域	生物B	イ	平田橋
	七瀬川上流	出合橋より上流	生物A	イ	出合橋
	七瀬川下流	出合橋より下流	生物B	イ	光吉
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	尼ヶ瀬樋門
	賀来川	全域	生物B	イ	賀来橋
大野川	大野川	白水ダム（竹田市） より下流	生物B	イ	白滝橋 鶴崎橋
	判田川	全域	生物B	イ	八地藏橋
乙津川	乙津川	全域	生物B	イ	海原橋
原川	原川	全域	生物B	イ	日岡橋
祓川	祓川	全域	生物B	イ	御幸橋
住吉川	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	新川橋
丹生川	丹生川	全域	生物B	イ	丹生橋 王ノ瀬橋
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	落合橋

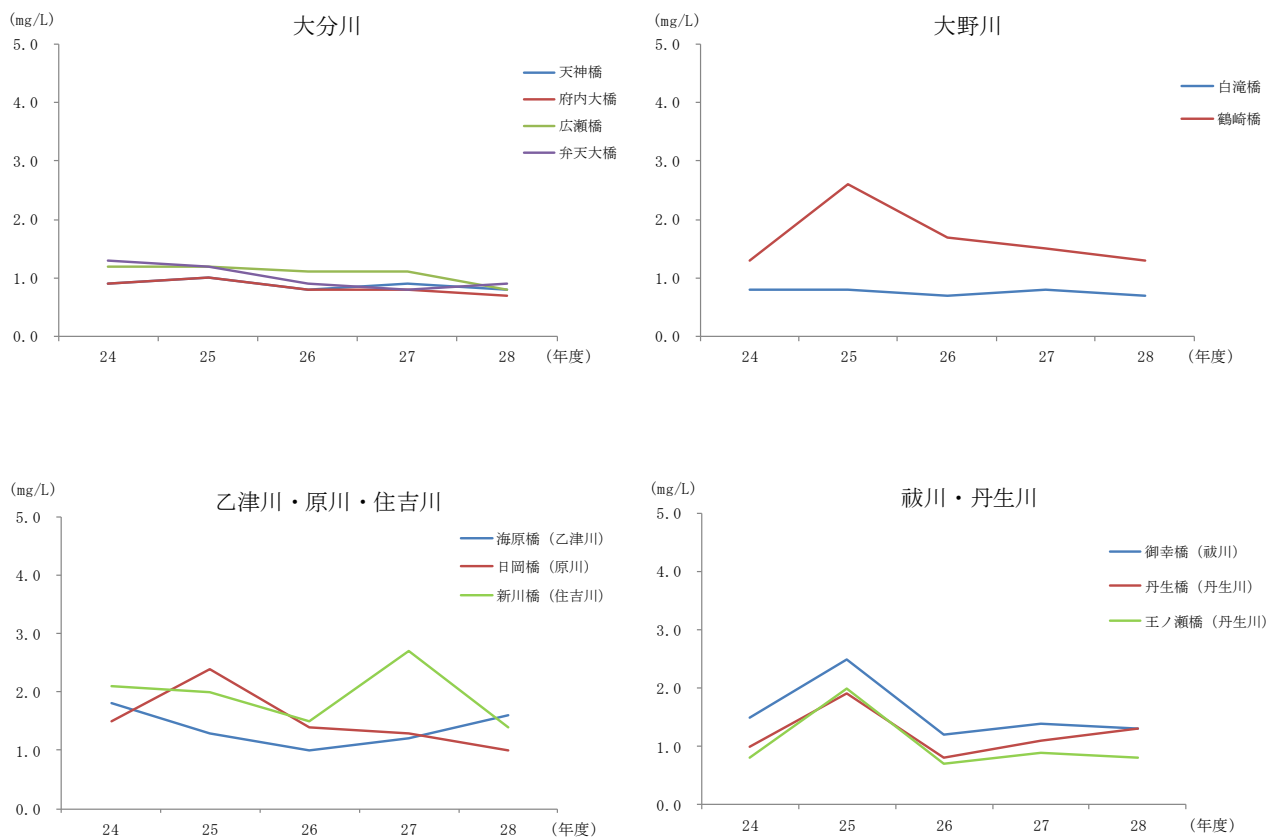
備 考 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。
「イ」は直ちに達成
「ロ」は5年以内可及的速やかに達成
「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

資 6－8 河川の環境基準点における経年変化

水域名	類型	環境基準点	BOD75%水質値 (mg/L)									
			24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
大分川上流	A	天神橋	1.1	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	0.9	○
大分川中流	A	府内大橋	1.0	○	1.1	○	0.9	○	1.0	○	0.8	○
大分川下流	B	広瀬橋	1.2	○	1.6	○	1.1	○	1.4	○	1.0	○
		弁天大橋	0.9	○	1.6	○	1.0	○	0.9	○	1.1	○
大野川下流	A	白滝橋	0.8	○	0.9	○	0.7	○	0.8	○	0.7	○
		鶴崎橋	1.6	○	4.4	×	1.4	○	1.3	○	1.5	○
乙津川	A	海原橋	2.0	○	1.4	○	1.2	○	1.2	○	2.0	○
原川	C	日岡橋	1.7	○	2.9	○	1.9	○	1.3	○	1.4	○
住吉川	C	新川橋	2.5	○	2.2	○	1.8	○	2.3	○	1.7	○
祓川	B	御幸橋	1.5	○	3.0	○	1.4	○	1.7	○	1.7	○
丹生川上流	A	丹生橋	1.1	○	2.6	×	0.8	○	1.1	○	1.3	○
丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.9	○	2.4	○	0.8	○	1.1	○	1.0	○

(注) 環境基準 (BOD) [A類型 : 2mg/L 以下、B類型 : 3mg/L 以下、C類型 : 5mg/L 以下]

資 6－9 河川の環境基準点におけるBOD年平均値の経年変化



資 6 - 1 0 河川地点別水質測定結果

水系名			大分川															
水域名			大分川上流						大分川中流									
河川名			大分川						賀来川		尼ヶ瀬川		七瀬川					
地点名			天神橋		小野鶴橋		明礪橋		府内大橋		賀来橋		尼ヶ瀬樋門		平野橋			
類 型			㊤		A		A		㊤		A		A		A			
測定項目			結果		m/n		結果		m/n		結果		m/n		結果		m/n	
生活環境項目	pH	最小～最大	7.8～8.4	0/12	7.7～8.2	0/12	7.9～8	0/4	7.6～8.2	0/12	7.6～8.3	0/11	7.3～7.6	0/6	7.6～8.0	0/6		
		平均	10		10		9.8		10		10		8.2		10			
	BOD	最小～最大	<0.5～1.1	0/12	<0.5～1.2	0/12	0.5～1.2	0/4	<0.5～1.3	0/12	<0.5～1.5	0/11	1.3～6.5	3/6	<0.5～1.2	0/6		
		平均	0.8		0.8		0.9		0.7		0.8		3.3		0.8			
		75%水質値	0.9		0.9		1.2		0.8		1.3		5.8		0.9			
	SS	最小～最大	1～6	0/12	1～10	0/12	3～11	0/4	2～7	0/12	<1～25	0/11	1～11	0/6	<1～7	0/6		
		平均	3		4		6		4		6		4		3			
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小～最大	2.3×10 ² ～4.9×10 ⁴	11/12	7.0×10 ² ～3.3×10 ⁴	10/12			3.3×10 ² ～1.1×10 ⁴	2/4	7.9×10 ² ～3.3×10 ⁴	10/11	2.3×10 ⁴ ～7.9×10 ⁴	6/6	4.9×10 ² ～2.3×10 ⁴	4/6		
		平均	7.8×10 ³		8.2×10 ³				3.5×10 ³		1.5×10 ⁴		5.5×10 ⁴		6.0×10 ³			
	全窒素	最小～最大	0.47～0.78	-/6	0.54～0.76	-/6	0.60～0.76	-/4	0.65～1.1	-/12	0.64～1.3	-/6	2.6～8.3	-/6	0.79～1.0	-/6		
		平均	0.65		0.65		0.70		0.80		0.98		5.2		0.94			
	全磷	最小～最大	0.041 ～0.080	-/6	0.041 ～0.088	-/6	0.022 ～0.069	-/4	0.013 ～0.058	-/12	0.060 ～0.16	-/6	0.32 ～0.89	-/6	0.010 ～0.036	-/6		
		平均	0.051		0.056		0.048		0.046		0.10		0.60		0.025			
	健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	0/2					<0.0003	0/1	<0.0003	0/2					
全シアン		(mg/L)	ND	0/2					ND	0/1	ND	0/2						
鉛		(mg/L)	<0.001	0/2					<0.005	0/2	<0.001	0/2						
六価クロム		(mg/L)	<0.02	0/2					<0.025	0/1	<0.02	0/2						
砒素		(mg/L)	0.001	0/2					<0.005	0/4	0.001	0/2						
総水銀		(mg/L)	<0.0005	0/2					<0.0005	0/1	<0.0005	0/2						
P C B		(mg/L)	ND	0/2					ND	0/1	ND	0/2						
ジクロロメタン		(mg/L)	<0.002	0/2					<0.002	0/1	<0.002	0/2						
四塩化炭素		(mg/L)	<0.0002	0/2					<0.0002	0/1	<0.0002	0/2						
1,2-ジクロロエタン		(mg/L)	<0.0004	0/2					<0.0004	0/1	<0.0004	0/2						
1,1-ジクロロエチレン		(mg/L)	<0.01	0/2					<0.01	0/1	<0.01	0/2						
トリス-1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	<0.002	0/2					<0.004	0/1	<0.002	0/2						
1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)	<0.001	0/2					<0.1	0/1	<0.001	0/2						
1,1,2-トリクロロエタン		(mg/L)	<0.0006	0/2					<0.0006	0/1	<0.0006	0/2						
トリクロロエチレン		(mg/L)	<0.001	0/2					<0.001	0/1	<0.001	0/2						
テトラクロロエチレン		(mg/L)	<0.001	0/2					<0.001	0/1	<0.001	0/2						
1,3-ジクロロプロペン		(mg/L)	<0.0002	0/2					<0.0002	0/1	<0.0002	0/2						
チウラム		(mg/L)	<0.0006	0/2					<0.0006	0/1	<0.0006	0/2						
シマジン		(mg/L)	<0.0003	0/2					<0.0003	0/1	<0.0003	0/2						
チオベンザル		(mg/L)	<0.002	0/2					<0.002	0/1	<0.002	0/2						
ベンゼン		(mg/L)	<0.001	0/2					<0.001	0/1	<0.001	0/2						
セレン		(mg/L)	<0.002	0/2					<0.002	0/1	<0.002	0/2						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		(mg/L)	0.5	0/2					0.5	0/4	0.4	0/2			0.5	0/2		
ふっ素		(mg/L)	<0.08	0/2					<0.08	0/2	<0.08	0/2						
ほう素		(mg/L)	<0.1	0/2					0.1	0/2	<0.1	0/2						
1,4-ジオキサ		(mg/L)	<0.005	0/2					<0.005	0/1	<0.005	0/2						
要監視項目		クロロホルム	(mg/L)	<0.006	0/2						<0.006	0/2	<0.006	0/1				
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	0/2						<0.002	0/2							
	1,2-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.006	0/2						<0.006	0/2							
	p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	<0.02	0/2						<0.02	0/2							
	イソオキサ	(mg/L)	<0.0008	0/2					<0.0008	0/1	<0.0008	0/2						
	メチルチオ	(mg/L)	<0.0005	0/2					<0.0005	0/1	<0.0005	0/2						
	フェニトロチン (MEP)	(mg/L)	<0.0003	0/2					<0.0003	0/1	<0.0003	0/2						
	イソオキサ	(mg/L)	<0.004	0/2					<0.004	0/1	<0.004	0/2						
	オキシシン銅 (有機銅)	(mg/L)	<0.004	0/2					<0.004	0/1	<0.004	0/2						
	クロロピク (T P N)	(mg/L)	<0.005	0/2					<0.005	0/1	<0.005	0/2						
	プロピザミド	(mg/L)	<0.0008	0/2					<0.0008	0/1	<0.0008	0/2						
	E P N	(mg/L)	<0.0006	0/2					<0.0006	0/1	<0.0006	0/2						
	ジクロロベンズ (D D V P)	(mg/L)	<0.0008	0/2					<0.0008	0/1	<0.0008	0/2						
	フェノキシベンズ (B P M C)	(mg/L)	<0.003	0/2					<0.003	0/1	<0.003	0/2						
	イソベンズ (I B P)	(mg/L)	<0.0008	0/2					<0.0008	0/1	<0.0008	0/2						
	クロロニトロフェン (C N P)	(mg/L)	<0.0001	-/2							<0.0001	-/2						
	トルエン	(mg/L)	<0.06	0/2							<0.06	0/2						
	キシレン	(mg/L)	<0.04	0/2							<0.04	0/2						
	77%酸ジエチル (D O P)	(mg/L)	<0.006	0/2					<0.006	0/1	<0.006	0/2						
	ニッケル	(mg/L)	<0.005	-/2					<0.001	-/1	<0.005	-/2						
	モリブデン	(mg/L)	<0.007	0/2					<0.007	0/1	<0.007	0/2						
	アンチモン	(mg/L)	<0.002	0/2					<0.002	0/1	<0.002	0/2						
	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	0/2							<0.0002	0/2						
	エピクロロヒドリン	(mg/L)	<0.00004	0/2							<0.00004	0/2						
	全マンガン	(mg/L)	0.02	0/2							0.02	0/2						
	ウラン	(mg/L)	<0.0002	0/2							<0.0002	0/2						
	その他	銅	(mg/L)	<0.01	0/1						<0.01	0/1						
亜鉛		最小～最大	0.001 ～0.002	2/2							0.001 ～0.002	2/2	0.012 ～0.012	1/1				
		平均	0.002								0.002		0.012					
溶解性鉄		(mg/L)	<0.05	0/1							0.08	1/1						
溶解性マンガン		(mg/L)	<0.05	0/1							<0.05	0/1						
クロム		(mg/L)	<0.05	0/1							<0.05	0/1						
MBAS	(mg/L)							<0.05	0/2			<0.05	0/1					

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、一印は類型指定がされていない地点を示す。

m：環境基準値又は要監視項目指針値を超過した検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n：総検体数

ND：定量下限値未満

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名			大分川															
水城名			大分川中流								大分川下流							
河川名			七瀬川				大分川								寒田川			
地点名			胡麻鷗橋		出合橋		光吉		広瀬橋		滝尾橋		弁天大橋		平田橋			
類 型			A		A		A		B		B		B		B			
測定項目			結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n
生活環境項目	pH	最小～最大	7.5～7.9	0/12			7.8～8.2	0/4	7.6～8.3	0/12	7.4～8.0	0/12	7.6～8.1	0/12	7.3～7.9	0/6		
	DO (mg/L)	最小～最大	6.8～11	1/12			8.9～11	0/4	8.3～11	0/12	8.5～10	0/12	6.6～10	0/12	8.5～11	0/6		
		平均	9.4				10		9.9		9.3		8.6		9.4			
	BOD (mg/L)	最小～最大	<0.5～1.4	0/12			<0.5～0.5	0/4	<0.5～1.2	0/12	<0.5～1.3	0/12	<0.5～1.9	0/12	0.5～1.0	0/6		
		平均	0.7				0.5		0.8		0.8		0.9		0.7			
		75%水質値	0.8				0.5		1.0		0.9		1.1		0.9			
	SS (mg/L)	最小～最大	<1～6	0/12			<1～5	0/4	2～7	0/12	1～8	0/12	2～11	0/12	<1～2	0/6		
		平均	2				3		5		4		4		2			
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小～最大	3.3×10^2 ～ 2.3×10^4	9/12					1.7×10^2 ～ 7.0×10^3	1/4	4.6×10^2 ～ 3.3×10^4	3/12	3.3×10^2 ～ 7.9×10^3	1/4	3.3×10^3 ～ 3.3×10^4	5/6		
		平均	8.1×10^3						2.0×10^3		7.9×10^3		2.5×10^3		1.8×10^4			
	全窒素 (mg/L)	最小～最大	0.79～1.4	～/8			0.72～1.2	～/4	0.80～1.1	～/12	0.82～1.3	～/6	0.47～1.1	～/12	0.58～1.3	～/6		
健康項目		平均	1.1				0.95		0.97		1.0		0.81		1.0			
	全磷 (mg/L)	最小～最大	0.026 ～0.068	～/8			0.030 ～0.041	～/4	0.039 ～0.072	～/12	0.060 ～0.10	～/6	0.036 ～0.085	～/12	0.048 ～0.070	～/6		
		平均	0.039				0.035		0.060		0.076		0.057		0.059			
	カドミウム (mg/L)		<0.0003	0/1							<0.0003	0/1	<0.0003	0/1				
	全シアン (mg/L)		ND	0/1							ND	0/1	ND	0/1				
	鉛 (mg/L)		<0.001	0/1							<0.001	0/1	<0.005	0/2				
	六価クロム (mg/L)		<0.02	0/1							<0.02	0/1	<0.025	0/1				
	砒素 (mg/L)		0.001	0/1							0.002	0/1	<0.005	0/2				
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	0/1							<0.0005	0/1	<0.0005	0/2				
	P C B (mg/L)		ND	0/1							ND	0/1						
要監視項目	ジブチルエチン (mg/L)		<0.002	0/1							<0.002	0/1	<0.002	0/1				
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	0/1							<0.0002	0/1	<0.0002	0/1				
	1,2-ジブチルエチン (mg/L)		<0.0004	0/1							<0.0004	0/1	<0.0004	0/1				
	1,1-ジブチルエチン (mg/L)		<0.01	0/1							<0.01	0/1	<0.01	0/1				
	ジブチルエチン (mg/L)		<0.002	0/1							<0.002	0/1	<0.004	0/1				
	1,1,1-トリブチルエチン (mg/L)		<0.001	0/1							<0.001	0/1	<0.1	0/1				
	1,1,2-トリブチルエチン (mg/L)		<0.0006	0/1							<0.0006	0/1	<0.0006	0/1				
	トリブチルエチン (mg/L)		<0.001	0/1							<0.001	0/1	<0.001	0/1				
	テトラブチルエチン (mg/L)		<0.001	0/1							<0.001	0/1	<0.001	0/1				
	1,3-ジブチルエチン (mg/L)		<0.0002	0/1							<0.0002	0/1	<0.0002	0/1				
その他	チウラム (mg/L)		<0.0006	0/1							<0.0006	0/1	<0.0006	0/1				
	シマジン (mg/L)		<0.0003	0/1							<0.0003	0/1	<0.0003	0/1				
	チオベンザル (mg/L)		<0.002	0/1							<0.002	0/1	<0.002	0/1				
	ベンゼン (mg/L)		<0.001	0/1							<0.001	0/1	<0.001	0/1				
	セレン (mg/L)		<0.002	0/1							<0.002	0/1	<0.002	0/1				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.7	0/4					0.6	0/4	0.7	0/1	0.5	0/4				
	ふっ素 (mg/L)		<0.08	0/1														
	ほう素 (mg/L)		0.1	0/1														
	1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	0/1							<0.005	0/1						
	クロロホルム (mg/L)		<0.006	0/2	<0.006	0/1					<0.006	0/1			<0.006	0/1		
その他	トランス-1,2-ジブチルエチン (mg/L)		<0.002	0/1							<0.002	0/1						
	1,2-ジブチルエチン (mg/L)		<0.006	0/1							<0.006	0/1						
	p-ジブチルベンゼン (mg/L)		<0.02	0/1							<0.02	0/1						
	イソブチル (mg/L)		<0.0008	0/1							<0.0008	0/1						
	ジブチル (mg/L)		<0.0005	0/1							<0.0005	0/1						
	フェニトロキシ (MEP) (mg/L)		<0.0003	0/1							<0.0003	0/1						
	イブチル (mg/L)		<0.004	0/1							<0.004	0/1						
	オキシン銅 (有機銅) (mg/L)		<0.004	0/1							<0.004	0/1						
	クロロベンゼン (TPN) (mg/L)		<0.005	0/1							<0.005	0/1						
	プロピル (mg/L)		<0.0008	0/1							<0.0008	0/1						
その他	EPN (mg/L)		<0.0006	0/1							<0.0006	0/1						
	ジブチル (DDVP) (mg/L)		<0.0008	0/1							<0.0008	0/1						
	フェノール (BPMC) (mg/L)		<0.003	0/1							<0.003	0/1						
	4-ブチル (IBP) (mg/L)		<0.0008	0/1							<0.0008	0/1						
	クロロベンゼン (CNP) (mg/L)		<0.0001	～/1							<0.0001	～/1						
	トルエン (mg/L)		<0.06	0/1							<0.06	0/1						
	キシレン (mg/L)		<0.04	0/1							<0.04	0/1						
	フタル酸ジエチル (DOP) (mg/L)		<0.006	0/1							<0.006	0/1						
	ニッケル (mg/L)		<0.005	～/1							<0.005	～/1						
	モリブデン (mg/L)		<0.007	0/1							<0.007	0/1						
その他	アンチモン (mg/L)		<0.002	0/1							<0.002	0/1						
	塩化ビニルモノマー (mg/L)		<0.0002	0/1							<0.0002	0/1						
	エピクロロヒドリン (mg/L)		<0.00004	0/1							<0.00004	0/1						
	全マンガン (mg/L)		<0.02	0/1							<0.02	0/1						
	ウラン (mg/L)		<0.0002	0/1														
	銅 (mg/L)		<0.01	0/1							<0.01	0/1						
	亜鉛 (mg/L)	最小～最大	<0.001 ～<0.001	0/1	0.001 ～0.001	1/1					0.001 ～0.001	1/1			0.003 ～0.003	1/1		
		平均	<0.001		0.001						0.001				0.003			
	溶解性鉄 (mg/L)		<0.05	0/1							<0.05	0/1						
	溶解性マンガン (mg/L)		<0.05	0/1							<0.05	0/1						
その他	クロム (mg/L)		<0.05	0/1							<0.05	0/1						
	MBAS (mg/L)																	

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、一印は類型指定がされていない地点を示す。

m：環境基準値又は要監視項目指針値を超過した検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n：総検体数

ND：定量下限値未満

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名			大分川		大野川										大野川	
水城名			大分川下流		大野川下流										乙津川	
河川名			裏川		大野川										乙津川	
地点名			裏川橋		白滝橋		川添橋		鶴崎橋		家島		八地藏橋		高田橋	
類 型			-		㊦		A		㊦		A		A		A	
測定項目			結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n
生活環境項目	pH	最小～最大	7.2～7.6	～/6	7.6～8.3	0/12	7.1～7.9	0/12	7.6～8.2	0/12	7.8～8.2	0/5	7.8～8.1	0/4	6.9～7.9	0/12
	DO (mg/L)	最小～最大	4.9～9.0	～/6	7.7～11	0/12	8.0～11	0/12	6.5～10	4/12	7.1～8.9	1/4	9.0～13	0/4	7.1～11	1/12
		平均	6.4		9.4		9.5		8.3		8.4		10		9.0	
	BOD (mg/L)	最小～最大	0.8～2.8	～/6	<0.5～1.5	0/12	<0.5～1.1	0/12	<0.5～3.7	3/12	<0.5～1.5	0/4	0.5～2.5	1/4	<0.5～1.4	0/12
		平均	1.4		0.7		0.7		1.3		0.9		1.3		0.8	
		75%水質値	1.2		0.7		1.0		1.5		0.9		1.3		0.7	
	SS (mg/L)	最小～最大	1～9	～/6	2～18	0/12	1～15	0/12	2～12	0/12	2～5	0/5	<1～8	0/4	2～12	0/12
		平均	4		6		4		5		3		3		5	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小～最大	4.9×10 ³ ～1.7×10 ⁵	～/6	1.7×10 ³ ～4.9×10 ³	1/4	4.9×10 ² ～2.3×10 ⁴	10/12	1.3×10 ³ ～1.3×10 ³	1/4			1.1×10 ³ ～3.3×10 ⁴	4/4	4.9×10 ² ～3.3×10 ⁴	10/12
		平均	5.7×10 ⁴		1.5×10 ³		7.2×10 ³		4.2×10 ²				1.7×10 ⁴		9.4×10 ³	
健康項目	全窒素 (mg/L)	最小～最大	1.2～2.1	～/6	0.98～1.3	～/12	0.95～1.4	～/6	0.46～1.0	～/12	0.71～1.0	～/4	0.45～1.0	～/4	1.2～1.8	～/6
		平均	1.6		1.1		1.2		0.81		0.86		0.66		1.4	
	全磷 (mg/L)	最小～最大	0.11～0.30	～/6	0.023～0.073	～/12	0.025～0.074	～/6	0.016～0.069	～/12	0.028～0.044	～/4	0.021～0.072	～/4	0.044～0.095	～/6
		平均	0.20		0.049		0.049		0.042		0.036		0.050		0.071	
	カドミウム (mg/L)		<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1						
	全シアン (mg/L)		ND	0/2	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1						
	鉛 (mg/L)		<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.001	0/1	<0.005	0/2						
	六価クロム (mg/L)		<0.02	0/2	<0.025	0/1	<0.02	0/1	<0.025	0/1						
	砒素 (mg/L)		0.001	0/2	<0.005	0/4	<0.001	0/1	<0.005	0/2						
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	0/2	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1						
要監視項目	P C B (mg/L)		ND	0/2	ND	0/1	ND	0/1								
	ジブチルエタン (mg/L)		<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1						
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1						
	1,2-ジブチルエタン (mg/L)		<0.0004	0/2	<0.0004	0/1	<0.0004	0/1	<0.0004	0/1						
	1,1-ジブチルエタン (mg/L)		<0.01	0/2	<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/1						
	ジブチルエタン (mg/L)		<0.002	0/2	<0.004	0/1	<0.002	0/1	<0.004	0/1						
	1,1,1-トリブチルエタン (mg/L)		<0.001	0/2	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.1	0/1						
	1,1,2-トリブチルエタン (mg/L)		<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1						
	トリブチルエタン (mg/L)		<0.001	0/2	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1						
	テトラブチルエタン (mg/L)		<0.001	0/2	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1						
その他	1,4-ジブチルベンゼン (mg/L)		<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1						
	チウラム (mg/L)		<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1						
	シマジン (mg/L)		<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1						
	チオベンザル (mg/L)		<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1						
	ベンゼン (mg/L)		<0.001	0/2	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.002	0/1						
	セレン (mg/L)		<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/1						
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		1.0	0/2	0.9	0/4	1.2	0/1	0.5	0/4						
	ふっ素 (mg/L)				0.09	0/2									0.24	0/12
	ほう素 (mg/L)				<0.1	0/2										
	1,4-ジブチル (mg/L)		<0.005	0/2	<0.005	0/1	<0.005	0/1					<0.006	0/1		
その他	クロロホルム (mg/L)		<0.006	0/2			<0.006	0/1								
	トランス-1,2-ジブチルエタン (mg/L)		<0.002	0/2			<0.002	0/1								
	1,2-ジブチルベンゼン (mg/L)		<0.006	0/2			<0.006	0/1								
	p-ジブチルベンゼン (mg/L)		<0.02	0/2			<0.02	0/1								
	イソブチル (mg/L)		<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1								
	ジブチル (mg/L)		<0.0005	0/2	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1								
	フェニトキシ (MEP) (mg/L)		<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1								
	イブチル (mg/L)		<0.004	0/2	<0.004	0/1	<0.004	0/1								
	オキシ銅 (有機銅) (mg/L)		<0.004	0/2	<0.004	0/1	<0.004	0/1								
	クロロホルム (TPN) (mg/L)		<0.005	0/2	<0.005	0/1	<0.005	0/1								
その他	ブチル (mg/L)		<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1								
	EPN (mg/L)		<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1								
	ジブチル (DDVP) (mg/L)		<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1								
	フェニル (BPMC) (mg/L)		<0.003	0/2	<0.003	0/1	<0.003	0/1								
	イブチル (IBP) (mg/L)		<0.0008	0/2	<0.0008	0/1	<0.0008	0/1								
	クロロトルエン (CNP) (mg/L)		<0.0001	～/2			<0.0001	～/1								
	トルエン (mg/L)		<0.06	0/2			<0.06	0/1								
	キシレン (mg/L)		<0.04	0/2			<0.04	0/1								
	フタル酸ジエチル (DOP) (mg/L)		<0.006	0/2	<0.006	0/1	<0.006	0/1								
	ニッケル (mg/L)		<0.005	～/2	<0.001	～/1	<0.005	～/1								
その他	モリブデン (mg/L)		<0.007	0/2	<0.007	0/1	<0.007	0/1								
	アンチモン (mg/L)		<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/1								
	塩化ビニルモノマー (mg/L)		<0.0002	0/2			<0.0002	0/1								
	エピクロロヒドリン (mg/L)		<0.00004	0/2			<0.00004	0/1								
	全マンガン (mg/L)		0.14	0/2			<0.02	0/1								
	ウラン (mg/L)															
	銅 (mg/L)		<0.01	0/1			<0.01	0/1								
	亜鉛 (mg/L)	最小～最大	0.010～0.011	2/2			0.007～0.007	1/1					0.002～0.002	1/1		
		平均	0.011				0.007						0.002			
	溶解性鉄 (mg/L)		<0.05	0/1			<0.05	0/1								
	溶解性マンガン (mg/L)		0.15	1/1			<0.05	0/1								
	クロム (mg/L)		<0.05	0/1			<0.05	0/1								
	MBAS (mg/L)		<0.05	0/1	<0.05	0/2										

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、一印は類型指定がされていない地点を示す。

m：環境基準値又は要監視項目指針値を超過した検体数（「－」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n：総検体数

ND：定量下限値未満

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名			大野川						住吉川							
水城名			乙津川				原川		住吉川							
河川名			乙津川				原川		住吉川							
地点名			別保橋		海原橋		日間橋		鳥越橋		新春日橋		新川橋		新川弁天橋	
類 型			A		④		③		C		C		③		C	
測定項目			結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n
生活環境項目	p H	最小～最大	6.9～8.0	0/12	7.5～8.2	0/12	7.2～8.3	0/10	7.8～8.9	3/6	8.1～9.7	3/6	7.3～8.5	0/12	7.6～7.8	0/6
	D O (mg/L)	最小～最大	7.0～11	2/12	5.8～9.7	4/12	6.7～9.5	0/10	10～13	0/6	8.4～13	0/6	4.7～8.8	1/12	4.5～7.4	4/6
		平均	8.8		7.8		8.0		11		11		6.4		5.7	
	B O D (mg/L)	最小～最大	0.5～1.9	0/12	0.5～4.5	3/12	<0.5～1.7	0/10	0.8～2.1	0/6	1.0～2.0	0/6	0.6～2.2	0/12	0.5～2.1	0/6
		平均	0.9		1.6		1.0		1.5		1.6		1.4		1.3	
	75%水質値	1.1		2.0		1.4		1.7		1.8		1.7		1.8		
		S S (mg/L)	最小～最大	2～18	0/12	4～21	0/12	2～17	0/10	<1～1	0/6	<1～3	0/6	1～3	0/12	1～2
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	平均	7		10		6		1		1		1		2	
		最小～最大	7.0×10 ² ～2.3×10 ⁴	11/12	7.9×10 ² ～7.9×10 ³	3/4	2.2×10 ³ ～7.9×10 ⁴	-/10					1.1×10 ⁴ ～3.5×10 ⁵	-/12		
	全窒素 (mg/L)	平均	9.2×10 ³		3.8×10 ³		1.7×10 ⁴						7.2×10 ³			
最小～最大		1.1～1.9	-/6	0.8～1.7	-/12	0.96～1.9	-/5	2.8～4.2	-/6	1.6～3.8	-/6	1.5～4.5	-/6	1.1～5.3	-/6	
全磷 (mg/L)	平均	1.6		1.2		1.5		3.3		3.0		2.5		4.4		
	最小～最大	0.078～0.12	-/6	0.093～0.23	-/12	0.10～0.27	-/5	0.12～0.29	-/6	0.15～0.38	-/6	0.15～0.42	-/6	0.14～0.27	-/6	
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2					<0.0003	0/2		
	全シアン (mg/L)		ND	0/1	ND	0/1	ND	0/2					ND	0/2		
	鉛 (mg/L)		<0.001	0/1	<0.005	0/2	<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	六価クロム (mg/L)		<0.02	0/1	<0.025	0/1	<0.02	0/2					<0.02	0/2		
	砒素 (mg/L)		0.001	0/1	<0.005	0/2	0.001	0/2					0.001	0/2		
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/2					<0.0005	0/2		
	P C B (mg/L)		ND	0/1			ND	0/2					ND	0/2		
	ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2		
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2					<0.0002	0/2		
	1,2-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.0004	0/1	<0.0004	0/1	<0.0004	0/2					<0.0004	0/2		
	1,1-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.01	0/1	<0.01	0/1	<0.01	0/2					<0.01	0/2		
	トリス-1,2-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.002	0/1	<0.004	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2		
	1,1,1-トリブトキシベンゼン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	1,1,1,2-テトラブトキシベンゼン (mg/L)		<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/2					<0.0006	0/2		
	トリブトキシベンゼン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	テトラブトキシベンゼン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	1,3-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2					<0.0002	0/2		
	チウラム (mg/L)		<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	<0.0006	0/2					<0.0006	0/2		
	シマジン (mg/L)		<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2					<0.0003	0/2		
	ネオペンタクロン (mg/L)		<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2		
ベンゼン (mg/L)		<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2					<0.001	0/2			
セレン (mg/L)		<0.002	0/1	<0.002	0/1	<0.002	0/2					<0.002	0/2			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		1.0	0/1	0.7	0/4	1.4	0/2					1.1	0/2			
ふっ素 (mg/L)																
ほう素 (mg/L)																
1,4-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.005	0/1			<0.005	0/2					<0.005	0/2			
クロロホルム (mg/L)		<0.006	0/1			<0.006	0/2					<0.006	0/2			
トリス-1,2-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.002	0/1			<0.002	0/2					<0.002	0/2			
1,2-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.006	0/1			<0.006	0/2					<0.006	0/2			
p-ジブトキシベンゼン (mg/L)		<0.02	0/1			<0.02	0/2					<0.02	0/2			
イソブチル (mg/L)		<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
γ-イソブチル (mg/L)		<0.0005	0/1			<0.0005	0/2					<0.0005	0/2			
フェニトキシ (MEP) (mg/L)		<0.0003	0/1			<0.0003	0/2					<0.0003	0/2			
イソブチル (mg/L)		<0.004	0/1			<0.004	0/2					<0.004	0/2			
オキシシン銅 (有機銅) (mg/L)		<0.004	0/1			<0.004	0/2					<0.004	0/2			
クロロベンゼン (TPN) (mg/L)		<0.005	0/1			<0.005	0/2					<0.005	0/2			
プロピル (mg/L)		<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
E P N (mg/L)		<0.0006	0/1			<0.0006	0/2					<0.0006	0/2			
ジブトキシベンゼン (DDVP) (mg/L)		<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
フェニル (BPMC) (mg/L)		<0.003	0/1			<0.003	0/2					<0.003	0/2			
イソブチル (IBP) (mg/L)		<0.0008	0/1			<0.0008	0/2					<0.0008	0/2			
クロロトキシベンゼン (CNP) (mg/L)		<0.0001	-/1			<0.0001	-/2					<0.0001	-/2			
トルエン (mg/L)		<0.06	0/1			<0.06	0/2					<0.06	0/2			
キシレン (mg/L)		<0.04	0/1			<0.04	0/2					<0.04	0/2			
脂肪酸ジエチル (DOP) (mg/L)		<0.006	0/1			<0.006	0/2					<0.006	0/2			
ニッケル (mg/L)		<0.005	-/1			<0.005	-/2					<0.005	-/2			
モリブデン (mg/L)		<0.007	0/1			<0.007	0/2					<0.007	0/2			
アンチモン (mg/L)		<0.002	0/1			<0.002	0/2					<0.002	0/2			
塩化ビニルモノマー (mg/L)		<0.0002	0/1			<0.0002	0/2					<0.0002	0/2			
エピクロロヒドリン (mg/L)		<0.00004	0/1			<0.00004	0/2					<0.00004	0/2			
全マンガン (mg/L)		0.05	0/1			0.06	0/2					0.08	0/2			
ウラン (mg/L)																
銅 (mg/L)		<0.01	0/1			<0.01	0/1					<0.01	0/1			
その他	亜鉛 (mg/L)	最小～最大	0.004	1/1			0.008	2/2					0.010	2/2		
		平均	～0.004			～0.010						～0.021				
	溶解性鉄 (mg/L)		0.07	1/1			<0.05	0/1					<0.05	0/1		
	溶解性マンガン (mg/L)		<0.05	0/1			0.05	1/1					0.08	1/1		
	クロム (mg/L)		<0.05	0/1			<0.05	0/1					<0.05	0/1		
MBAS (mg/L)												<0.05	0/1			

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、一印は類型指定がされていない地点を示す。

m：環境基準値又は要監視項目指針値を超過した検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n：総検体数

ND：定量下限値未満

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

水系名			蔵川						丹生川							
水域名			蔵川						丹生川上流		丹生川下流				尾田川	
河川名			蔵川						丹生川							
地点名			下八幡橋		育英橋		御幸橋		丹生橋		川田橋		王ノ瀬橋		尾田川落合橋	
類 型			B		B		㊸		㊸		B		㊸		-	
測定項目			結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n	結果	m/n
生活環境項目	p H	最小～最大	7.4～8.0	0/6	7.6～8.3	0/6	7.3～8.7	2/12	7.2～7.9	0/12	7.2～7.7	0/6	7.1～7.8	0/12		
	DO (mg/L)	最小～最大	8.5～12	0/6	8.5～13	0/6	8.4～12	0/12	8.7～11	0/12	7.4～9.6	0/6	7.7～10	0/12		
		平均	10		10		9.8		10		8.6		9.0			
	BOD (mg/L)	最小～最大	<0.5～1.1	0/6	<0.5～2.1	0/6	0.7～2.0	0/12	0.5～3.4	1/12	0.5～1.7	0/6	<0.5～1.2	0/12		
		平均	0.7		1.2		1.3		1.3		1.0		0.8			
		75%水質値	0.8		1.7		1.7		1.3		1.2		1.0			
	SS (mg/L)	最小～最大	<1～11	0/6	1～11	0/6	<1～14	0/12	<1～6	0/12	2～6	0/6	1～14	0/12		
		平均	5		5		6		3		4		5			
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小～最大	3.3×10 ² ～3.3×10 ⁴	2/6	1.1×10 ⁴ ～7.9×10 ⁴	6/6	2.2×10 ³ ～3.3×10 ⁴	9/12	4.9×10 ² ～4.9×10 ⁴	11/12	3.1×10 ³ ～7.9×10 ⁴	4/6	3.1×10 ³ ～7.9×10 ⁴	10/12		
		平均	1.1×10 ⁴		2.8×10 ⁴		1.5×10 ⁴		1.2×10 ⁴		2.4×10 ⁴		2.3×10 ⁴			
	全窒素 (mg/L)	最小～最大	0.93～1.5		1.2～2.1		1.4～2.4		0.67～1.5		0.77～1.5		0.79～1.1			
	平均	1.2		1.7		1.8		0.93		1.1		0.92				
全磷 (mg/L)	最小～最大	0.065～0.087		0.083～0.21		0.13～0.28		0.020～0.19		0.043～0.098		0.065～0.12				
	平均	0.072		0.14		0.20		0.069		0.075		0.088				
健康項目	カドミウム (mg/L)						<0.0003	0/2					<0.0003	0/2		
	全シアン (mg/L)						ND	0/2					ND	0/2		
	鉛 (mg/L)						<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	六価クロム (mg/L)						<0.02	0/2					<0.02	0/2		
	砒素 (mg/L)						0.001	0/2					0.0015	0/2		
	総水銀 (mg/L)						<0.0005	0/2					<0.0005	0/2		
	P C B (mg/L)						ND	0/2					ND	0/2		
	ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.002	0/2					<0.002	0/2		
	四塩化炭素 (mg/L)						<0.0002	0/2					<0.0002	0/2		
	1,2-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.0004	0/2					<0.0004	0/2		
	1,1-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.01	0/2					<0.01	0/2		
	ジス-1,2-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.002	0/2					<0.002	0/2		
	1,1,1-トリブチルナフタレン (mg/L)						<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	1,1,1,2-テトラブチルナフタレン (mg/L)						<0.0006	0/2					<0.0006	0/2		
	トリブチルナフタレン (mg/L)						<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	テトラブチルナフタレン (mg/L)						<0.001	0/2					<0.001	0/2		
	1,3-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.0002	0/2					<0.0002	0/2		
	チウラム (mg/L)						<0.0006	0/2					<0.0006	0/2		
	シマジン (mg/L)						<0.0003	0/2					<0.0003	0/2		
	ナフチルナフタレン (mg/L)						<0.002	0/2					<0.002	0/2		
ベンゼン (mg/L)						<0.001	0/2					<0.001	0/2			
セレン (mg/L)						<0.002	0/2					<0.002	0/2			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)						1.2	0/2					0.7	0/2			
ふっ素 (mg/L)										0.08	0/2					
ほう素 (mg/L)																
1,4-ジブチルナフタレン (mg/L)							<0.005	0/2					<0.005	0/2		
クロロホルム (mg/L)							<0.006	0/2	<0.006	0/1			<0.006	0/2	<0.006	0/1
要監視項目	トランス-1,2-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.002	0/2					<0.002	0/2		
	1,2-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.006	0/2					<0.006	0/2		
	p-ジブチルナフタレン (mg/L)						<0.02	0/2					<0.02	0/2		
	イソナフタレン (mg/L)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2		
	ナフチルナフタレン (mg/L)						<0.0005	0/2					<0.0005	0/2		
	フェニトロキシ (MEP) (mg/L)						<0.0003	0/2					<0.0003	0/2		
	イソナフタレン (mg/L)						<0.004	0/2					<0.004	0/2		
	オキシゲン銅 (有機銅) (mg/L)						<0.004	0/2					<0.004	0/2		
	クロロホルム (T P N) (mg/L)						<0.005	0/2					<0.005	0/2		
	プロピルナフタレン (mg/L)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2		
	E P N (mg/L)						<0.0006	0/2					<0.0006	0/2		
	ジブチルナフタレン (DDVP) (mg/L)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2		
	フェニルナフタレン (BPMC) (mg/L)						<0.003	0/2					<0.003	0/2		
	1,7-ジブチルナフタレン (I B P) (mg/L)						<0.0008	0/2					<0.0008	0/2		
	クロロニトロベンゼン (CNP) (mg/L)						<0.0001	-/2					<0.0001	-/2		
	トルエン (mg/L)						<0.06	0/2					<0.06	0/2		
	キシレン (mg/L)						<0.04	0/2					<0.04	0/2		
	フタル酸ジエチルヘキシル (DOP) (mg/L)						<0.006	0/2					<0.006	0/2		
	ニッケル (mg/L)						<0.005	-/2					<0.005	-/2		
	モリブデン (mg/L)						<0.007	0/2					<0.007	0/2		
	アンチモン (mg/L)						<0.002	0/2					<0.002	0/2		
	塩化ビニルモノマー (mg/L)						<0.0002	0/2					<0.0002	0/2		
	エピクロロヒドリン (mg/L)						<0.00004	0/2					<0.00004	0/2		
	全マンガン (mg/L)						0.02	0/2					0.06	0/2		
	ウラン (mg/L)															
	銅 (mg/L)							<0.01	0/1					<0.01	0/1	
その他	亜鉛 (mg/L)	最小～最大					0.001～0.002	2/2	<0.001～<0.001	0/1			0.006～0.013	2/2	0.003～0.003	1/1
		平均					0.002		<0.001				0.010		0.003	
	溶解性鉄 (mg/L)						0.08	1/1					<0.05	0/1		
	溶解性マンガン (mg/L)						<0.05	0/1					0.05	1/1		
	クロム (mg/L)						<0.05	0/1					<0.05	0/1		
	MBAS (mg/L)						<0.05	0/1								

(注)

類型欄の○印は環境基準点、印のないものは補助地点、一印は類型指定がされていない地点を示す。

m：環境基準値又は要監視項目指針値を超過した検体数（「-」は環境基準値又は指針値が設定されていないもの）

n：総検体数

ND：定量下限値未満

※平均値の計算に当たっては、有効数字2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

資 6 - 1 1 河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）

(単位:mg/L)

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	環境基準項目						
					全亜鉛			ノニルフェノール		LAS	
					最小～最大	平均	m/n	最大	m/n	最大	m/n
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	生物B	0.001～0.002	0.002	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
	府内大橋		生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
	大分川中流	賀来川	賀来橋	生物B	0.001～0.002	0.002	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
		尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	生物B	0.012～0.012	0.012	0/1	<0.00006	0/1	0.018	0/1
		七瀬川上流	出合橋	生物A	0.001～0.001	0.001	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
		七瀬川下流	胡麻鶴橋	生物B	<0.001～<0.001	<0.001	0/1	<0.00006	0/1	0.0042	0/1
			光吉	生物B	<0.001～<0.001	<0.001	0/4	<0.00006	0/1	-	-
	大分川下流	大分川	滝尾橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/1	-	-	-	-
			弁天大橋	生物B	0.001～0.002	0.002	0/4	<0.00006	0/1	-	-
		寒田川	平田橋	生物B	0.003～0.003	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
		裏川	裏川橋	生物B	0.010～0.011	0.011	0/2	0.00009	0/1	<0.0006	0/1
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	生物B	<0.001～<0.001	<0.001	0/4	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
			川添橋	生物B	0.007～0.007	0.007	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
			鶴崎橋	生物B	<0.001～<0.001	<0.001	0/4	<0.00006	0/1	-	-
		判田川	八地藏橋	生物B	0.002～0.002	0.002	0/1	<0.00006	0/1	0.0015	0/1
	乙津川	乙津川	別保橋	生物B	0.004～0.004	0.004	0/1	-	-	-	-
			海原橋	生物B	0.001～0.005	0.003	0/4	<0.00006	0/1	-	-
	原川	原川	日岡橋	生物B	0.008～0.010	0.009	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	0.010～0.021	0.016	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	0.001～0.002	0.002	0/2	<0.00006	0/1	0.011	0/1
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	生物B	<0.001～<0.001	<0.001	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
	丹生川下流		王ノ瀬橋	生物B	0.006～0.013	0.010	0/2	0.00008	0/1	<0.0006	0/1
	尾田川	尾田川	落合橋	生物B	0.003～0.003	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1

平均値:下限値以上の検体平均値

m/n:環境基準に適合しない検体数／総検体数

(単位:mg/L)

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	要監視項目												
					クロロホルム		フェノール		ホルムアルデヒド		4-tert-オクチルフェノール		アニリン		2,4-ジクロロフェノール		
					最大	k/n	最大	k/n	最大	k/n	最大	k/n	最大	k/n	最大	k/n	
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	生物B	<0.006	0/2	0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
	府内大橋		生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1	<0.00004	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1		
	大分川中流	賀来川	賀来橋	生物B	<0.006	0/2	0.001	0/1	<0.03	0/2	-	-	-	-	-	-	
		尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
		七瀬川上流	出合橋	生物A	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
		七瀬川下流	胡麻鶴橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/2	<0.03	0/2	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
			光吉	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1	-	-	-	-	-	-	
	大分川下流	大分川	滝尾橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
			弁天大橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1	-	-	-	-	-	-	
		寒田川	平田橋	生物B	<0.006	0/1	0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
		裏川	裏川橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
	大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1	-	-	<0.002	0/1	<0.0003	0/1
川添橋				生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
鶴崎橋				生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1	-	-	-	-	-	-	
乙津川		乙津川	判田川	八地藏橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1
			別保橋	生物B	<0.006	0/1	0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
				海原橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1	-	-	<0.002	0/1	-	-
原川		原川	日岡橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	<0.006	0/2	0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1	-	-	-	-	-	-	
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	生物B	<0.006	0/1	0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
	丹生川下流		王ノ瀬橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
	尾田川	尾田川	落合橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1	<0.03	0/1	<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	

平均値: 下限値以上の検体平均値

資 6 - 1 2 トリハロメタン生成能調査結果

地点名	採水年月日	水温(℃)	トリハロメタン生成能(mg/L)
小野鶴橋 (大分川)	H28. 5. 17	18. 0	0. 031
	H28. 7. 5	23. 5	0. 023
	H28. 9. 27	21. 0	0. 033
	H28. 12. 20	10. 5	0. 016
賀来橋 (賀来川)	H28. 5. 17	18. 0	0. 047
	H28. 7. 5	24. 0	0. 032
	H28. 9. 27	21. 8	0. 035
	H28. 12. 20	11. 0	0. 022
胡麻鶴橋 (七瀬川)	H28. 5. 17	16. 0	0. 027
	H28. 7. 5	22. 5	0. 020
	H28. 9. 27	20. 8	0. 023
	H28. 12. 20	10. 5	0. 015

水域の水温	水質目標値(mg/L)
15℃以下	0. 09
15℃を超え 20℃以下	0. 08
20℃を超え 25℃以下	0. 07
25℃を超え 30℃以下	0. 06
30℃を超え 35℃以下	0. 05

資 6 - 1 3 公共用水域環境基準設定状況（海域）

水域名	範 囲	水域類型	達成期間
住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より 24 度 20 分 2,100 メートルの地点、大分市千歳三角点より 24 度 40 分 6,100 メートルの地点、同地点から 136 度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域	B	イ
別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域	A	3 年以内
別府湾東部水域	杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く海域	A	イ
大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯 1 号地北東端から 10 度 1,800 メートルの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 メートルの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 メートルの点 (4) 大分市と北海部郡佐賀関町との境界との交点から 101 度 52 分 514 メートルの地点から 358 度 22 分 4,080 メートルの点 (5) 大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514 メートルの点	B	イ
佐賀関港	北海部郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域	B	イ
北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域	A	イ

資 6 - 1 4 公共用水域環境基準設定状況（全窒素・全磷）

水域系の区分	水域名	範 囲	水域類型	達成期間
別府湾	別府湾（イ）	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの	Ⅱ	イ
	別府湾（ロ）	大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線、杵築市臼石鼻と北海部郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域	Ⅱ	イ
北海部郡東部地先		北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港燈台に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	イ

備考 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は 5 年以内可及的速やかに達成

（注）「北海部郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

資 6－1 5 水生生物の保全に係る環境基準設定状況（海域）

水 域	水域類型	達成期間
大分県地先水域（全域。ただし、大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く。）	海域生物 A	イ
大分県南部沿岸域（杵築市臼石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深 30 メートルの等深線及び陸岸に囲まれた海域（入津湾を除く。））	海域生物特 A	イ

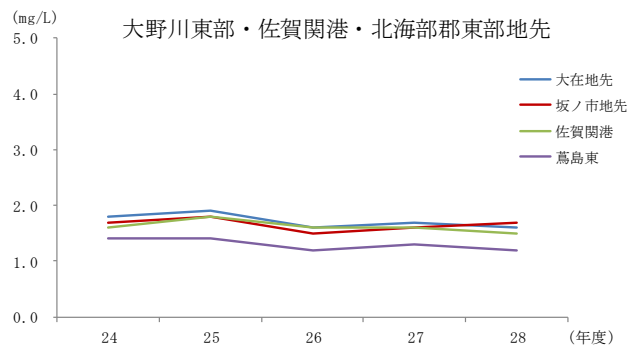
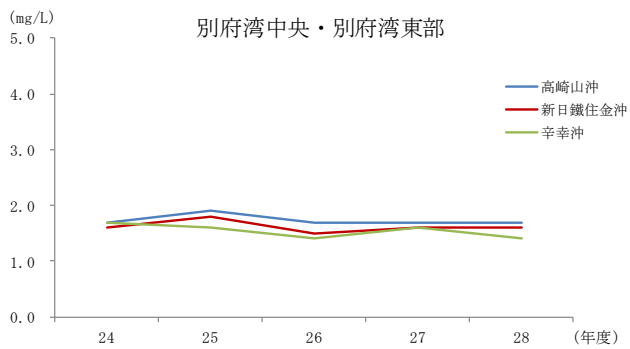
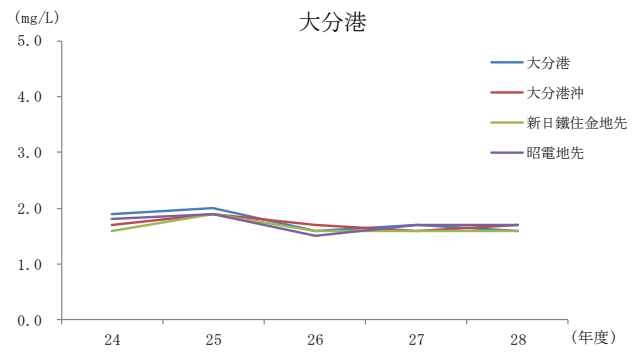
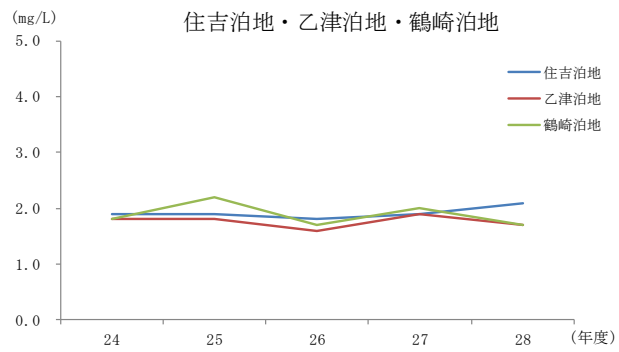
備考 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。
「イ」は直ちに達成

資 6－1 6 海域の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	C O D 75% 水質値 (mg/L)									
			24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
住吉泊地	C	住吉泊地 (BSt-1)	2.0	○	2.5	○	2.0	○	2.1	○	2.6	○
乙津泊地	C	乙津泊地 (BSt-2)	2.0	○	2.1	○	1.7	○	2.1	○	1.9	○
鶴崎泊地	C	鶴崎泊地 (BSt-3)	1.9	○	2.5	○	1.8	○	2.4	○	2.0	○
大分港	B	大分港 (BSt-21)	2.1	○	2.1	○	1.7	○	1.9	○	1.8	○
		大分港沖 (BSt-4)	2.0	○	2.3	○	1.6	○	1.9	○	1.9	○
		新日鐵住金地先 (BSt-22)	1.8	○	2.2	○	1.9	○	1.9	○	1.9	○
		昭電地先 (BSt-5)	2.0	○	2.1	○	1.8	○	1.8	○	2.0	○
別府湾中央	A	高崎山沖 (BSt-11)	2.1	×	2.4	×	1.9	○	2.1	×	1.9	○
		新日鐵住金沖 (BSt-12)	1.9	○	2.3	×	1.8	○	1.8	○	1.9	○
別府湾東部	A	辛幸沖 (BSt-20)	1.8	○	1.7	○	1.4	○	1.8	○	1.6	○
大野川東部	B	大在地先 (BSt-6)	1.9	○	2.5	○	1.7	○	1.8	○	1.7	○
		坂ノ市地先 (BSt-7)	1.8	○	2.1	○	1.6	○	1.8	○	1.9	○
佐賀関港	B	佐賀関港 (SGSt-3)	1.7	○	2.1	○	1.7	○	1.7	○	1.8	○
北海部郡東部地先	A	薦島東 (FSt-1)	1.6	○	1.7	○	1.6	○	1.4	○	1.3	○

（注）環境基準（C O D）〔A 類型：2mg/L 以下、B 類型：3mg/L 以下、C 類型：8mg/L 以下〕

資 6－1 7 海域のCOD年平均値の経年変化



資 6 - 1 8 海域水質測定結果水域別総括表（生活環境項目）

単位 $\left\{ \begin{array}{l} \text{pH} : \text{水素指数} \\ \text{大腸菌群数} : \text{MPN}/100\text{mL} \\ \text{その他} : \text{mg/L} \end{array} \right\}$

水域名	地点名	類型	水深	pH		DO			COD				大腸菌群数		
				最小～最大	m/n	最小～最大	平均	m/n	最小～最大	m/n	平均	75% 水質値	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	C	全層	7.9～8.3	0/18	6.1～9.7	8.2	0/18	1.1～3.7	0/18	2.1	2.6	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	C	全層	7.9～8.3	0/18	6.0～9.7	8.0	0/18	0.8～2.7	0/18	1.7	1.9	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	C	全層	8.0～8.3	0/18	6.5～10	8.4	0/18	0.8～2.4	0/18	1.7	2.0	-	-	-
大分港	大分港 (B S t-21)	B	全層	8.0～8.3	0/18	5.8～9.8	8.3	0/18	1.2～2.3	0/18	1.6	1.8	-	-	-
	大分港沖 (B S t-4)	B	全層	8.0～8.4	1/18	6.4～9.4	8.2	0/18	1.0～2.5	0/18	1.7	1.9	-	-	-
	新日鐵住金地先 (B S t-22)	B	全層	8.0～8.3	0/18	6.7～9.6	8.4	0/18	1.0～2.2	0/18	1.6	1.9	-	-	-
	昭電地先 (B S t-5)	B	全層	8.0～8.3	0/18	6.4～9.5	8.2	0/18	1.1～2.4	0/18	1.7	2.0	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	A	全層	8.0～8.3	0/18	7.2～10	8.9	3/18	1.2～2.2	1/18	1.7	1.9	<1.8～5.0	0/4	3.5
	新日鐵住金沖 (B S t-12)	A	全層	8.0～8.3	0/18	7.0～10	8.7	2/18	1.2～2.1	1/18	1.6	1.9	<1.8～2.0	0/4	1.9
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	A	全層	8.0～8.3	0/18	7.8～9.8	8.9	0/18	1.1～2.0	0/18	1.4	1.6	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	B	全層	8.0～8.3	0/18	7.0～9.8	8.4	0/18	1.1～2.5	0/18	1.6	1.7	-	-	-
	坂ノ市地先 (B S t-7)	B	全層	8.0～8.3	0/18	6.6～9.7	8.3	0/18	1.1～2.7	0/18	1.7	1.9	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	B	全層	8.0～8.2	0/18	7.7～10	8.9	0/18	1.0～2.1	0/18	1.5	1.8	-	-	-
北海部郡 東部地先	蔦島東 (F S t-1)	A	全層	7.9～8.2	0/18	7.0～8.5	7.7	8/18	1.0～1.7	0/18	1.2	1.3	<1.8～<1.8	0/4	<1.8

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数／総検体数
全層 : 水深0m、2mおよび10m

資 6 - 1 9 海域地点別水質測定結果（生活環境項目）

単位 $\left\{ \begin{array}{l} \text{p H} \quad : \text{水素指数} \\ \text{大腸菌群数} : \text{M P N} / 100\text{mL} \\ \text{その他} \quad : \text{mg/L} \end{array} \right\}$

水域名	地点名	類型	採取水深	p H		D O			C O D				大腸菌群数		
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	中央値	75% 水質値	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	C	0m	7.9～8.1	0/6	6.8～9.7	0/6	8.3	1.1～3.7	0/6	1.8	2.1	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.1～9.6	0/6	8.4	1.4～2.9	0/6	1.9	2.3	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.1～9.6	0/6	7.9	1.4～3.4	0/6	2.4	3.0	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	C	0m	7.9～8.3	0/6	6.6～9.7	0/6	8.2	1.2～2.7	0/6	1.9	2.7	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	6.0～9.4	0/6	8.0	1.1～2.4	0/6	1.6	1.9	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.1～9.2	0/6	7.7	0.8～1.8	0/6	1.6	1.7	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	C	0m	8.0～8.3	0/6	7.5～9.9	0/6	8.6	1.0～2.1	0/6	1.9	2.0	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.6～10	0/6	8.6	1.0～2.4	0/6	1.7	2.0	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.5～9.5	0/6	7.9	0.8～2.3	0/6	1.7	2.0	-	-	-
大分港	大分港 (B S t-21)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.3～9.8	0/6	8.7	1.2～2.3	0/6	1.5	1.8	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.8～9.6	0/6	8.5	1.2～2.3	0/6	1.6	2.0	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	5.8～9.6	0/6	7.8	1.2～2.3	0/6	1.6	2.2	-	-	-
	大分港沖 (B S t-4)	B	0m	8.0～8.4	1/6	6.9～9.4	0/6	8.4	1.1～2.5	0/6	1.9	2.0	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.2～9.2	0/6	8.4	1.0～2.5	0/6	1.9	2.0	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.4～9.4	0/6	7.9	1.0～2.2	0/6	1.8	1.9	-	-	-
	新日鐵住金地先 (B S t-22)	B	0m	8.0～8.3	0/6	7.2～9.6	0/6	8.6	1.0～2.2	0/6	1.7	2.1	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.5～9.4	0/6	8.5	1.0～2.1	0/6	1.7	2.0	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	6.7～9.5	0/6	8.1	1.0～1.8	0/6	1.6	1.7	-	-	-
	昭電地先 (B S t-5)	B	0m	8.0～8.3	0/6	7.3～9.3	0/6	8.4	1.2～2.4	0/6	1.7	2.1	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.4～9.4	0/6	8.3	1.2～2.4	0/6	1.7	2.1	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.4～9.5	0/6	7.9	1.1～1.9	0/6	1.5	1.7	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	A	0m	8.0～8.3	0/6	7.2～10	1/6	8.9	1.3～2.2	1/6	1.8	2.0	<1.8～5.0	0/4	3.5
			2m	8.0～8.3	0/6	7.2～10	1/6	9.0	1.3～2.0	0/6	1.7	2.0	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.3～10	1/6	8.7	1.2～1.9	0/6	1.5	1.6	-	-	-
	新日鐵住金沖 (B S t-12)	A	0m	8.0～8.3	0/6	7.5～9.3	0/6	8.7	1.2～2.1	1/6	1.5	1.9	<1.8～2.0	0/4	1.9
			2m	8.0～8.3	0/6	7.0～10	1/6	8.8	1.2～1.9	0/6	1.6	1.9	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.2～9.6	1/6	8.5	1.2～1.8	0/6	1.5	1.7	-	-	-
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	A	0m	8.0～8.3	0/6	8.0～9.8	0/6	9.2	1.1～2.0	0/6	1.4	1.7	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
			2m	8.0～8.2	0/6	8.1～9.5	0/6	8.9	1.1～1.9	0/6	1.4	1.7	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.8～9.2	0/6	8.7	1.1～1.5	0/6	1.2	1.5	-	-	-
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	B	0m	8.0～8.3	0/6	7.6～9.6	0/6	8.7	1.2～2.2	0/6	1.5	1.9	-	-	-
			2m	8.0～8.3	0/6	7.5～9.8	0/6	8.5	1.1～2.5	0/6	1.5	1.8	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.0～9.5	0/6	8.0	1.1～2.1	0/6	1.4	1.6	-	-	-
	坂ノ市地先 (B S t-7)	B	0m	8.0～8.3	0/6	7.3～9.7	0/6	8.5	1.2～2.7	0/6	1.5	1.8	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	6.9～9.3	0/6	8.1	1.3～2.4	0/6	1.6	2.3	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.6～9.4	0/6	8.1	1.1～2.3	0/6	1.6	1.8	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.8～10	0/6	9.0	1.0～2.1	0/6	1.5	1.9	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.9～10	0/6	9.0	1.1～1.8	0/6	1.4	1.8	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.7～10	0/6	8.8	1.1～2.1	0/6	1.3	1.7	-	-	-
北海部郡東部地先	蔦島東 (F S t-1)	A	0m	7.9～8.2	0/6	7.1～8.4	3/6	7.6	1.1～1.3	0/6	1.2	1.2	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
			2m	8.0～8.2	0/6	7.1～8.4	2/6	7.7	1.0～1.7	0/6	1.3	1.3	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.0～8.5	3/6	7.7	1.0～1.5	0/6	1.2	1.3	-	-	-

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数／総検体数
 中央値 : 日間平均値の年間の中央値
 全 層 : 水深0m、2mおよび10m

資 6 - 2 0 海域地点別水質測定結果（健康項目）

（単位：mg/L）

水域名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		P C B		セレン	
		最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n
住吉泊地水域	住吉泊地 (B S t-1)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
乙津泊地水域	乙津泊地 (B S t-2)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
鶴崎泊地水域	鶴崎泊地 (B S t-3)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
別府湾中央水域	新日鐵住金沖 (B S t-12)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
別府湾東部水域	辛幸沖 (B S t-20)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	<0.0003	0/6	<0.1	0/1	<0.001	0/6	<0.005	0/2	0.002	0/6	<0.0005	0/6	<0.0005	0/1	<0.001	0/6
北海部郡東部地先水域	薦島東 (F S t-1)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-

（注）m/n：環境基準に適合しない検体数／総検体数

資 6 - 2 1 海域地点別水質測定結果（全窒素・全燐）

（単位：mg/L）

水域名	地点名	測定 回数	T-N（全窒素）		T-P（全燐）	
			最小～最大	平均	最小～最大	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	6	0.18～0.70	0.32	0.022～0.056	0.039
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	6	0.19～0.50	0.35	0.017～0.096	0.048
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	6	0.12～0.26	0.19	0.016～0.045	0.031
大分港	大分港 (B S t-21)	6	0.06～0.21	0.14	0.014～0.044	0.025
	大分港沖 (B S t-4)	6	0.06～0.19	0.13	0.012～0.037	0.022
	新日鐵住金地先 (B S t-22)	6	0.06～0.38	0.19	0.013～0.040	0.022
	昭電地先 (B S t-5)	6	0.11～0.32	0.19	0.012～0.037	0.025
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	6	0.07～0.19	0.13	0.008～0.038	0.018
	新日鐵住金沖 (B S t-12)	6	0.10～0.16	0.14	0.008～0.033	0.019
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	6	0.09～0.16	0.12	0.011～0.029	0.018
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	6	0.10～0.23	0.15	0.011～0.038	0.023
	坂ノ市地先 (B S t-7)	6	0.07～0.19	0.14	0.013～0.036	0.022
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	6	0.08～0.18	0.13	0.009～0.033	0.018
北海部郡東部地先	薦島東 (F S t-1)	6	0.09～0.18	0.13	0.015～0.023	0.020

資 6 - 2 2 海域地点別水質測定結果（その他）

単位 $\left(\begin{array}{ll} \text{塩分} & : \text{psu} \\ \text{クロロフィル-a} & : \mu\text{g/L} \end{array} \right)$

水域名	地点名	塩分		クロロフィル-a	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	26～33	31	0.3～14	4.2
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	23～33	31	0.5～14	3.5
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	30～33	32	1.0～14	4.9
大分港	大分港 (B S t-21)	27～33	32	1.0～7.2	2.7
	大分港沖 (B S t-4)	26～33	32	0.3～4.5	1.4
	新日鐵住金地先 (B S t-22)	29～33	32	0.5～2.5	1.3
	昭電地先 (B S t-5)	28～33	32	0.5～5.1	2.2
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	29～33	32	0.5～3.1	1.5
	新日鐵住金沖 (B S t-12)	30～33	32	0.3～4.1	1.5
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	31～33	32	0.5～4.4	1.9
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	30～33	32	0.6～7.1	3.1
	坂ノ市地先 (B S t-7)	31～32	32	0.8～5.6	2.6
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	30～33	32	0.2～4.8	2.0
北海部郡東部地先	蔦島東 (F S t-1)	33～34	34	-	-

資 6 - 2 3 水浴場水質判定基準

1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度の項目ごとに、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」又は「水質 C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

また、この判定により、「水質 AA」又は「水質 A」となった水浴場を「適」、「水質 B」又は「水質 C」となった水浴場を「可」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

資 6 - 2 4 海水浴場水質調査結果

開設前調査

地点名	調査年月日	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	透明度 (m)	油膜の 有 無	p H	COD (mg/L)	ふん便性大腸菌 群数 (個/100mL)	0-157
大志生木海水浴場	H28. 5. 12	晴	20. 2	17. 5	>1	無	8. 1	1. 3	<2	陰性
	H28. 5. 19	晴								
	評 価	-	-	-	AA	AA	-	AA	AA	-
こうざき海水浴場	H28. 5. 12	晴	21. 3	19. 5	>1	無	8. 1	1. 4	<2	陰性
	H28. 5. 19	晴								
	評 価	-	-	-	AA	AA	-	AA	AA	-
田ノ浦ビーチ	H28. 5. 12	晴	21. 6	19. 6	>1	無	8. 1	2. 2	<2	陰性
	H28. 5. 19	晴								
	評 価	-	-	-	AA	AA	-	B	AA	-

開設中調査

地点名	調査年月日	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	透明度 (m)	油膜の 有 無	p H	COD (mg/L)	ふん便性大腸菌 群数 (個/100mL)	0-157
大志生木海水浴場	H28. 7. 20	曇	27. 9	26. 2	>1	無	8. 2	2. 2	<2	陰性
	評 価	-	-	-	AA	AA	-	B	AA	-
こうざき海水浴場	H28. 7. 20	曇	27. 2	26. 1	>1	無	8. 2	2. 0	<2	陰性
	評 価	-	-	-	AA	AA	-	AA	AA	-
田ノ浦ビーチ	H28. 7. 20	曇	28. 8	27. 8	>1	無	8. 3	2. 9	<2	陰性
	評 価	-	-	-	AA	AA	-	B	AA	-

資 6 - 2 5 海水浴場放射性物質等調査

地点名	調査年月日	海水中の放射性物質濃度 (Bq/L)		空間放射線量率 (μ Sv/h)		
		セシウム 134	セシウム 137	地上 1 c m	地上 50 c m	地上 1 m
大志生木海水浴場	H28. 5. 12	不検出	不検出	0. 030	0. 024	0. 026
	H28. 7. 20	不検出	不検出	0. 040	0. 033	0. 037
こうざき海水浴場	H28. 5. 12	不検出	不検出	0. 030	0. 030	0. 030
	H28. 7. 20	不検出	不検出	0. 030	0. 030	0. 030
田ノ浦ビーチ	H28. 5. 12	不検出	不検出	0. 042	0. 042	0. 050
	H28. 7. 20	不検出	不検出	0. 047	0. 047	0. 047

資 6 - 2 6 一律排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

有害物質の種類	許容限度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.03	1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
シアン化合物	1	
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	
鉛及びその化合物	0.1	2. 砒（ひ）素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
六価クロム化合物	0.5	
砒素及びその化合物	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	3. 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」とは、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
ほう素及びその化合物	10（海域以外） 230（海 域）	
ふっ素及びその化合物	8（海域以外） 15（海 域）	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	
1,4-ジオキサン	0.5	

資 6 - 2 7 一律排水基準（その他の項目）

単位	p H	: 水素指数
	大腸菌群数	: 個/cm ³
	その他	: mg/L

項 目	許容限度	備 考
水素イオン濃度 (p H、水素指数)	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海 域)	1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
生物化学的酸素要求量 (B O D)	160 (日間平均 120)	2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
化学的酸素要求量 (C O D)	160 (日間平均 120)	3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
浮遊物質 (S S)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（鉱油類含有量）	5	4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（動植物油 脂類含有量）	30	
フェノール類含有量	5	5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	7. 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。
大腸菌群数	日間平均 3,000	
窒素含有量	120 (日間平均 60)	
燐含有量	16 (日間平均 8)	

備考 資 6-28 に記載する業種については、排水量別区分、項目に応じて上乗せ排水基準に読み替える。

資 6 - 2 8 上乗せ排水基準

(単位：mg/L)

業種名		上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
		排水量別区分	C O D	S S	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	C O D	S S	鉱油類	動植物油脂類
金属鉱業		－	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7
							10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5
食料品製造業	果実缶詰製造業	－	110(80)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	乳製品製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	畜産食料品製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	90(60)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	70(50)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	パン・菓子製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	80(50)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	80(50)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	冷凍調理食品製造業 清涼飲料水製造業 蒸留酒・混成酒製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	清酒製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	50(30)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	そ の 他	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	110(80)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	80(60)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
パルプ・紙・紙加工品製造業	クラフトパルプ製造業	－	100(75)	45(30)	同上	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	20(15)	同上	7
							10,000 m ³ 以上	15(10)	20(15)	同上	5
	機械すき紙製造業	－	80(60)	30(20)	同上	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	45(30)	15(10)	同上	7
							10,000 m ³ 以上			同上	5
	古紙を原料とする板紙製造業	－	80(60)	45(30)	同上	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	45(30)	15(10)	同上	7
							10,000 m ³ 以上			同上	5
そ の 他	－	30(20)	45(30)	同上	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	20(15)	同上	7	
						10,000 m ³ 以上	15(10)	20(15)	同上	5	

業種名			上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
			排水量別区分	C O D	S S	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	C O D	S S	鉱油類	動植物油脂類
化学工業	有機化学工業製品製造業	合成染料、染料医療中間物、有機機顔料、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤製造業	－	70(50)	35(25)	2	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7
		そ の 他	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	20(15)	20(15)	2	－	10,000 m ³ 以上	10(5)	15(10)	1	5
			10,000 m ³ 以上	10(5)	15(10)	1	－					
	そ の 他	－	30(20)	45(30)	2	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7	
							10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5	
	石油精製業			－	15(10)	15(10)	1	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	1
								10,000 m ³ 以上	10(5)	1		5
窯業・土石製品製造業			－	15(10)	45(30)	その他の業種に同じ	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7
								10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5
鉄鋼業			－	15(10)	20(15)	2	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7
								10,000 m ³ 以上	10(5)		1	5
非鉄金属製造業			－	15(10)	30(20)	2	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7
								10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5
金属製品製造業			－	15(10)	15(10)	2	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7
								10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5
電気機械器具製造業			－	15(10)	15(10)	2	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7
								10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5
採石業及び砂・砂利・玉石採取業			－	30(20)	120(90)	その他の業種に同じ	－	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	30(20)	80(60)	同上	7
								1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満		60(40)	同上	7
								10,000 m ³ 以上		30(20)	同上	5
洗たく業			－	80(60)	80(60)	同上	10	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7
								1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満		60(40)	同上	7
								10,000 m ³ 以上		30(20)	同上	5
と畜業			－	60(40)	90(70)	同上	10	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7
								1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満		60(40)	同上	7
								10,000 m ³ 以上		30(20)	同上	5
し尿処理施設			処理対象人員 2,000 人未満	80(60)	90(70)	同上	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	45(30)	70(50)	同上	7
			処理対象人員 2,000 人以上	45(30)		同上	－	10,000 m ³ 以上				5
			その他	45(30)		同上	－					
下水道終末処理施設			－	30(20)	90(70)	同上	－	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	90(70)	同上	7
								10,000 m ³ 以上				5
輸送用機械器具製造業			50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	－	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	30(20)	35(25)	2	7
			1,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	2	－	1,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	2	5
そ の 他			50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	90(60)	110(80)	2	－	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	2	7
			100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	－	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	35(25)	35(25)	2	7
			1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	2	－	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7
			10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	1	－	10,000 m ³ 以上	10(5)	10(5)	1	5

備考 1 「既設」とは、昭和 49 年 8 月 1 日において既に設置されていた特定事業場(昭和 49 年 8 月 1 日において既に着工されていたものを含む。)及び平成 3 年 4 月 1 日において既に設置されていたみなし指定地域特定施設のみを設置する特定事業場(平成 3 年 4 月 1 日において既に着工されていたものを含む。)をいう。

2 「みなし指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和 48 年政令第 327 号)第 4 条の 2 に規定する施設をいう。

3 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合は、当該事業場の主たる業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

4 し尿処理施設の業種(施設)に係る上乗せ排水基準は、し尿処理施設のみを特定施設として設置する特定事業場に対して適用する。

5 排水量区分は、日平均排水量で区分する。

6 ()内は日間平均値である

資 6 - 2 9 立入検査の概要

日平均排水量	立入回数	日平均排水量	立入回数
50 m ³ /日未満 (有害物質取扱事業場)	年 2 回～4 回	1,000 m ³ /日～ 10,000 m ³ /日未満	年 4 回以上
50 m ³ /日～ 1,000 m ³ /日未満	年 2 回以上	10,000 m ³ /日以上	年 6 回以上

資 6 - 3 0 業種別立入件数

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号および施設	昼間立入 件 数	夜間立入 件 数	計	事業場数
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	5	1	6	1
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	11	2	13	2
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1	0	1	1
27 無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0	2	1
37 石油化学工業の用に供する施設	12	2	14	2
46 有機化学工業製品製造業の用に供する施設	8	1	9	2
48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	2	0	2	1
51 石油精製業の用に供する施設	6	1	7	1
51-2 工業用ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	2	0	2	1
61 鉄鋼業の用に供する施設	6	1	7	1
62 非鉄金属製造業の用に供する施設	6	1	7	1
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	23	3	26	7
66 電気めっき施設	1	0	1	1
66-3 旅館業の用に供する施設	4	0	4	2
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設	4	0	4	2
67 洗濯業の用に供する洗浄施設	7	0	7	4
68-2 病院（病床 300 床以上）に設置される施設	4	0	4	2
70-2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	1	0	1	1
71 自動式車両洗浄施設	2	0	2	1
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に 供する施設	17	0	17	15
72 し尿処理施設	30	0	30	16
73 下水道終末処理施設	20	0	20	5
74 特定事業場から排出される水の処理施設	5	0	5	3
指定地域特定施設	43	0	43	22
合 計	222	12	234	95

資 6－3 1 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場等の数

特定事業場（水質汚濁防止法）

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	第5条第1項特定事業場				第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	計
	日平均 排水量 50m³以上	うち有害 物質使用 特定事業場	日平均 排水量 50m³未満	うち有害 物質使用 特定事業場		
1-2 畜産農業			22			22
2 畜産食料品製造業			9			9
3 水産食料品製造業			14			14
4 保存食料品製造業			27			27
5 みそ、しょう油等の製造業			4			4
8 パン・菓子の製造業、又は製あん業			3			3
9 米菓製造業、こうじ製造業			1			1
10 飲料製造業			9			9
11 動物系飼料、有機質肥料の製造業			4			4
16 麺類製造業			10			10
17 豆腐又は煮豆の製造業			58			58
19 紡績業、繊維製品の製造業			2			2
22 木材薬品処理業			1			1
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業			11	10		11
24 化学肥料製造業			1			1
27 その他の無機化学工業製品製造業			1			1
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業			1			1
33 合成樹脂製造業			3			3
34 合成ゴム製造業			1			1
37 その他の石油化学工業			2			2
46 その他の有機化学工業製品製造業			2	1		2
52 皮革製造業			1			1
53 ガラス又はガラス製品の製造業			2			2
54 セメント製品製造業			26			26
55 生コンクリート製造業			27			27
59 砕石業			4			4
60 砂利採取業			10			10
61 鉄鋼業			1			1
63 金属製品製造業又は機械器具製造業			2	2		2
63-2 空きびん卸売業			1			1
64-2 水道・工業用水道・自家用工業用水道 施設			5			5
65 酸又はアルカリによる表面処理施設			12	10	2	14
66 電気めっき施設			4	4		4
66-3 旅館業			216			216

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	第5条第1項特定事業場				第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場	計
	日平均 排水量 50m ³ 以上	うち有害 物質使用 特定事業場	日平均 排水量 50m ³ 未満	うち有害 物質使用 特定事業場		
66-4 共同調理場			2			2
66-5 弁当仕出屋又は弁当製造業			14			14
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設			18			18
67 洗濯業の用に供する洗浄施設			99	19		99
68 写真現像業			29		1	30
68-2 病院			5	4		5
69 と畜業、死亡獣畜取扱業			1			1
69-3 地方卸売市場			1			1
70-2 自動車分解整備事業			10			10
71 自動式車両洗浄施設			284			284
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門 教育の用に供する施設			27	26		27
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設			3			3
71-5 T C E、P C E又はジクロロメタンによる 洗浄施設			2	2		2
72 し尿処理施設	5		9			14
73 下水道終末処理施設	5		5			10
74 特定事業場から排出される水の処理施設			5	5		5
指定地域特定施設（し尿浄化槽201～500人槽）	41		177			218
計	51	0	1188	83	3	1242

有害物質貯蔵指定事業場

	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場	日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場	有害物質 貯蔵指定 施設のみ	計
有害物質貯蔵指定事業場	11	6	2	19

特定事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法）

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名		日平均 排水量 50m ³ 以上	うち有害 物質使用 特定事業場	日平均 排水量 50m ³ 未満	うち有害 物質使用 特定事業場	計
2	畜産食料品製造業	1				1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	3	2			3
37	その他の石油化学工業	3	3			3
46	その他の有機化学工業製品製造業	1	1			1
47	医薬品製造業	1	1			1
48	火薬製造業	1	1			1
51	石油精製業	1	1			1
51-2	工業用ゴム製品製造業	1	1			1
61	鉄鋼業	1	1			1
62	非鉄金属製造業	1	1			1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	3			3
66-3	旅館業	4		1		5
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設	4				4
68-2	病院	4				4
71	自動式車両洗淨施設	1				1
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に 供する施設	2	2	1	1	3
71-4	産業廃棄物処理施設	1	1			1
72	し尿処理施設	14		4		18
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	2			2
計		49	20	6	1	55

資 6 - 3 2 ダイオキシン類対策特別措置法に係る水質基準対象施設及び水質排出基準

令別表 第 2 の 号番号	施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉(火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

資 6 - 3 3 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

号	特 定 施 設 の 種 類		特定施設数	特定事業場
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		1	1
15	廃棄物焼却炉から発生する ガスを処理する施設のうち	イー廃ガス洗浄施設	7	3
		ロー湿式集じん施設	9	2
	灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）		2	2
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		3	2
	合 計		22	—

注）特定事業場には重複がある。

資 6 - 3 4 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）

（単位：pg-TEQ/L）

特 定 施 設 の 種 類	報告特定事業場数	測定結果
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	2	0.0046~0.026
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0.00051~0.26
合 計	4	—

資 6－3 5 水質汚濁に係る環境基準(地下水)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

資 6－3 6 要監視項目及び指針値(地下水)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L 以下
クロロニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資 6－3 7 地下水質測定結果（概況調査）

項目	地点	八幡E	木佐上C	下宗方B	志生木E	野津原B	野田B	原川A	下郡中央A	下判田B	永興B	基準 超過 井戸
	測定回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
pH		7.0	7.3	7.2	6.6	6.6	6.6	6.8	7.3	7.4	6.9	—
カドミウム (mg/L)		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003 (n=3)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0
全シアン (mg/L)		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0
鉛 (mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005 (n=3)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0
六価クロム (mg/L)		< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0
砒素 (mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001 (n=3)	0.001	< 0.001	< 0.001	0
総水銀 (mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0
PCB (mg/L)		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0
ジクロロメタン (mg/L)		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0
四塩化炭素 (mg/L)		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0
クロロエチレン (mg/L)		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0
トリクロロエチレン (mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0
テトラクロロエチレン (mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0
チウム (mg/L)		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0
シマジン (mg/L)		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0
チオベンカルブ (mg/L)		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0
ベンゼン (mg/L)		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0
セレン (mg/L)		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002 (n=3)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.8	0.5	0.4	0.9	3.0	1.4	0.3	1.8	0.2	1.4	0
ふっ素 (mg/L)		< 0.08	< 0.08	0.09	< 0.08	< 0.08	< 0.08	0.24	0.12	< 0.08	< 0.08	0
ほう素 (mg/L)		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1 (n=3)	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0
1,4-ジオキシン (mg/L)		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0
ダイオキシン類 pg-TEQ/L)		0.014	0.019	0.030	0.012	0.012	0.013	0.068	0.024	0.013	0.012	0

資 6－3 8 地下水質測定結果（継続監視調査）

項目	地点	測定 回数	pH	クロロエチレン (mg/L)	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	トリクロロエチレン (mg/L)	テトラクロロエチレン (mg/L)	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	ダイオキシン類 (mg/L)
	地点	測定 回数	pH	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
継続 監視 調査	1 鶴崎D	2	7.4	—	—	—	—	—	6.7	—	—
	2 松岡P	2	6.7	0.0073	< 0.01	0.022	< 0.001	—	—	0.10	—
	3 松岡Q	2	6.6	0.0076	< 0.01	0.009	0.004	—	—	0.09	—
	4 松岡R	2	6.7	0.0054	< 0.01	0.009	< 0.001	—	—	0.11	—
	5 松岡S	2	6.7	0.0018	< 0.01	0.007	0.004	—	—	0.10	—
	6 松岡T	2	6.6	0.0006	< 0.01	0.014	0.006	—	—	0.11	—
	7 松岡U	2	6.6	< 0.0002	< 0.01	0.014	0.005	—	—	0.10	—
	8 丸亀G	2	6.9	—	—	—	—	—	34	—	—
	9 佐賀関D	2	7.4	< 0.0002	< 0.01	0.044	0.007	0.031	—	—	—
	10 廻栖野A	2	7.2	—	—	—	—	—	—	—	0.95
	11 廻栖野B	1	7.0	—	—	—	—	—	—	—	0.064
環境基準値			—	0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下
基準超過井戸数			—	3	0	1	0	1	1	0	0

※クロロエチレン測定回数＝1。

資 6－3 9 地下水質要監視項目測定結果

	地点	八幡E	木佐上C	下宗方B	志生木E	野津原B	野田B	原川A	下郡中央A	下判田B	永興B	指針値 超過 井戸
	測定回数 項目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
要 監 視 項 目	クロロホルム (mg/L)	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0
	イソキサチオン (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	0
	ダイアzin (mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0
	フェニトロチオン (mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0
	イソプロチオラン (mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0
	オキシ銅 (mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0
	クロロクロニル (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0
	プロピザミド (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	0
	EPN (mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0
	ジクロロホス (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	0
	フェノプロカルブ (mg/L)	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0
	イプロホホス (mg/L)	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	0
	クロルニトロフェン (mg/L)	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
	トルエン (mg/L)	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	0
	キシレン (mg/L)	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0
	フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0
	ニッケル (mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005 (n=3)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—
	モリブデン (mg/L)	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007 (n=3)	< 0.007	< 0.007	< 0.007	0
	アンチモン (mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002 (n=3)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0
	エヒクロロヒドリン (mg/L)	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	0
	全マンガン (mg/L)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.026 (n=3)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0
	ウラン (mg/L)	< 0.0002	0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.0023 (n=3)	0.0002	< 0.0002	0.0003	1

資 6－4 0 土壌汚染対策法施行状況

項 目		件 数
法第3条関係	有害物質使用特定施設廃止に伴う土壌汚染状況調査結果の報告	0
	ただし書の確認申請（調査猶予）	1
法第4条関係	一定規模以上の土地の形質変更届出	37
	特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の調査命令	0
法第5条関係	特定有害物質による汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地の調査命令	0
法第6条関係	要措置区域の指定	0
	要措置区域の指定の解除	0
法第11条関係	形質変更時要届出区域の指定	2
	形質変更時要届出区域の指定の解除	1
法第14条関係	要措置区域等の指定の申請	2
法第22条関係	汚染土壌処理業の許可申請	0
法第23条関係	汚染土壌処理業の変更許可申請	0

資 6－4 1 公共下水道普及状況

(1) 年度別

年度	処理面積 (h a)							処理人口 (人)							人口普及率 %
	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計	
S 60	346.8	50.7	716.2	383.7	—	—	1,497.4	23,609	5,080	53,597	24,222	—	—	106,508	27.6
61	361.4	50.7	716.2	421.8	—	—	1,550.1	24,596	5,049	54,589	26,028	—	—	110,262	28.2
62	377.2	50.7	721.7	438.2	—	—	1,587.8	26,502	5,060	55,763	26,981	—	—	114,306	29.0
63	393.8	50.7	729.3	456.1	—	—	1,629.9	28,270	5,018	57,399	28,306	—	—	118,993	29.9
H元	430.6	50.7	783.7	479.4	—	—	1,744.4	30,824	4,749	58,067	31,201	—	—	124,841	31.0
2	487.0	50.7	799.1	527.8	38.7	—	1,903.3	33,999	4,324	59,543	34,393	2,115	—	134,374	33.1
3	539.7	50.7	807.7	569.9	59.2	—	2,027.2	36,946	4,160	60,903	38,171	2,967	—	143,147	34.9
4	598.5	50.7	822.3	600.3	79.1	41.6	2,192.5	40,046	4,033	60,942	39,629	3,786	1,476	149,912	36.2
5	648.7	50.7	843.2	636.8	104.1	45.2	2,328.7	44,016	3,901	61,114	42,721	4,645	1,907	158,304	37.9
6	723.2	57.0	900.4	704.2	165.4	186.4	2,736.6	46,494	3,835	61,196	44,357	6,225	2,620	164,727	39.2
7	798.5	57.0	997.2	762.5	212.0	210.9	3,038.1	50,155	3,847	60,954	46,718	7,917	3,853	173,444	40.9
8	858.1	57.0	1,045.3	786.6	261.7	223.3	3,232.0	53,549	3,868	61,056	48,166	9,585	4,795	181,019	42.4
9	910.3	57.0	1,051.1	815.1	297.2	233.6	3,364.3	56,740	3,811	61,012	49,791	10,742	5,526	187,622	43.7
10	947.0	57.0	1,060.5	836.4	329.2	237.5	3,467.6	59,266	3,840	60,382	51,343	12,400	6,161	193,392	44.8
11	971.0	—	1,143.4	864.4	347.7	243.3	3,569.8	61,495	—	64,626	52,727	12,991	7,002	198,841	45.8
12	1,026.1	—	1,162.5	908.1	366.9	309.2	3,772.8	64,070	—	64,503	54,719	14,176	7,770	205,238	47.1
13	1,059.4	—	1,181.1	945.8	379.3	340.5	3,906.1	65,922	—	66,425	56,789	14,827	8,533	212,496	48.5
14	1,089.1	—	1,241.9	993.8	434.7	346.8	4,106.3	68,117	—	66,784	61,527	15,806	9,600	221,834	50.5
15	1,115.4	—	1,253.2	1,016.8	460.2	356.5	4,202.2	69,293	—	66,983	62,442	16,755	10,584	226,057	51.3
16	1,152.7	—	1,261.8	1,067.7	492.8	396.0	4,370.9	70,653	—	66,692	65,750	17,674	11,262	232,031	50.3
17	1,183.0	—	1,272.1	1,112.2	506.0	397.5	4,470.8	71,752	—	66,350	68,562	18,559	11,825	237,048	51.3
18	1,208.1	—	1,293.0	1,146.2	601.5	403.9	4,652.7	72,969	—	66,208	71,108	19,779	12,621	242,685	52.3
19	1,241.1	—	1,332.5	1,159.4	613.2	405.7	4,751.9	75,049	—	66,928	72,214	20,956	13,826	248,973	53.3
20	1,262.3	—	1,354.8	1,205.5	653.8	463.0	4,939.4	75,954	—	67,891	75,860	23,046	19,278	262,029	55.9
21	1,298.9	—	1,361.0	1,248.2	665.2	474.4	5,047.6	78,000	—	67,846	79,703	23,712	20,184	269,445	57.3
22	1,314.3	—	1,373.0	1,260.0	671.7	484.3	5,103.2	78,583	—	67,939	80,905	24,500	20,398	272,325	57.7
23	1,353.2	—	1,375.0	1,285.4	676.6	488.4	5,178.6	80,664	—	67,598	83,077	24,974	20,914	277,227	58.6
24	1,374.9	—	1,391.2	1,306.5	683.7	503.2	5,259.5	81,766	—	67,827	85,539	25,451	21,336	281,919	59.1
26	1,430.5	—	1,399.4	1,356.1	706.4	511.5	5,403.8	85,086	—	67,230	89,401	26,646	22,204	290,567	60.8
27	1,461.8	—	1,402.9	1,401.6	717.7	512.6	5,496.6	86,715	—	66,794	92,666	27,156	22,497	295,828	61.9
28	1,489.7	—	1,404.7	1,423.9	728.5	513.6	5,560.4	87,798	—	66,295	94,886	27,672	22,726	299,377	62.6

(行政人口：平成24年度から住民基本台帳人口(外国人含む)) (単位：人、%)

(2) 整備状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

処理区分	処理場		処理面積	処理人口
	※能力 (m ³ /日)	※流入量 (m ³ /日)	(ha)	(人)
東 部	46,964	47,440	1,489.7	87,798
植 田	45,120	30,950	1,404.7	66,295
中 央	57,468	48,179	1,423.9	94,886
大 在	15,258	13,488	728.5	27,672
南 部	13,938	7,420	513.6	22,726
計	178,748	147,477	5,560.4	299,377

※能力とは設計 HRT（水理学的滞留時間）による公称処理能力のこと

※流入量とは晴天時の最大流入量のこと

資 6－4 2 浄化槽の設置補助対象地域、補助金額等

(1) 補助対象となる浄化槽	
し尿と雑排水を併せて処理する 10 人槽以下の浄化槽であって、浄化槽法の構造基準に適合し、かつ BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD が 20mg/ℓ以下の機能を有するとともに、国庫補助指針に適合し、登録されたもの	
(2) 補助対象となる地域	
① 公共下水道の事業計画区域及び農業集落排水事業の計画区域を除く市内全域	
② 公共下水道の事業計画区域については、7 年以上公共下水道整備が見込まれない地域（別途指定）	
(3) 補助対象者	
既存住宅の既設みなし浄化槽（単独処理浄化槽）又は既設汲み取り便槽から浄化槽（合併処理浄化槽）に設置替えを行う者（新築住宅に伴う浄化槽設置は補助対象外）	
(4) 補助金額	
5 人 槽	489,000 円
6 ～ 7 人 槽	546,000 円
8 ～ 10 人 槽	654,000 円
(5) 補助基数実績	
昭和 63 年度～平成 23 年度	8,086 基
平成 24 年度	290 基
平成 25 年度	254 基
平成 26 年度	314 基
平成 27 年度	249 基
平成 28 年度	191 基
補助基数合計	9,384 基

資 6－4 3 汚水処理人口普及率

(単位：人、％)

年度	行政区域内 人 口	公共下水道 処理人口	農業集落排水 施設処理人口	合 併 処 理 浄化槽処理人口	計	汚水処理人口 普及率
平成 14 年度	439,378	221,834	1,501	66,691	290,026	66.0
平成 15 年度	440,855	226,057	1,485	70,661	298,203	67.6
平成 16 年度	460,849	232,031	1,661	68,643	302,335	65.6
平成 17 年度	462,268	237,048	1,729	73,361	312,138	67.5
平成 18 年度	464,018	242,685	1,636	75,697	320,018	69.0
平成 19 年度	466,886	248,973	1,693	77,390	328,056	70.3
平成 20 年度	468,700	262,029	1,708	69,353	333,090	71.1
平成 21 年度	470,293	269,445	1,740	70,237	341,422	72.6
平成 22 年度	471,752	272,325	1,884	72,439	346,648	73.5
平成 23 年度	472,942	277,227	2,052	75,184	354,463	74.9
平成 24 年度	476,723	281,919	1,942	78,510	362,371	76.0
平成 25 年度	477,640	286,096	1,932	80,354	368,382	77.1
平成 26 年度	477,853	290,567	1,899	82,562	375,028	78.5
平成 27 年度	478,241	295,828	1,869	82,921	380,618	79.6
平成 28 年度	478,491	299,377	1,847	86,082	387,306	80.9

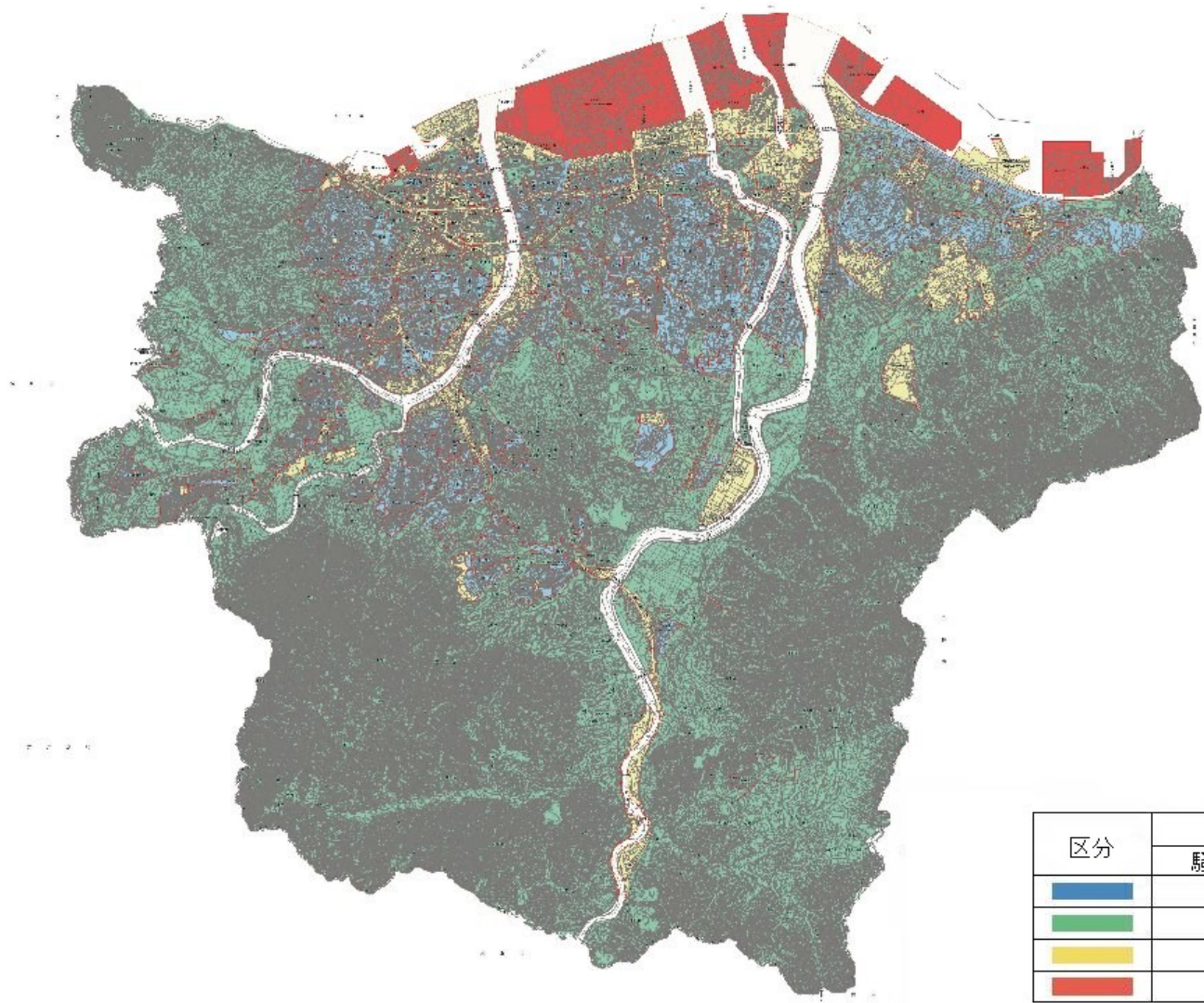
※行政人口：平成 24 年度から住民基本台帳人口（外国人む）

資 7－1－1 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図

＜環境基準の類型＞

《騒音に係る環境基準（環境基本法）》

《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》

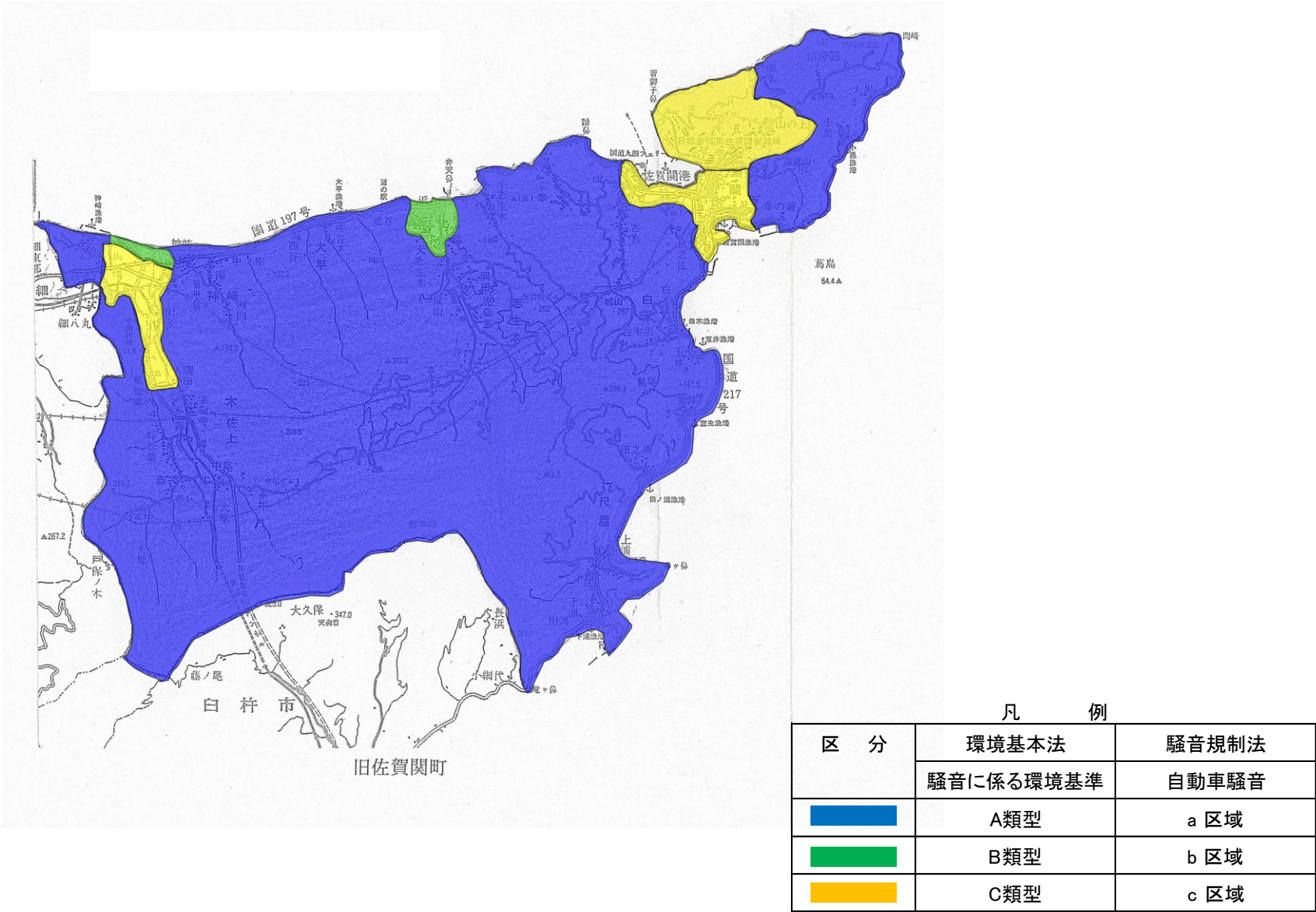


凡 例

区分	環境基本法	騒音規制法
	騒音に係る環境基準	自動車騒音
	A類型	a 区域
	B類型	b 区域
	C類型	c 区域
	除外区域	除外区域

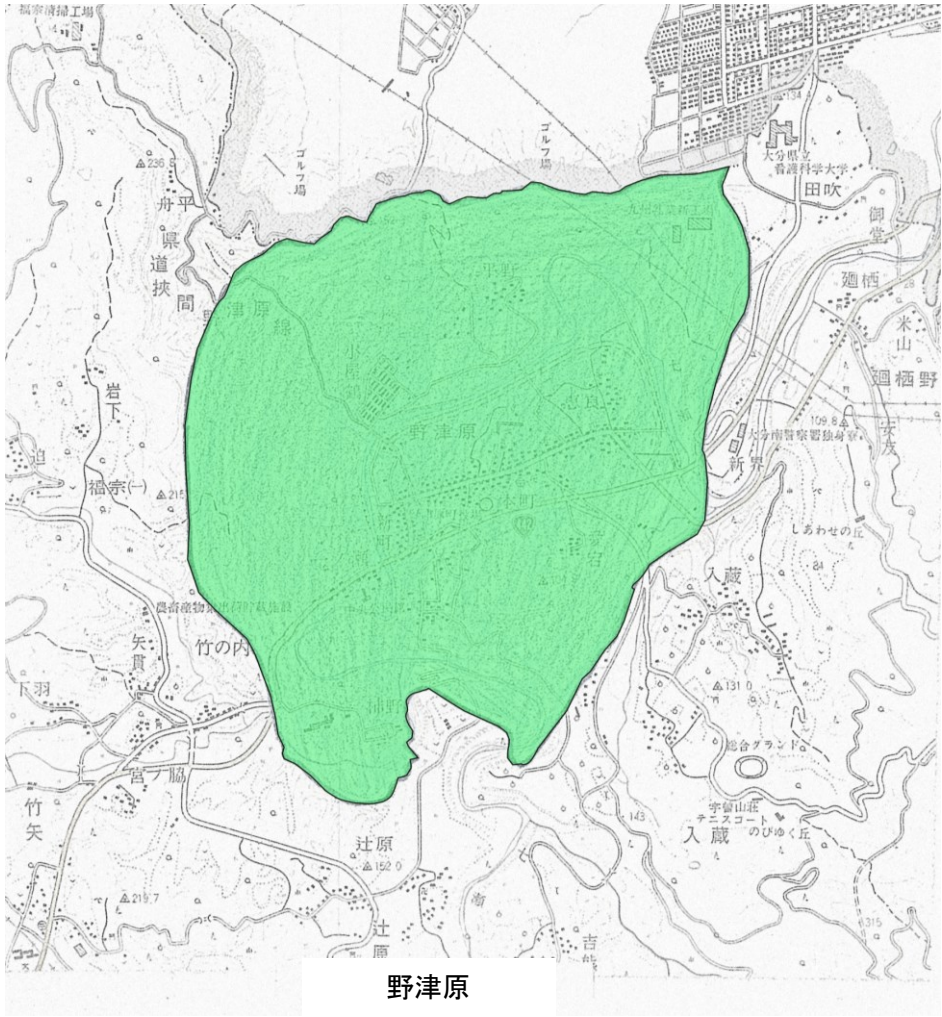
資 7－1－2 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（佐賀関地区）

《騒音に係る環境基準（環境基本法）》
《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》



資 7－1－3 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（野津原地区）

《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》

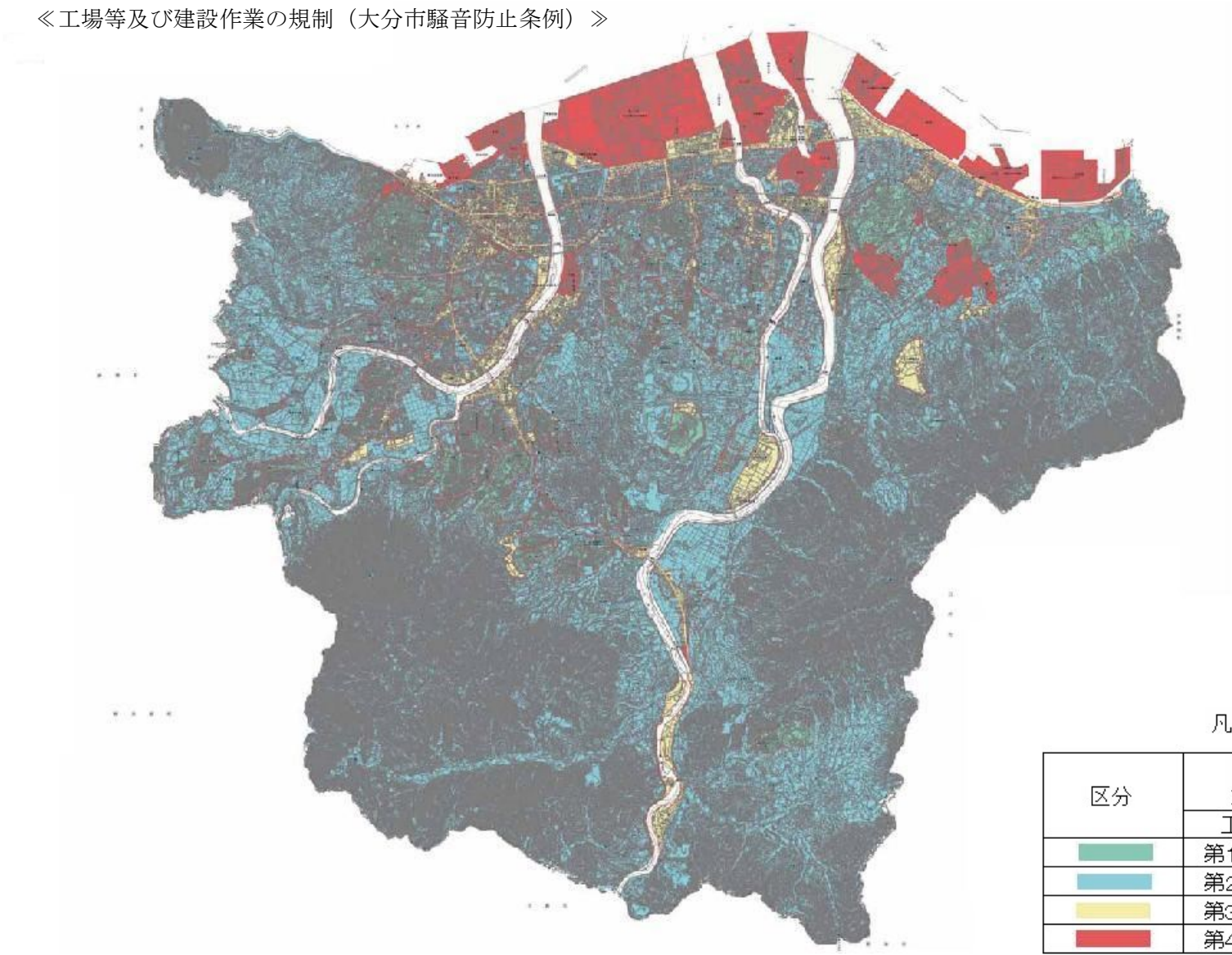


凡 例

区 分	騒音規制法
	自動車騒音
	b 区域

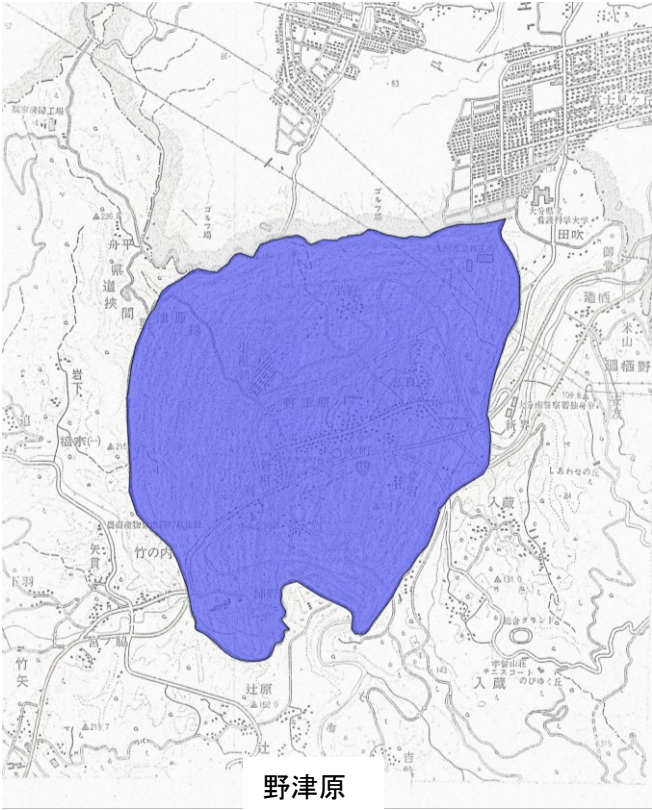
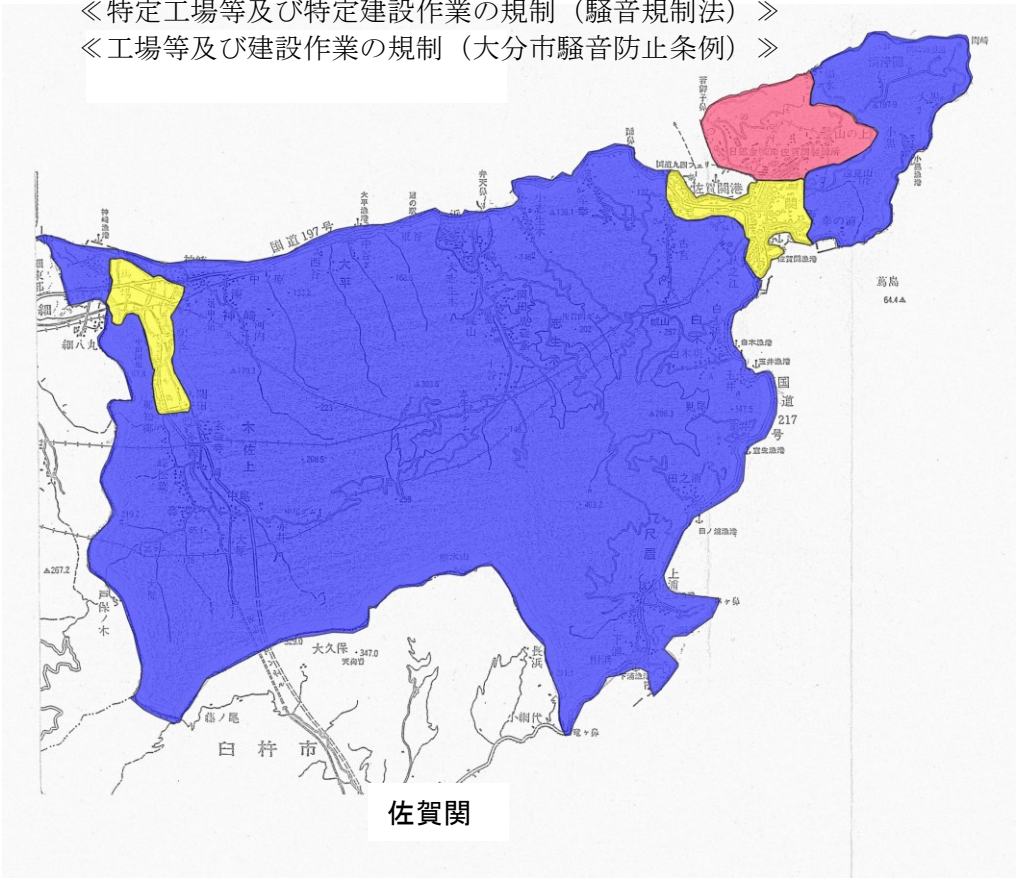
資 7－2－1 騒音に係る規制基準の指定地域図

《特定工場等及び特定建設作業の規制（騒音規制法）》
《工場等及び建設作業の規制（大分市騒音防止条例）》



資 7－2－2 騒音に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区、野津原地区）

《特定工場等及び特定建設作業の規制（騒音規制法）》
《工場等及び建設作業の規制（大分市騒音防止条例）》

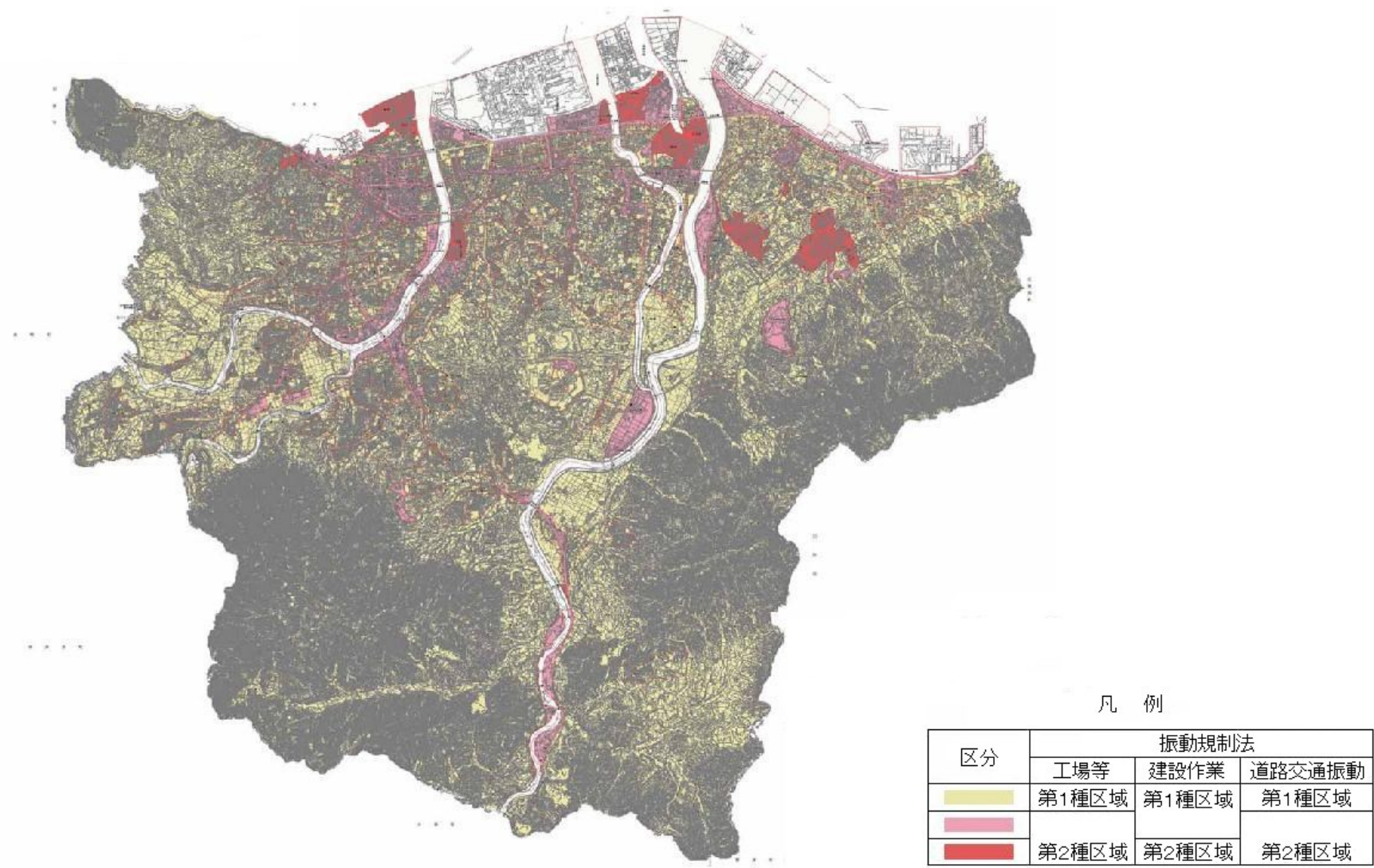


凡 例

区 分	騒音規制法及び 大分市騒音防止条例	
	工場等	建設作業
	第1種区域	第1号区域
	第2種区域	
	第3種区域	
	第4種区域	第2号区域

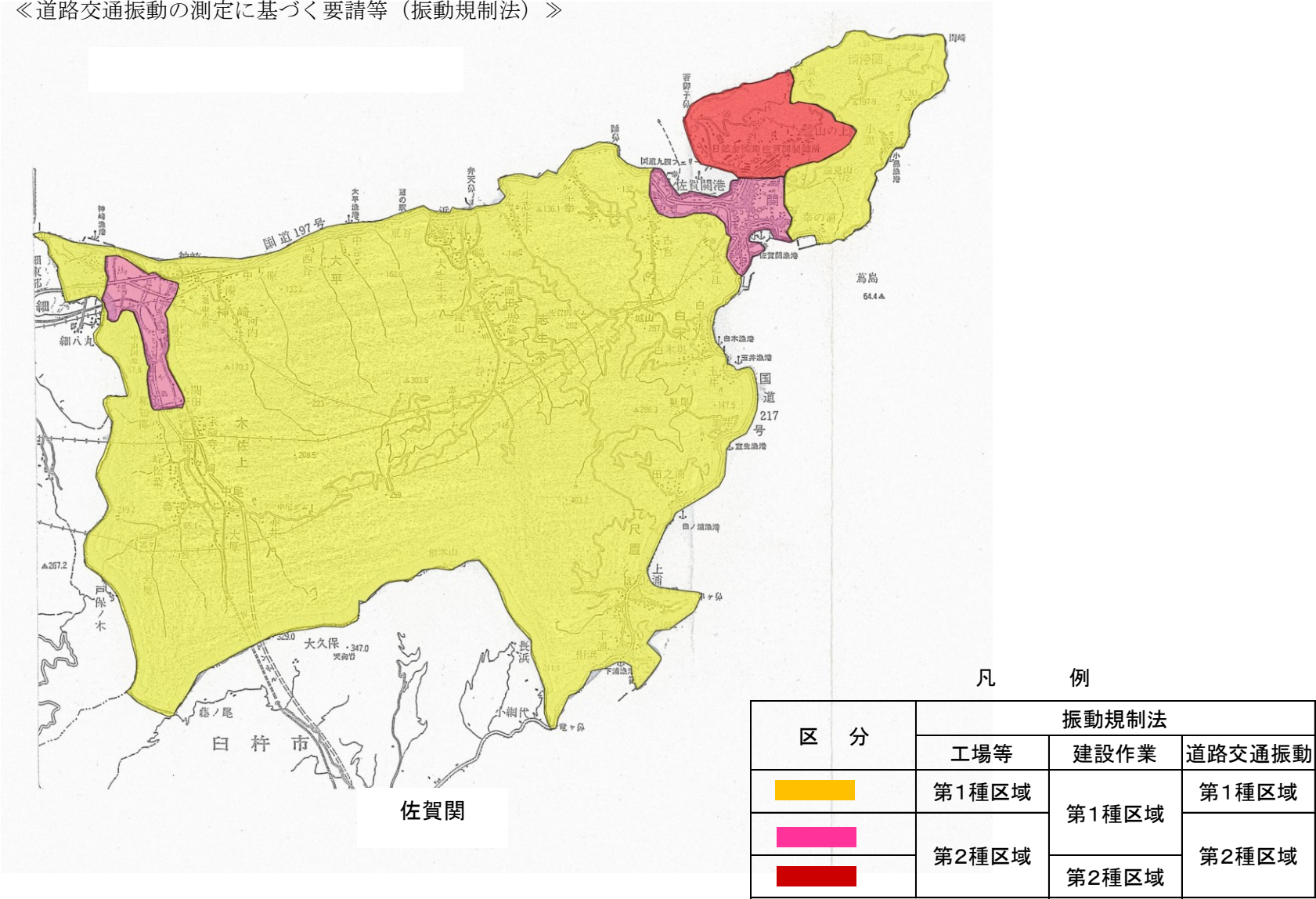
資 7－3－1 振動に係る規制基準の指定地域図

《特定工場等及び特定建設作業の規制（振動規制法）》
《道路交通振動の測定に基づく要請等（振動規制法）》



資 7－3－2 振動に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区）

《特定工場等及び特定建設作業の規制（振動規制法）》
《道路交通振動の測定に基づく要請等（振動規制法）》



騒音に係る環境基準について

資 7-4 騒音に係る環境基準について（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 午前 6 時から午後 1 0 時まで	夜 間 午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで
AA	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下
A 及び B	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下
C	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 1 0 時までの間とし、夜間を午後 1 0 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 7-5 騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 午前 6 時から 午後 1 0 時まで	夜 間 午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

- 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 7-6 騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
7 0 デシベル以下 午前 6 時から午後 1 0 時まで	6 5 デシベル以下 午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 4 5 デシベル以下、夜間にあっては 4 0 デシベル以下）によることができる。	

騒音・振動に係る規制基準

資 7－7 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		55デシベル以下

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

資 7－8 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

第1種区域 騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域

第2種区域 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

資 7－9 特定建設作業に関する規制基準

規 制 内 容	区域の区分	騒 音 規 制 法 大分市騒音防止条例	振 動 規 制 法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1 号	8 5 デシベル以下	7 5 デシベル以下
	2 号		
作業時間	1 号	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	
	2 号	午後 1 0 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
作業時間	1 号	1 日あたり 1 0 時間を超えないこと	
	2 号	1 日あたり 1 4 時間を超えないこと	
作業の期間	1 号	連続して 6 日を越えないこと	
	2 号		
作 業 日	1 号	日曜日その他の休日でないこと	
	2 号		

第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域（振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの）

資 7－10 自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	1 a区域 専ら住居の用に供される区域 2 b区域 主として住居の用に供される区域 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル	
1 幹線交通を担う道路 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。 2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。			

資 7 - 1 1 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資 7 - 1 2 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯 区域	昼 間	夜 間
第 1 種区域	午前 7 時から午後 7 時まで 7 0 デシベル以下	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで 5 5 デシベル以下
第 2 種区域		
第 3 種区域		
第 4 種区域	午前 6 時から午後 9 時まで 7 5 デシベル以下	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで 6 0 デシベル以下

資 7 - 1 3 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区 域	音 量
第 1 種区域	4 0 デシベル
第 2 種区域	4 5 デシベル
第 3 種区域	5 0 デシベル
第 4 種区域	5 5 デシベル

飲食店営業等を営む者は、午後 1 1 時から翌日の午前 6 時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

対象となる営業

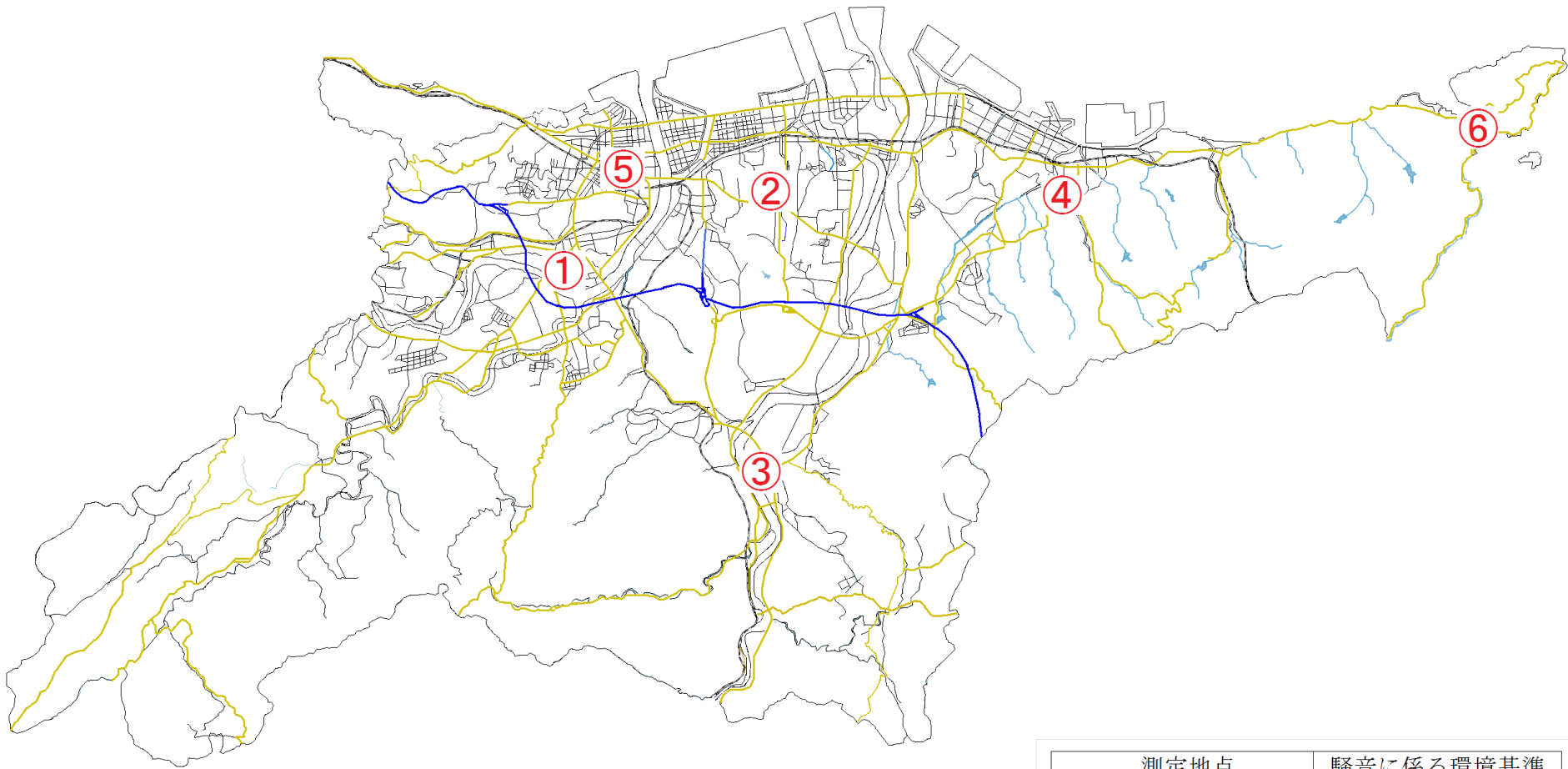
- 1 食品衛生法施行令第 3 5 条第 1 号に規定する飲食店営業
- 2 食品衛生法施行令第 3 5 条第 2 号に規定する喫茶店営業
- 3 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業(前 2 号の規定に該当するものを除く。)

資 7－1 4 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

- 1 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- 3 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 4 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 5 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- 6 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 7 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

区 域	音量
第1種区域	55デシベル
第2種区域	65デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	75デシベル

資 7－1 5 環境騒音調査地点図（一般地域）



測定地点	騒音に係る環境基準
①南大分公民館	A 類型
②明治明野公民館	
③大南市民センター	B 類型
④坂ノ市公民館	
⑤大分中央公民館	C 類型
⑥旧佐賀関支所跡地	

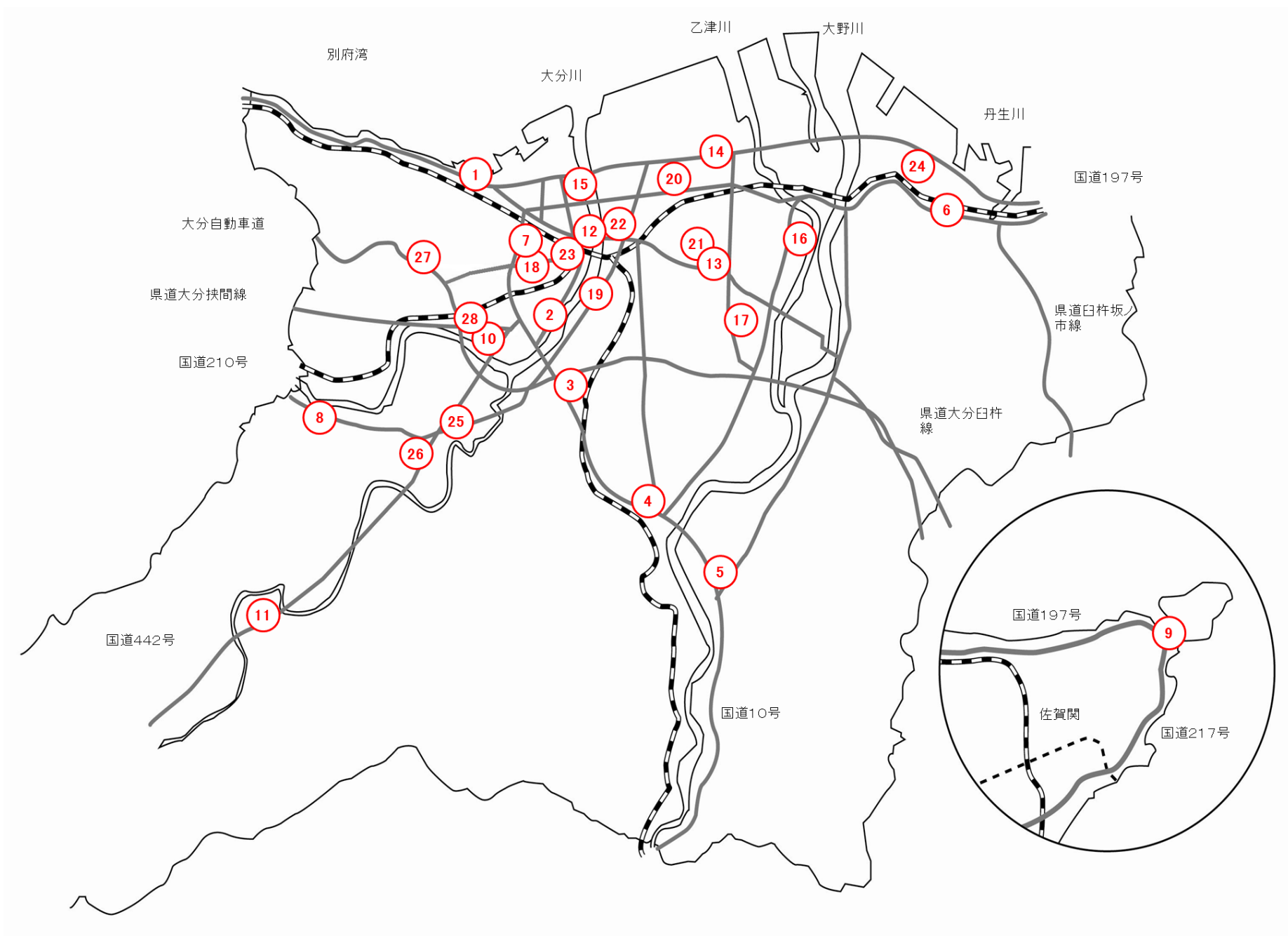
資 7 - 1 6 環境騒音調査結果（一般地域）

NO.	調査地点	類型	用途地域	昼間	夜間	基準値	
						昼	夜
1	南大分公民館	A	第 1 種中高層住居専用地域	51	42	55	45
2	明治明野公民館	A	第 1 種中高層住居専用地域	48	39		
3	大南支所	B	第 1 種住居地域	48	41		
4	坂ノ市公民館	B	第 1 種住居地域	53	42		
5	大分中央公民館	C	商業地域	52	48	60	50
6	旧佐賀関支所跡地	C	—	50	41		

資 7 - 1 7 環境基準達成状況（一般地域）

調査地点			達成地点		時間区分毎の達成地点			
					昼間		夜間	
類型	用途地域	地点数	地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)
A	第 1 種中高層住居専用地域	2	2	100	2	100	2	100
B	第 1 種住居地域	2	2	100	2	100	2	100
C	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	指定なし	1	1	100	1	100	1	100
合 計		6	6	100	6	100	6	100

資 7－1 8 自動車騒音・道路交通振動調査地点図



資 7 - 1 9 自動車騒音・道路交通振動調査結果

No.	道路名	測定地点	車線数	測定年月日	騒音環境基準 類型	要請限度 区域（騒音）	騒音測定結果(Leq)		要請限度 区域（振動）	振動測定結果(L10)	
							昼	夜		昼	夜
1	国道10号	浜 の 市	6	H28. 11. 24 ～ H28. 11. 25	C	c	△ 73	△ 68	2	49	46
2		古 国 府	2	H28. 11. 09 ～ H28. 11. 10	C	c	△ 72	△ 67	1	39	35
3		宮 崎	4	H29. 01. 12 ～ H29. 01. 13	C	c	66	62	2	44	41
4		中 判 田	2	H29. 01. 12 ～ H29. 01. 13	B	b	69	△ 66	1	42	38
5		中 戸 次	4	H29. 01. 11 ～ H29. 01. 12	C	c	△ 73	△ 67	2	44	39
6	国道197号	城 原	2	H28. 12. 05 ～ H28. 12. 06	B	b	67	61	1	29	26
7	国道210号	大 道 町	5	H28. 11. 07 ～ H28. 11. 08	C	c	68	64	2	41	39
8		横 瀬	2	H29. 01. 16 ～ H29. 01. 17	B	b	△ 72	△ 66	1	41	35
9	国道217号	佐 賀 関	2	H28. 12. 07 ～ H28. 12. 08	C	c	67	60	2	26	20
10	国道442号	奥 田	3	H28. 12. 19 ～ H28. 12. 20	C	c	69	64	2	44	41
11		野 津 原	2	H29. 01. 25 ～ H29. 01. 26	-	b	69	61	-	41	33
12	県道大分臼杵線	錦 町	5	H28. 11. 01 ～ H28. 11. 02	C	c	△ 74	△ 70	2	44	40
13		明 野 北	4	H28. 10. 20 ～ H28. 10. 21	C	c	70	65	2	23	22
14	県道大在大分港線	向 原 西	6	H28. 12. 01 ～ H28. 12. 02	C	c	67	63	2	46	40
15		中 島 東	6	H28. 12. 06 ～ H28. 12. 07	C	c	68	64	2	44	41
16	県道鶴崎大南線	森	2	H29. 01. 23 ～ H29. 01. 24	B	b	69	62	1	38	34
17	県道松岡日岡線	明 野 東	2	H29. 01. 23 ～ H29. 01. 24	B	b	68	61	1	37	32
18	県道庄の原佐野線	東 大 道	4	H28. 10. 18 ～ H28. 10. 19	B	b	58	51	1	33	27
19	市道下郡宮崎大通り線	片 島	4	H28. 11. 09 ～ H28. 11. 10	C	c	△ 71	△ 67	2	43	39
20	市道萩原・明野線	萩 原	4	H28. 12. 01 ～ H28. 12. 02	B	b	66	57	1	40	34
21	市道萩原東明野線	明 野 北	4	H28. 10. 19 ～ H28. 10. 20	A	a	67	58	1	33	28
22	市道東津留1号線	古 ケ 鶴	4	H28. 11. 01 ～ H28. 11. 02	B	b	65	59	1	37	32
23	市道金池・上野丘線	金 池 南	5	H28. 11. 07 ～ H28. 11. 08	C	c	64	56	2	43	37
24	市道大在駅通り線	政 所	4	H28. 12. 05 ～ H28. 12. 06	C	c	57	52	2	34	30
25	国道442号	市	2	H29. 01. 17 ～ H29. 01. 18	C	c	64	56	2	35	29
26		木 上	2	H29. 01. 17 ～ H29. 01. 18	B	b	63	54	1	39	25
27	大分自動車道	金 谷 迫	4	H28. 11. 28 ～ H28. 11. 29	B	b	58	52	1	-	-
28		荏 隈	4	H28. 12. 19 ～ H28. 12. 20	B	b	55	49	1	-	-

△は環境基準値超過を示す。

資 7－2 0 環境基準達成状況（幹線交通を担う道路に面する地域）

区 分	評価戸数	達成状況		時間区分毎の達成状況			
		戸 数	%	昼	%	夜	%
				戸 数		戸 数	
全体	32,870	28,995	88.2	29,065	88.4	30,377	92.4
近接空間	13,518	11,539	85.4	11,590	85.7	12,039	89.1
非近接空間	19,352	17,456	90.2	17,475	90.3	18,338	94.8

近接空間 幹線交通を担う道路に近接する空間
（幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲）
（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
（2）2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m
非近接空間 50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所

資 7－2 1 環境基準達成状況経年変化（幹線交通を担う道路に面する地域）

	H24	H25	H26	H27	H28
達成戸数	29,044	28,560	29,186	29,384	28,995
達成率	91.3	89.8	88.8	89.4	88.2

資 7 - 2 2 各種届出状況（特定施設）

1. 騒音規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類	設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場 等 実 数	特定施設 総 数
		工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械								159	687
2. 空気圧縮機等		11	105	6	-30	2	10	407	5,606
3. 土石用破砕機等		2	3	3	-12	2	4	45	319
4. 織 機								6	834
5. 建設用資材製造機械				1	-1			39	61
6. 穀物用製粉機								1	1
7. 木材加工機械		1	1	1	-1			121	339
8. 抄紙機								2	11
9. 印刷機械								77	277
10. 合成樹脂用射出成形機								3	221
11. 鋳型造型機								1	43
合 計		14	109	11	-44	4	14		8,399
実 数		13		8		4		863	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	68	6	74

2. 振動規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類	設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場 等 実 数	特定施設 総 数
		工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械								123	575
2. 圧縮機		6	8	3	-5	1	1	192	779
3. 土石用破砕機等		2	3	3	-12	3	5	37	239
4. 織 機								5	716
5. コンクリートブロックマシン等								7	27
6. 木材加工機械		1	1					24	31
7. 印刷機械								32	120
8. ロール機								0	0
9. 合成樹脂用射出成形機								3	203
10. 鋳型造型機								4	42
合 計		9	12	6	-17	4	6		2,732
実 数		8		5		4		427	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	40	3	43

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類	設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場 等実数	特定施設 総数
		工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械								45	63
2. 圧縮機及び送風機		29	166	4	-7	17	87	988	5,410
3. 粉碎機								8	8
4. 木材加工機械								54	123
5. 合成樹脂成型加工機								0	0
6. 遠心分離機								0	5
7. 石材引割機								22	31
8. 紙加工機械								0	0
9. 走行クレーン								11	16
10. クーリングタワー				1	-1	1	-2	23	88
11. ブロックマシン								3	7
合 計		29	166	5	-8	18	85		5,751
実 数		29		5		17		1,154	

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	31	6	37

資 7－2 3 特定建設作業の届出件数の推移

年度 法令	H24	H25	H26	H27	H28
騒音規制法	417	450	387	369	430
振動規制法	285	321	272	240	322
大分市騒音防止条例	907	1,109	1,094	1,168	1,278

資 7－2 4 各種届出状況（特定建設作業）

1. 騒音規制法に基づく特定建設作業

年度 特定建設作業の種類	H24	H25	H26	H27	H28
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	19	36	25	20	22
2. びょう打機を使用する作業	0	0	0	1	1
3. さく岩機を使用する作業	385	396	353	336	399
4. 空気圧縮機を使用する作業	12	15	8	4	3
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	1	3	1	7	4
6. バックホウを使用する作業	0	0	0	1	0
7. トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	1
合計	417	450	387	369	430

2. 振動規制法に基づく特定建設作業

年度 特定建設作業の種類	H24	H25	H26	H27	H28
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	17	25	19	12	22
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0	0	1	0	0
4. ブレーカーを使用する作業	268	296	252	228	300
合計	285	321	272	240	322

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

年度 特定建設作業の種類	H24	H25	H26	H27	H28
1. くい打機、くい抜機を使用する作業	88	92	91	68	76
2. ショベル系掘削機を使用する作業	710	786	810	843	992
3. コンクリートカッターを使用する作業	83	166	154	212	157
4. 鉄球を使用する作業	0	0	0	0	0
5. ディーゼル発電機を使用する作業	26	65	39	45	53
合計	907	1,109	1,094	1,168	1,278

資 7－25 特定建設作業の騒音・振動防止対策

1. 騒音規制法に基づく特定建設作業

作業の種類 防止対策	くい打機、くい抜機 を使用する作業	びょう打機 を使用する作業	さく岩機 を使用する作業	空気圧縮機 を使用する作業	コンクリートプラント を使用する作業	ブルドーザー を使用する作業
高周波バイブロ使用	1	0	0	0	0	0
防音型によるもの	15	0	266	3	4	1
塀・シートによるもの	6	1	118	0	0	0
低速運転を行う	0	0	2	0	0	0
小型機種を採用	0	0	2	0	0	0
その他（作業時間の調整等）	0	0	11	0	0	0
合 計	22	1	399	3	4	1

2. 振動規制法に基づく特定建設作業

作業の種類 防止対策	くい打機、くい抜機 を使用する作業	ブレーカー を使用する作業
高周波バイブロ使用	1	0
防振型によるもの	15	204
塀・シートによるもの	6	87
低速運転を行う	0	1
小型機種を採用	0	0
その他（作業時間の調整等）	0	8
合 計	22	300

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

作業の種類 防止対策	くい打機、くい抜機 を使用する作業	ショベル系掘削機 を使用する作業	コンクリートカッター を使用する作業	ディーゼル発電機 を使用する作業
ウォータージェット併用	0	0	0	0
防音型によるもの	67	827	151	53
塀・シートによるもの	9	101	5	0
低速運転を行う	0	1	0	0
小型機種を採用	0	62	1	0
その他（作業時間の調整等）	0	1	0	0
合 計	76	992	157	53

資 8 - 1 月平均気温の変化

(1967 年～1971 年)5 年間の平均気温

年 月	1967	1968	1969	1970	1971	5 年間の平均
1 月	4.4	5.4	6.5	4	5	5.1
2 月	5.7	2.8	6.3	6.8	6	5.5
3 月	9.2	8.8	7.6	6.4	8.1	8.0
4 月	14.2	13.8	14	12.7	13.9	13.7
5 月	18.8	17.8	18.3	17.7	17.6	18.0
6 月	22.4	21.1	20.7	19.9	21.8	21.2
7 月	25.8	24.6	25.5	25.6	27.1	25.7
8 月	28.1	26.3	27.3	26.8	25.7	26.8
9 月	23.8	22.8	24.5	24.5	22.7	23.7
10 月	17.4	17.4	17.1	18.6	16.6	17.4
11 月	13.0	12.2	11.8	12.3	12.7	12.4
12 月	5.3	9.8	6.5	7.4	7.7	7.3
年平均	15.7	15.2	15.5	15.2	15.4	15.4
暖かさの指数						124.6

観測地点：大分市地方気象台（大分市長浜町）

(1992 年～1996 年)5 年間の平均気温

年 月	1992	1993	1994	1995	1996	5 年間の平均
1 月	7.3	7.3	6.0	6.4	5.9	6.6
2 月	6.8	7.6	6.8	6.4	5.4	6.6
3 月	10.1	8.6	8.1	9.7	9.1	9.1
4 月	15.0	14.0	15.3	13.6	11.9	14.0
5 月	18.2	17.6	19.6	17.9	18.6	18.4
6 月	20.7	22.0	21.9	21.1	22.8	21.7
7 月	25.7	24.4	28.7	26.6	26.2	26.3
8 月	26.5	25.0	28.1	28.6	27.2	27.1
9 月	23.8	21.8	24.2	23.1	23.3	23.2
10 月	18.0	16.8	18.8	18.8	18.1	18.1
11 月	12.7	13.7	14.5	11.8	13.9	13.3
12 月	9.4	8.1	9.5	7.0	7.8	8.4
年平均	16.2	15.6	16.8	15.9	15.9	16.1
暖かさの指数						132.8

(2002 年～2006 年)5 年間の平均気温

年 月	2002	2003	2004	2005	2006	5 年間の平均
1 月	7.6	5.7	5.8	6.1	6.4	6.3
2 月	7.9	7.7	8.6	6.0	7.4	7.5
3 月	12.2	9.4	10.0	9.4	9.3	10.1
4 月	15.7	15.7	15.8	15.7	14.2	15.4
5 月	19.3	19.0	20.3	19.6	19.2	19.5
6 月	23.0	22.2	23.4	24.4	22.9	23.2
7 月	27.2	25.4	28.5	27.1	26.9	27.0
8 月	27.8	26.9	27.6	27.6	28.3	27.6
9 月	24.6	25.3	24.4	25.5	23.3	24.6
10 月	18.4	17.7	18.9	20.1	20.3	19.1
11 月	11.1	15.7	14.6	13.8	14.6	14.0
12 月	9.0	9.0	10.5	5.8	9.4	8.7
年平均	17.0	16.6	17.4	16.8	16.9	16.9
暖かさの指数						143.0

(2012 年～2016 年)5 年間の平均気温

年 月	2012	2013	2014	2015	2016	5 年間の平均
1 月	5.8	5.3	6.7	7.2	6.8	6.4
2 月	5.4	7.1	6.5	7.1	7.4	6.7
3 月	10.1	11.4	10.6	10.0	11.0	10.6
4 月	15.2	13.9	14.0	15.6	16.5	15.0
5 月	19.2	19.5	19.5	20.1	20.2	19.7
6 月	21.9	22.6	22.0	21.6	22.8	22.2
7 月	26.8	28.3	26.5	25.5	27.3	26.9
8 月	27.7	29.3	26.4	27.2	29.0	27.9
9 月	24.3	24.2	23.2	22.9	25.0	23.9
10 月	18.9	19.9	19.1	18.2	21.1	19.4
11 月	12.6	13.2	14.1	15.8	14.1	14.0
12 月	7.2	7.7	7.3	10.4	10.2	8.6
年平均	16.3	16.9	16.3	16.8	17.6	16.8
暖かさの指数						141.1

（大分地方気象台ホームページ「過去の気象データ」を引用）

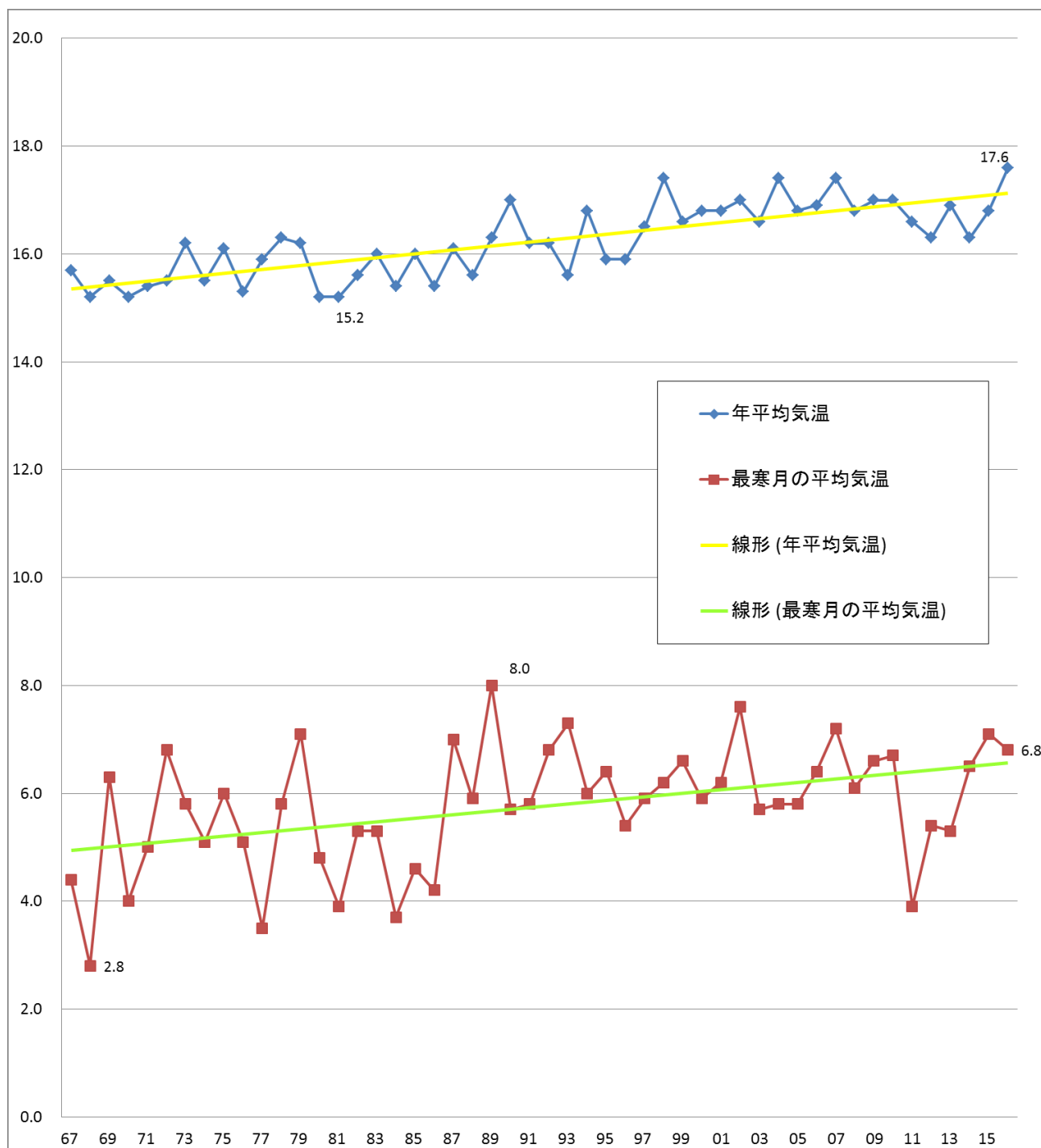
備考：「暖かさの指数」とは植物分布を表すために用いる指数で、1 年の月平均気温のうち、5℃以上の月について、その月の平均気温から 5℃を差し引いた温度の合計値です。

暖かさの指数の一定の範囲内に、特定の植生が成立することが知られており、中間温帯林や照葉樹林では 85～180、亜熱帯多雨林では 180～240、熱帯多雨林は 240 以上とされています。

上表においては、近年の気温変化を把握するため、1967 年～、1992 年～、2002 年～、2012 年～の各 5 年間に於ける月平均気温の平均値を用いて指数を算出しています。

資 8 - 2 大分市における過去 50 年間の温度変化

観測地点：大分市地方気象台（大分市長浜町）



(大分地方気象台ホームページ「過去の気象データ」を引用)

資 8－3 地球温暖化対策おおいた市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における地球温暖化対策に関する取組を市民及び事業者と協働して推進するため、地球温暖化対策おおいた市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 市民会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策に係る具体的な実践活動の推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に係る普及啓発に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る情報の把握及び交換に関すること。
- (4) その他地球温暖化対策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 45 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第 4 条 参画依頼又は任命の期間は、2 年以内で市長が定める期間を 1 期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1 期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民会議に委員長及び副委員長 2 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 第 2 条各号に掲げる事項について具体的な検討を行うため、市民会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者を部会員として組織する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第 8 条 委員（第 3 条第 2 項第 4 号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第 9 条 市民会議の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼し、又は任命する委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条ただし書を削る部分に限る。）は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

資 8 - 4 第 5 期地球温暖化対策おおいた市民会議委員

(任期 H27. 4. 1～H29. 3. 31)

区 分	氏 名	勤務先又は団体等
学識経験を有する者	大上 和敏	国立大学法人 大分大学
	坂井 美穂	日本文理大学
	安東 健一	(一社) 大分市連合医師会
	三股 正幸	大分県弁護士会
	加藤 洋一	大分県地球温暖化防止活動推進センター(NPO 法人 大分県地球温暖化対策協会)
	清原 文明	大分地方気象台
市 民 の 代 表 者	荒金 一義	大分市自治委員連絡協議会
	小野 ひさえ	大分市生活学校連絡協議会
	小野 鶴子	大分市地域婦人団体連合会
	分籐 貴弘	大分市 P T A 連合会
	細井 利男	NPO 法人 大分環境カウンセラー協会
	木下 輝代	NPO 法人 緑の工房ななぐらす
	大武 優子	NPO 法人 九州・自然エネルギー推進ネットワーク
	広瀬 健治	NPO 法人 アシスト・パル・オオイタ
	加藤 俊一	おおいた市民環境大学 O B 会
	荒江 進	公募
	小久井 嘉子	公募
	小野 健一	公募
	柳本 典枝	公募
事 業 者 の 代 表 者	上田 耕作	大分商工会議所
	桑野 恭子	エコアクション 2 1 地域事務局おおいた
	太田 耕作	大分県生活協同組合連合会
	前田 義憲	(株) トキハ
	内藤 一浩	九州電力(株) 大分支社
	豊島 雅史	大分ガス (株)
	木下 将嘉	大分コンビナート競争力強化検討部会 (JX 日鉱日石エネルギー)
	田村 理昭	大分市工業連合会
	益永 浩	(公社) 大分県トラック協会
	南 富士男	九州旅客鉄道株式会社 大分支社
	脇 紀昭	(社) 大分県バス協会
	赤嶺 義美	(一社) 大分県タクシー協会
	村谷 恭次	(一社) 大分県産業廃棄物協会
市 の 職 員	澁谷 有郎	大分市教育部長
	森本 亨	大分市農林水産部長
	長野 保幸	大分市都市計画部長
	奈須 寿郎	大分市環境部長

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

資 8－5 温室効果ガスの活動区分別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

活動区分		H22		H28		増減 % (H28/H22)
		活 動 量	排出量(t-CO ₂)	活 動 量	排出量(t-CO ₂)	
			割 合(%)		割 合(%)	
電 気 の 使 用	買電(kWh)	89,179,641	32,907 (22.9)	89,093,315	45,348	37.8
	売電(kWh)	17,326,970	6,721 (4.7)	28,313,350	10,983	63.4
	売買差(kWh)	71,852,671	26,186 (18.3)	60,779,965	34,366 (20.0)	31.2
燃 料 の 燃 焼	ガソリン(ℓ)	391,859	910 (0.6)	323,806	752 (0.4)	△ 17.4
	灯油(ℓ)	693,068	1,725 (1.2)	844,365	2,102 (1.2)	21.9
	軽油(ℓ)	450,739	1,165 (0.8)	240,056	621 (0.4)	△ 46.7
	A重油(ℓ)	68,098	185 (0.1)	64,517	175 (0.1)	△ 5.5
	LPG(m ³)	97,745	588 (0.4)	78,283	468 (0.3)	△ 20.4
	天然ガス(m ³)	6,309	14 (0.0)	0	0 (0.0)	△ 100.0
	都市ガス(m ³)	1,037,003	2,382 (1.7)	815,685	1,874 (1.1)	△ 21.3
	計		6,969 (4.9)		5,991 (3.5)	△ 14.0
一般廃棄物の焼却(t)		168,120	2,958 (2.1)	179,694	3,040 (1.8)	2.8
一般廃棄物中のプラスチック類の焼却(t)		32,396	89,738 (62.6)	39,829	110,325 (64.3)	22.9
溶融炉でのコークスの使用量(t)		4,735	15,006 (10.5)	4,752	15,060 (8.8)	0.4
廃棄物の埋立て処分(t)		0	0 (0.0)	0		増減なし
下水の処理量(m ³)		36,361,683	2,476 (1.7)	40,371,808	2,813 (1.6)	13.6
下水汚泥の焼却量(t)		0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	増減なし
し尿の処理量(m ³)		0	0 (0.0)	115,195	0 (0.0)	増減なし
その他			59 (0.0)		72 (0.0)	22.8
合 計			143,392 (100)		171,668 (100)	19.7

資 8－6 温室効果ガスの種類別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

種類	主な発生源	H22	H28	増減 % (H28/H22)
		排出量(t-CO ₂)	排出量(t-CO ₂)	
		構成割合(%)	構成割合(%)	
二酸化炭素 (CO ₂)	・電気使用・燃料使用(コークス、ガソリン、灯油等) ・一般廃棄物(プラスチック類)の焼却	137,899 (96.2)	165,784 (96.6)	20.2
メタン (CH ₄)	・一般廃棄物の焼却 ・下水道処理 ・埋立による排出	677 (0.5)	894 (0.5)	32.0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・燃料使用(灯油、A重油) ・一般廃棄物の焼却 ・自動車走行	4,805 (3.4)	4,987 (2.9)	3.8
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・封入カーエアコンの使用	10 (0.0)	3 (0.0)	△ 68.6
合計		143,392 (100)	171,668 (100)	19.7

資 8－7 目標達成状況（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

目標の対象	数値目標 (H28)	H22 (基準年度)	H28	増減 % (H28/H22)
温室効果ガスの総排出量に関する削減目標				
温室効果ガスの総排出量 (t-CO ₂)	24.0%削減	143,392	171,668	19.7
温室効果ガスの排出量(一般廃棄物分野等を除く)に関する削減目標				
温室効果ガスの排出量 (一般廃棄物分野を除く) (t-CO ₂)	12.0%削減	33,155	40,357	21.7
原単位あたりの目標				
本市所管施設の床面積(1㎡) あたりの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	12.0%削減	26.7	37.7	41.2
公用車1台あたりの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	6.3%削減	2,584	3,340	29.3
分野別(項目別)目標 [直接的に温室効果ガスの排出削減に繋がる項目]				
電気の使用に基づく温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	12.0%削減	26,186	34,366	31.2
燃料の使用に基づく温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ※1	12.0%削減	4,865	4,663	△ 4.2
公用車の燃料使用に基づく温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ※2	6.3%削減	2,163	1,400	△ 35.3
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	28.4%削減	2,958	3,040	2.8
一般廃棄物中のプラスチック類の 焼却に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	28.4%削減	89,738	110,325	22.9
分野別(項目別)目標 [間接的に温室効果ガスの排出削減に繋がる項目]				
水使用量 (㎡)	10.0%削減	1,010,727	881,416	△ 12.8
コピー用紙購入量 ※3 (枚)	10.0%削減	30,182,500	34,179,000	13.2
製品購入のグリーン化率 ※4 (%)	70.0%以上	63.7	86.8	
庁舎等から発生する廃棄物量 (kg)	10.0%削減	1,070,961	993,394	△ 7.2
庁舎等から発生する廃棄物のリサイクル率 (%)	55.0%以上	54.7	62.9	

※1・・・「燃料使用量」中の燃料は「A重油」「灯油」「都市ガス」「LPG」「軽油」を指す。

※2・・・「公用車燃料使用量」中の燃料は「ガソリン」「軽油」を指す。

※3・・・「コピー用紙購入量」の算定対象に学校等は含まない。

※4・・・「グリーン化率」とは「グリーン購入物品項目数÷単価契約物品中のグリーン項目物品数」を指す。

資 8－8 大分市のエコエネルギー導入状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

1. 太陽光発電（照明灯を除く）

No.	設置個所	設備概要・規模等	備考
1	七瀬川自然公園	8 kW	H10 年度
2	下郡小学校	4.35 kW	H13 年度
3	田ノ浦公園駐車場	70 kW	H14 年度
4	市内 5 ケ所 （不法投棄監視カメラシステム）	0.9 kW	H14 年度
5	大在西小学校	30 kW	H16 年度
6	市内 3 ケ所 （不法投棄監視カメラシステム）	0.39 kW	H20 年度
7	大在中学校	10 kW	H22 年度
8	大在市民センター	5 kW	H22 年度
9	坂ノ市市民センター	15 kW	H22 年度
10	大道小学校	10 kW	H23 年度
11	坂ノ市小学校	10 kW	H23 年度
12	滝尾中学校	10 kW	H23 年度
13	大分市水道局 横尾浄水場	10 kW	H23 年度
14	南大分小学校	5.5 kW	H24 年度
15	ホルトホール大分	15 kW	H25 年度
16	大分市役所 第 2 庁舎	10 kW	H25 年度
17	春日町小学校	10 kW	H25 年度

２．ソーラー照明灯

No.	設置個所	規模等	備考
1	下郡小学校	13 基 (0.26kW)	H13 年度
2	大分市廻栖野	36 基 (0.648kW)	H15 年度
3	大在西小学校	15 基 (0.195kW)	H16 年度
4	上野ヶ丘中学校	1 基 (0.014kW)	H19 年度
5	上野ヶ丘中学校	5 基 (0.02kW)	H20 年度
6	神崎中学校	3 基 (0.043kW)	H19 年度
7	大分市荷揚町 (歩道)	1 基 (0.02kW)	H19 年度
8	市道汐見竹下線	8 基 (0.032kW)	H20 年度
9	松岡小学校	3 基 (0.024kW)	H20 年度
10	佐賀関小学校	3 基 (0.043kW)	H20 年度
11	佐賀関中学校	3 基 (0.043kW)	H20 年度
12	市道羽田 8 号線	7 基 (0.161kW)	H21 年度
13	市道羽田 1 7 号線	5 基 (0.115kW)	H21 年度
14	都市計画道路下郡羽田線	4 基 (0.092kW)	H21 年度
15	大在中学校	1 基 (0.006kW)	H22 年度
16	学校給食西部共同調理場	6 基 (0.036kW)	H22 年度
17	都市計画道路下郡羽田線	9 基 (0.207kW)	H22 年度
18	大南市民センター	3 基 (0.018kW)	H22 年度
19	都市計画道路下郡羽田線	8 基 (0.184kW)	H23 年度
20	水道局	39 基 (0.134kW)	H24 年度
21	葬斎場	15 基 (0.055kW)	H25 年度

3. 太陽熱利用

No.	設置個所	設備概要・規模等	備考
1	大分駅南市営住宅みやびのもり	真空ガラス式 集熱面積 21.84 m ² 蓄熱容量 2.0 m ³	H11 年度
2	西部清掃事業所	集熱面積 60 m ² 蓄熱容量 3 m ³	H11 年度
3	中央消防署明野出張所	集熱面積 6.0 m ² 蓄熱容量 330 リットル	H13 年度
4	南消防署	真空式ソーラーシステム 集熱面積 18.54 m ² 蓄熱容積 27ℓ	H18 年度

4. 廃棄物発電、熱利用

No.	設置個所	規模等	備考
1	福宗環境センター清掃工場	6,000kW（工場内消費、余剰分は売電） 給湯、冷暖房	H9 年度 ※設置者は大分市、由 ・大分環境衛生組合
2	佐野清掃センター清掃工場	9,500kW（工場内消費、余剰分は売電） 給湯、冷暖房、佐野植物公園の足湯 及び温室	H15 年度

5. 天然ガスコージェネレーション

No.	設置個所	規模等	備考
1	学校給食西部共同調理場	25kW	H22 年度

6. クリーンエネルギー自動車

No.	区分	用途	規模等	備考
1	ハイブリッド車	公用車	1 台	H13 年度
2	ハイブリッド車	小型パッカー車	3 台	H21 年度
3	ハイブリッド車	小型プレス車	3 台	H23 年度
4	電気自動車	公用車	2 台	H23 年度
5	ハイブリッド車	公用車	1 台	H24 年度
6	プラグインハイブリッド車	公用車	1 台	H24 年度
7	ハイブリッド車	公用車	1 台	H25 年度
8	ハイブリッド車	公用車（水道局）	1 台	H25 年度
9	電気自動車	公用車（水道局）	1 台	H25 年度
10	ハイブリッド車	公用車（水道局）	1 台	H26 年度
11	燃料電池自動車	公用車	1 台	H27 年度
12	燃料電池自動車	公用車	1 台	H28 年度